

全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）資料

平成22年1月14日(木)

社会・援護局

I 社会関係

(重点事項)

頁

第1	生活保護制度等について（保護課、自立推進・指導監査室）	
1	緊急経済対策における「住まい対策の拡充」について	1
2	自立支援の充実・強化について	6
3	平成22年度生活保護基準について	11
4	漏給防止・濫給防止対策の推進等について	14
5	生活保護法施行事務監査等について	21
第2	地域福祉の推進等について（地域福祉課、総務課）	
1	地域福祉の推進等について	24
2	生活福祉資金貸付制度について	28
3	ホームレス対策について	30
4	矯正施設退所者の地域生活定着支援について	32
5	ひきこもり対策について	34
第3	消費生活協同組合の指導・監督について（消費生活協同組合業務室）	36
第4	地方改善事業等について（地域福祉課）	39
第5	独立行政法人福祉医療機構について（福祉基盤課）	
1	機構の業務について	41
2	社会福祉振興助成費補助金（仮称）について	41
3	福祉貸付事業（平成22年度予算（案））について	42
4	社会福祉施設職員等退職手当共済事業について	45
第6	福祉・介護人材について（福祉基盤課）	
1	経済連携協定に係る外国人介護福祉士候補者の受入れについて	48
2	福祉・介護人材確保対策について	50
第7	社会福祉の基盤整備について（福祉基盤課）	
1	社会福祉法人について	62
2	社会福祉施設の運営等について	64
第8	災害対策等について（災害救助・救援対策室）	70

(予算概要)

頁

平成22年度予算(案)の概要

・平成22年度予算(案)の概要	80
-----------------	----

(参考資料)

頁

1 生活保護の動向	87
2 ホームレスの実態に関する全国調査結果(概数調査)	96
3 独立行政法人福祉医療機構貸付事業	101
4 民間金融機関との強調融資(併せ貸し)制度の概要	103
5 社会福祉施設職員等退職手当共済事業	105
6 都道府県福祉人材確保担当課一覧	106
7 都道府県福祉人材センター・バンク一覧	107
8 都道府県別社会福祉士会等職能団体名簿	109
9 福利厚生センター関係資料	112
10 平成22年度社会福祉研修実施計画(案)	115
11 都道府県別社会福祉士等会員数	116
12 社会福祉法人の新会計基準(素案)について	118
13 福祉サービス第三者評価の都道府県別受審件数	139
14 平成21年度災害救助法適用状況	140
15 福祉避難所の指定状況について	141

II 援護関係

頁

(予算概要)

平成22年度援護関係予算(案)の概要	142
--------------------	-----

(連絡事項)

1 戦後65周年に向けた取組	143
2 遺骨収集等慰霊事業	145
3 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達	149
4 中国残留邦人等に対する支援策の実施	152
5 旧ソ連抑留中死亡者資料の入手と遺族調査	153
6 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の時効失権防止	154
7 昭和館・しょうけい館の入館促進	155

(参考資料)

1 平成22年度予算(案)事項別内訳	156
2 援護年金について	159
3 援護年金等受給者数	160
4 恩給関係経費について	161
5 昭和館について	162
6 しょうけい館について	163

I 社会関係

重 点 事 项

第1 生活保護制度等について（保護課、自立推進・指導監査室）

1 緊急経済対策における「住まい対策の拡充」について

平成21年度第一次補正予算においては、厳しさを増している雇用失業情勢に対応するため、休業、教育訓練等を実施した事業主を対象とした雇用調整助成金の拡充や地域のさらなる雇用創出のための緊急雇用創出事業（基金）の積み増し等が実施され、あわせて、住宅手当をはじめとする第2のセーフティーネットを構築し、離職者の生活及び求職活動を支援するため、職業訓練、再就職、生活、住宅への総合的な支援に取り組んできたところである。

しかしながら、依然として厳しい雇用失業情勢が続く中、政府において、平成21年12月に新たな経済対策として、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」が決定され、その中の雇用対策の一つとして、「貧困・困窮者支援の強化」に取り組むこととしているところである。

具体的には、求職中の貧困・困窮者の方々が、安心して生活が送れるようにするため、各支援策を強化し、実効ある貧困・困窮者支援策（「第2のセーフティーネット」）の確立のため、「ワンストップ・サービス・デイ」の実施支援、ハローワークのワンストップ相談機能の充実、「住まい対策」の拡充、各支援制度の運用改善、職業訓練とその期間中の生活保障を行う求職者支援制度の創設に向けた検討などの施策に取り組むこととしているところである。

「住まい対策」の拡充については、平成20年の経済危機以降、厳しい雇用情勢が続く中、派遣労働者の雇い止め等により住居を喪失した方、ホームレス、生活保護を受給する方等が更に増加することが懸念されることから、「住宅手当」や、空き社員寮等の借り上げによる「緊急一時宿泊施設」の設置等の継続的支援を拡充するとともに、就労支援員、住宅確保・就労支援員の増員により、生活・就労支援等を強化することとしている。

具体的には、平成21年度第二次補正予算（案）において、

- ① 住宅手当の支給期間を最長6か月間としていたところを、一定の条件下でさらに3か月間の延長措置を可能としたこと

- ② 空き社員寮、簡易宿泊所等の借り上げ方式によるホームレス緊急一時宿泊施設（シェルター）の増設及び施設利用者や退所者に対する相談支援員の配置等
- ③ 離職により住居を喪失した方に対して、いち早く安価で安定した住居の提供を目的とした公営住宅（複数世帯用）の空き家への間仕切り改修工事費の補助
- ④ 生活保護受給者に対する就労支援員及び住宅手当受給者に対する住宅確保・就労支援員の増員等を通じた自立支援の強化

などに要する経費を「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」に700億円計上し、各都道府県の基金に積み増しすることにより、平成22年度においても引き続き、切れ目のない形で生活・就労支援対策を行うこととしたところである。

(1) 住宅手当緊急特別措置事業について

現下の厳しい雇用失業情勢に対応し、住宅を喪失した離職者等への対策に万全を期するため、雇用施策を補完する制度として、平成21年度第一次補正予算において「住宅手当緊急特別措置事業」を創設し、平成21年10月から実施しているところである。

この事業は、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失した方又は喪失するおそれのある方に対して住宅手当を支給することにより、これらの方々に対して安定した住居を確保できるよう支援するとともに、住宅確保・就労支援員による就職活動支援を目的としているものである。

現在のところ、事業開始後の支給決定件数は以下のとおりである。

【住宅手当支給決定件数】

年 度	住居喪失者	喪失するおそれのある者	合計
平成21年10月	103件	1,641件	1,744件
平成21年11月	376件	2,339件	2,715件
合計	479件	3,980件	4,459件

(厚生労働省保護課調べ)

本事業を利用者の方々の視点に立って更に使いやすい制度とするため、平成21年度中に収入要件をはじめとする要件の見直しを行うとともに、必要な運用改善を図ることとしている。

また、本事業は、上記のとおり、6か月間内の就職活動によって再就職を目指すことを支援する制度であるが、引き続き厳しい雇用情勢が見込まれる中であって、6か月の住宅手当支給期間内に就職できず、就職が決まらないままに再度住居を喪失してしまうなど、安心して就職活動ができない方の増加が懸念される。

このため、平成22年度においては、最長6か月間としていた支給期間を、就職活動の実績等一定の条件の下、更に3か月間延長することを可能とする。

今後も、利用者の視点に立った必要な運用改善等を図り、離職者が安心して再就職に向けた活動を行えるよう、実効性のある支援を実施していくこととしているので、各自治体においても、より一層の本事業の周知、広報及び利用促進に取り組んでいただきたい。

(2) 就労支援体制の充実について

住宅手当緊急特別措置事業は再就職に必要な居住環境の確保とあわせて再就職又は収入増に向けた強力な就労支援による自立を目的としていることから、住宅手当の支給にあわせ、各実施主体に住宅確保・就労支援員を配置し、住宅の確保や就労に関する相談・面接、ハローワークへの同行訪問等の支援を継続的に実施することが極めて重要である。

については、住宅手当受給者に対する就労支援の強化を図るため、平成21年度第二次補正予算（案）において、平成22年度に継続する住宅確保・就労支援員について約1,250名の増員（1,250名→2,500名）を図ったところである。

各自治体においては、本事業の利用促進を通じて就労支援の強化を図ることにより、より一層の効果的な事業実施に取り組んでいただきたい。

(3) 公営住宅の間仕切り設備の工事費補助について

離職によって住居を喪失した方に対する支援については、(1)の住宅手当緊急特別措置事業の実施とあわせて、安価な家賃による公的賃貸住宅の空家の活用が実施されているところである。

具体的には、公営住宅等のうち、一定期間以上の空き家となっている住宅について、通常の家賃から一定割合を減額した額で、期限付きで離職者に提供するものである。

本事業は、この住宅施策を活用し、離職によって住居を喪失した方（主として単身世帯）に、いち早く安価で安定した住居を提供するため、公営住宅（複数世帯用）の空き家に間仕切り工事（壁の改修、ドアの鍵付け等）を行う場合の改修工事費の補助を行うこととしている。

離職により住居を喪失した方に対する公営住宅の空き家の活用は、地方公共団体の住宅施策として実施されるものであることから、間仕切り設備の改修工事の実施にあたっては、地方公共団体の公営住宅部局の理解と協力が必要不可欠である。

このため、近く、公営住宅を所掌する国土交通省から地方公共団体の公営住宅部局に対し、本事業に係る周知等が行われる予定である。

については、公営住宅担当部局との十分な連携のもと、本事業の積極的な実施に取り組み、離職により住居を喪失した方にいち早く安定した住居が提供されるよう、さらなる取組みをお願いしたい。

緊急雇用創出事業臨時特例交付金の概要（案）

～「住まい対策」事業～

1 目的

平成20年秋からの経済危機による厳しい雇用情勢の中にあって、派遣労働者の雇い止め等により、住居を喪失する者の更なる増加が懸念される所であり、これら住居や職を喪失した者への対策を充実させるため、緊急雇用創出事業臨時特例交付金を交付し、もって住居や職を喪失した者の住居の確保と就労支援等を図ることを目的とする。

2 交付金の規模

平成21年度補正予算額（案） 700億円

3 交付金の交付先

交付金は、都道府県に対し、その申請に基づいて交付する。

なお、交付金は、補助金等適正化法の適用の対象とする。

4 交付金事業の実施

交付金は、平成21年度に基金を造成したが、目下の厳しい雇用情勢から、雇い止め等により住居を喪失した者等への更なる対策の拡充を図るため、平成21年度中に基金を積み増すことを目的として交付し、造成された基金を活用して、平成22年度末まで支出することができるものとする。

5 交付対象事業

国から交付された交付金を、平成21年5月29日付職発第0529002号厚生労働省職業安定局長通知の別紙「緊急雇用創出事業実施要領」により、都道府県に造成された基金に積み増しし、以下の事業を実施する。

(1) 住宅手当緊急特別措置事業

離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に住宅手当を支給し、就労支援を行う。

(2) ホームレス事業

ホームレス及びホームレスとなるおそれのある者に対する簡易宿泊所等の借り上げによる緊急一時宿泊施設の増設やホームレス総合相談推進事業の充実等を図る。

(3) 公営住宅の間仕切り設備の工事費補助

離職によって住宅を喪失した者にいち早く安価で安定した住居を提供するため公営住宅(複数世帯用)の空き家に間仕切り工事を行う改修工事費の補助を行う。

(4) 就労支援の強化

生活保護受給者及び住宅手当受給者に対し、就労支援員等の増員を行うことにより、支援の強化を図り、早期の就労及び自立を促す。

(5) 生活福祉資金貸付事業

貸付の相談窓口である市町村社会福祉協議会の相談体制を充実させることにより、低所得者等に対し、貸付とあわせて相談支援を行う。

6 補助率

国 10/10

2 自立支援の充実・強化について

(1) 自立支援プログラムの一層の推進について

ア 自立支援プログラムの更なる活用について

平成17年度から、組織的に被保護世帯の自立を支援するため、自立支援プログラムを導入している。

当省としては、自立支援プログラムの推進のため、

- ・ セーフティネット支援対策等事業費補助金による自治体の実施体制整備の支援拡充
- ・ 生活保護受給者等就労支援事業の推進及び労働行政等関係機関との連携の強化
- ・ 自治体における取組状況に関する情報の提供

等により、引き続き、自治体の取組を支援していくこととしている。

平成20年度末現在の自立支援プログラムの策定状況は、下表のとおりであり、各自治体の取組は着実に進んでいるところである。一方で、被保護者の抱える課題は多様化しており、きめ細かい支援が求められることから、各自治体においては、平成21年3月に全福祉事務所に配布した「生活保護自立支援プログラム事例集」を参考に、更に幅広い自立支援プログラムの策定・実施に取り組みたい。特に、現下の経済・雇用情勢を踏まえて、就労支援の充実・強化をお願いする。

また、平成20年度までに、すべての自治体において、生活保護受給者等就労支援事業以外の就労支援に関するプログラム及び債務整理に関するプログラムの策定をお願いしているところであり、未だ策定していない自治体におかれては、早急に整備するようお願いする。

【自立支援プログラム策定数】

(単位：プログラム)

	21年3月末	20年3月末	増加数
経済的自立に関する自立支援プログラム	1,517 (842)	1,360 (834)	+157
日常生活自立に関する自立支援プログラム	1,801 (739)	1,269 (578)	+532
社会生活自立に関する自立支援プログラム	287 (199)	240 (173)	+47
合計	3,605	2,869	+736

(20年3月末欄の()は策定自治体数(868自治体中))

(21年3月末欄の()は策定自治体数(892自治体中))

イ 子どもの健全育成支援事業の更なる活用について

子どものいる生活保護世帯の自立支援には、子どもの健全育成という観点から、日常生活支援、養育支援、教育支援など、福祉事務所が地域の社会資源等と連携しつつ幅広い支援をきめ細かく展開することが重要である。

このため、①子どもやその親が日常的な生活習慣を身につけるための支援、②子どもの進学に関する支援、③引きこもりや不登校の子どもに関する支援などを内容とする「子どもの健全育成支援事業」を平成21年7月に創設したところである。

「貧困の再生産」や「子どもの貧困」の防止のためには、金銭給付だけでなく、こうした子どもの健全育成支援事業をはじめとする福祉事務所の積極的な教育支援、生活支援があって、その十分な効果が期待されるものと考えられる。

平成21年12月現在、本事業の活用状況は以下の通りである。

【平成21年度 子どもの健全育成支援事業実施自治体】

実施主体	実施方法	事業内容
北海道苫小牧市	委託	子どもが健全に育成される環境を整備する
北海道深川市	雇用	長期不登校児童生徒に対し、教科学習、相談活動などの支援を行う
山形県	雇用	日常生活、進学、引きこもり、不登校の児童生徒に対し、健全育成のための相談・援助を行う
埼玉県新座市	雇用	日常生活、進学、引きこもり、不登校の児童生徒に対し、健全育成のための相談・援助を行う
大阪府①	雇用	高校進学を希望する子どもに対し、学習支援、生活指導、カウンセリングを行う
大阪府②	雇用	家庭環境、進路等に問題のある世帯に対し、生活習慣、進学、就学状況の見守り等の支援を行う
徳島県	雇用	日常生活、進学、引きこもり、不登校の児童生徒に対し、健全育成のための相談・援助を行う
高知県	雇用	日常生活、進学、引きこもり、不登校の児童生徒に対し、健全育成のための相談・援助を行う
沖縄県宜野湾市	雇用	進学を希望する子どもや教育環境に問題を抱える世帯を対象に、就学支援を行う
岡崎市	雇用	日常生活、進学、不登校の児童生徒に対し、健全育成のための相談・援助を行う
福山市	雇用	日常生活、進学、引きこもり、不登校の児童生徒に対し、健全育成のための相談・援助を行う
長崎市	雇用	日常生活、進学、引きこもり、不登校の児童生徒に対し、健全育成のための相談・援助を行う

長期的な観点での保護の自立を目指す本事業の趣旨をかんがみ、社会福祉法人、NPO法人、教育委員会等地域の社会資源を活用しながら、より一層の積極的な活用をお願いしたい。

(2) 就労支援の一層の推進について

ア 生活保護受給者等就労支援事業について

平成17年度から、福祉事務所とハローワークが連携して、就労意欲が一定程度以上ある生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して、生活保護受給者等就労支援事業を実施している。

平成21年度においては、ハローワークに配置する就労支援ナビゲーターの増員を図るとともに、手続の簡素化のための改正を行ったところである。

なお、平成20年度の実績は以下のとおりである。

【生活保護受給者等就労支援事業の実施状況】

年 度	支援対象者	就職件数	就 職 率
平成19年度	9,919人	5,315人	53.6%
平成20年度	10,160人	5,209人	51.3%

(厚生労働省職業安定局まとめ)

平成22年度においても、ハローワークに配置する就労支援ナビゲーターを増員することとしていることから、各自治体においては、本事業のより一層の活用をお願いする。

イ 就労支援員を活用した自立支援の推進について

就労意欲・就労能力は一定程度あるが、就労に当たってのサポートが必要な方に対しては、福祉事務所に配置された就労支援員が就労支援を行うことにより、大きな成果をあげている。

多くの実施機関が生活保護現業職員の十分な確保に苦慮している現状においては、生活保護受給者が就労して自立を目指すに当たりきめ細かな支援を行うことができる就労支援員は必要不可欠な存在となってきた。

現在の就労支援員による成果は以下の通りである。

【就労支援事業の実績】

年 度	支援対象者	新規就労・増収	%	費用対効果
平成19年度	27,335人	10,583人	38.7%	約3.6倍 (人件費:約14億円 効果額:約53億円)
平成20年度	34,052人	12,135人	35.6%	約5.5倍 (人件費:約16億円 効果額:約89億円)

就労阻害要因を抱える被保護者に対しては、単に就職活動の指示を行うだけでは就職が難しいのが現状であり、効果的な就労支援を実施するためには、アセスメントを行って就労阻害要因を把握し、生活保護開始後早期の段階から寄り添った支援が必要である。

については、平成21年度第二次補正予算（案）において約2,500名の増員（550名→3,050名）を図ったので、平成22年度中に、すべての自治体において就労支援員を配置するとともに、現に就労支援員を配置している自治体においても、より強力に就労支援の取組みを進める観点から、就労支援員のさらなる増配置をお願いする。

ウ 就労意欲喚起等支援事業の更なる活用について

これまで支援の対象にはなりにくかった特に就労意欲の低い方についても、重点的に就労支援を行う必要があることから、平成21年度より「就労意欲喚起等支援事業」を実施している。

具体的な事業内容としては、

- ① 就労意欲や生活能力・就労能力が低いなどの就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対して、既存の就労支援策へスムーズにつなげるための前段階として、就労意欲の喚起、生活能力・就労能力の向上のための支援
- ② 就労意欲や生活能力・就労能力が特に低いなど個別性の高い支援が必要である被保護者、ハローワークの活用が困難な地域の被保護者、就労支援員が配置されていない福祉事務所の被保護者等に対して、就労意欲の喚起から職業訓練、職業紹介、就職活動、離職防止に至るまでの総合的な支援

これらの支援策を地域資源であり専門的な経験・知識等を持つ社会福祉士会、NPO法人や民間職業紹介事業者等に委託するなどを通じて、効果的に事業を実施するものである。

平成21年12月現在、本事業の活用状況は以下のとおりである。

【平成21年度 就労意欲喚起等支援事業実施自治体】

実施主体	実施方法	事業内容
北海道釧路市	委託	就労意欲の喚起から、職業訓練等の総合的支援を行う
千葉県	雇用	嘱託職員やキャリアカウンセラー等により、働くことの意味からハローワーク等の活用法、履歴書の作成等までをセミナー形式で説明・研修を行う

(続く)

実施主体	実施方法	事業内容
大阪府吹田市	委託	就労支援員により、就労支援及び自立支援を図る
福岡県大牟田市	委託 雇用	本事業のコーディネーターとして臨時職員を雇用し、長期間就労していない等、就労に不安を抱える者や就労意欲の低い者を対象に委託事業所と連携し、就労体験を実施していくことで就労意欲の喚起を行う
宮崎県日向市	雇用	自立生活相談員を配置し、社会的自立が困難な被保護者に対し、実生活に即した適切な助言、相談及び指導を行うとともに、勤労意欲の喚起、ハローワークへの同行訪問を行う
沖縄県宜野湾市	雇用	求職活動が不十分な者、就労促進が必要な者に対し、就労意欲促進を図る
大阪市	委託	キャリアカウンセラーの派遣を受け、就労意欲の低い者へのカウンセリングや職員研修等を行う
神戸市	委託	就労が困難な母子世帯に対し、社会福祉施設等で職業訓練等を実施し、就労を支援する
福岡市	委託	就労意欲喚起のためのカウンセリング、職業紹介等の支援事業を行い、就労意欲の助長を図る
旭川市	委託	①年齢や経歴等により求職活動が停滞気味の者や、近い将来求職活動に入る予定の者等を対象に、就労意欲の喚起等を図る ②一般就労が困難な者に対し、ボランティアやカウンセリングを通じて、各人に応じた社会参加、就労体験の場を提供することにより、社会的自立を促進する
青森市	委託	社会福祉法人等の協力のもと、就労を体験する場を提供してもらい、生きる自信を回復するとともに、就労意欲の向上を目指す
大津市	委託	就労能力向上のため就業体験事業（農作業従事）などの職業訓練を行う
東大阪市	委託	キャリアカウンセラーや社会福祉士等の派遣を受け、カウンセリングの実施等により就労意欲を喚起する
宮崎市	雇用	就労意欲喚起相談員を配置し、面接相談の段階から就労意欲喚起等を含めた就労支援を行う

本事業については、地域の社会福祉士会、NPO法人や民間職業紹介事業者等にあまり知られていない状況も見受けられるので、こうした民間団体等の協力を得つつ、本事業のより一層の活用をお願いしたい。

3 平成22年度生活保護基準について

(1) 子ども手当の施行に伴う対応について

子ども手当は、中学校修了までの児童を対象に、現行の児童手当と併せて子ども1人当たり月額1万3千円が支給されるものであり、平成22年度予算（案）において所要額が計上されたところである。

子ども手当の支給にあわせて、生活保護制度における同手当の取扱いについては、子ども手当は収入認定の対象となるが、子ども手当の効果が被保護世帯に及ぶよう、所要の措置を行うこととしている。

具体的には、現行の児童手当における取扱いと同様、子ども手当を収入認定した上で、児童養育加算を拡充（予定）し、基準額を子ども手当と同額の1万3千円まで引き上げるとともに、対象者を中学校修了までの児童に拡大することとしている。

(2) 平成22年度生活扶助基準について

ア 母子加算の支給について

母子加算については、三党連立政権合意を踏まえ、子どもの貧困解消を図るため、平成21年12月より復活したところであるが、平成22年度においても、引き続き支給することとし、平成22年度予算（案）において所要の経費を計上したところである。

母子加算（月額） 23,260円（在宅、1級地、児童1人の場合）

※ 平成21年度と同額

イ 平成22年度生活扶助一般基準について

生活扶助基準は、一般国民の消費水準との均衡を適切に図るため、国民の消費動向や社会経済情勢等を総合的に勘案して、改定することとしている。

平成22年度については、完全失業率が5%を超え高水準で推移するなど、現下の厳しい経済・雇用状況を踏まえ、国民生活の安心が確保されるべき状況にあることにかんがみ、据え置くこととした。（別紙参照）

(3) 公立高校の授業料無償化等に伴う対応について

平成22年度予算(案)において、公立高校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金(私立高校生について、就学支援金を支給することにより、世帯の教育費負担を軽減する制度。被保護世帯を含む低所得世帯については、年間約24万円が支給される予定)の導入が盛り込まれたところである。

本制度は、被保護世帯も対象としていることから、同制度の実施にあわせて、現行の高等学校等就学費について、授業料を削除するなど所要の改定を行うこととしている(予定)。

(4) その他

生活扶助(重度障害者他人介護料)、住宅扶助(住宅維持費)、出産扶助(施設分娩)、生業扶助の技能修得費(高等学校等就学費を除く。)及び葬祭扶助については、それぞれの扶助の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施することとしている。

(別紙) 平成22年度予算(案)における基準額(月額)の具体的事例

1. 標準3人世帯【33歳、29歳、4歳】

(月額:単位:円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	175,170	167,870	160,580	153,270	145,980	138,680
住宅扶助 (注1)	69,800	59,000	53,000	46,000	40,100	34,100
合計	244,970	226,870	213,580	199,270	186,080	172,780
就労収入が手元に残る額(勤労控除) (注2)	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220
医療扶助、出産扶助等	上記額に加えて、医療、出産等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 住宅扶助の額は、1級地-1:東京都区部、1級地-2:千葉市、2級地-1:高松市、2級地-2:日立市、3級地-1:輪島市、3級地-2:八代市とした場合の21年度における上限額の例である。

注2 就労収入が10万円の場合の例。

注3 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

2. 高齢者単身世帯【68歳】

(月額:単位:円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	80,820	77,190	73,540	69,910	66,260	62,640
住宅扶助 (注)	53,700	45,000	41,000	35,400	31,000	26,200
合計	134,520	122,190	114,540	105,310	97,260	88,840
医療扶助、介護扶助等	上記額に加えて、医療、介護等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注 住宅扶助の額は、1級地-1:東京都区部、1級地-2:千葉市、2級地-1:高松市、2級地-2:日立市、3級地-1:輪島市、3級地-2:八代市とした場合の21年度における上限額の例である。

3. 母子2人世帯【30歳、4歳】

(月額:単位:円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	152,620	147,380	140,530	135,280	128,440	123,190
住宅扶助 (注1)	69,800	59,000	53,000	46,000	40,100	34,100
合計	222,420	206,380	193,530	181,280	168,540	157,290
就労収入が手元に残る額(勤労控除) (注2)	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220
医療扶助等	上記額に加えて、医療等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 住宅扶助の額は、1級地-1:東京都区部、1級地-2:千葉市、2級地-1:高松市、2級地-2:日立市、3級地-1:輪島市、3級地-2:八代市とした場合の21年度における上限額の例である。

注2 就労収入が10万円の場合の例。

注3 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

4 漏給防止・濫給防止対策の推進等について

(1) 無料低額宿泊施設等について

無料低額宿泊施設及び法的位置付けのない施設（以下「無料低額宿泊施設等」という。）については、実態調査を実施し、平成21年10月に集計結果の公表を行ったところである。

本調査により、一部の施設において不適切な事案が見受けられたことを踏まえ、早急に講じる対策として、以下の事項について留意いただくよう、平成21年10月に各自治体に対して通知を発出したところである。

- ① 訪問調査の徹底及び劣悪な住環境にある場合などの転居支援
- ② 消防署が行う防火安全対策への協力
- ③ 未届施設に関する関係部局との連携
- ④ 生活保護費の本人への直接交付の徹底
- ⑤ 無料低額宿泊施設の収支状況の公開の徹底

上記の事項に関するその後の改善状況等については、平成21年末にフォローアップ調査を実施し、現在集計中であるので、その結果がまとまり次第各自治体にお知らせするので、引き続き無料低額宿泊施設等への指導とそこに入居している生活保護受給者に対する適切な支援をお願いします。

また、優良な無料低額宿泊施設に財政支援を行うため、平成22年度予算（案）に居宅生活移行支援事業を創設したところである。

具体的には、生活保護受給者に対して、自立・就労を支援する職員を配置する無料低額宿泊施設に財政支援（100ヶ所程度）を行うこととしている。さらに、平成21年度第二次補正予算（案）において増員する「住宅確保・就労支援員」（1の（2）参照）を活用して、無料低額宿泊施設に入居している生活保護受給者の巡回相談・支援を強化されるようお願いする。

なお、昨今報道等で指摘されている無料低額宿泊施設等に対する法規制の是非を含めた無料低額宿泊施設等のあり方については、平成21年10月に省内に検討チームを設け、元入居者やその支援者、事業者、地方自治体等関係者からのヒアリング等を行っているところであるが、対応可能なものから随時速やかに実施していくことと

しているので、ご了承ください。

(2) 保護の相談・申請時における適切な窓口対応について

ア 失業等により生活に困窮する方々への支援の留意事項について

先般、政府の「緊急雇用対策」（平成21年10月23日緊急雇用対策本部決定）に基づき、失業等により生活に困窮する方々への支援として、ハローワークにおけるワンストップ・サービスが実施されたところである。職員の派遣等、ご協力いただいた関係地方公共団体には改めて厚く御礼申し上げます。

当該事業の実施に当たっては、利用者の方々から高い評価をいただいたところであるが、一方、失業等により生活に困窮する方々への支援について課題も生じている。各自治体におかれては、引き続き「職や住まいを失った方々への支援の徹底について」（平成21年3月18日社援保発第0318001号保護課長通知）及び「失業等により生活に困窮する方々への支援の留意事項について」（平成21年12月25日社援保発1225第1号保護課長通知）の趣旨を再度ご理解いただき、失業等により生活に困窮する方々への支援に当たっては、ハローワーク等の関係行政機関やホームレス支援を行うNPO法人等の民間団体と連携の上、効果的で実効ある生活保護制度の運用に努められたい。

イ 他法他施策の活用について

昨今、低所得者等に対する各種施策が新たに実施されており、特に、「就職安定資金融資事業」（平成20年12月より実施）、「訓練・生活支援給付金」及び「訓練生活支援資金融資」（平成21年7月より実施）、「日系人離職者に対する帰国者支援事業」（平成21年4月より実施）、「住宅手当緊急特別措置事業」（平成21年10月より実施）、「総合支援資金」（平成21年10月より実施）、「臨時特例つなぎ資金」（平成21年10月より実施）及び「高等技能訓練促進費」（平成21年6月より改正）などについては、生活保護の適正な運用と生活保護受給者の自立支援の推進の観点から、保護の実施機関に対してもこれらの施策を周知し、理解を促されたい。特に、「日系人離職者に対する帰国者支援事業」については、事業の趣旨を十分理解し、本事業の活用を強要することのないよう十分留意されたい。

保護の実施機関においては、これらの施策のうち給付制度の活用が可能と考えられる方から生活保護の相談を受けた場合は、保護の補足性の考え方について相談者に説明し、これらの施策に関する情報を相談者に提供するとともに、その活用を図られたい。

(3) 年金担保貸付利用者の取扱い

年金担保貸付を利用している者への対応としては、「生活保護行政を適正に運用するための手引きについて」（平成18年3月30日社援保第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に基づき実施しているところであるが、昨年度の全国会議においてお示ししたとおり、現在、年金局及び（独）福祉医療機構とともに、以下の対応を検討しているところである。

- ① 年金担保貸付を契機に生活が困窮する事態とならないような金融機関での貸付審査時の対応
- ② （独）福祉医療機構に対し情報提供する生活保護世帯の対象範囲の拡大
- ③ 年金担保貸付を利用したことにより過去に生活保護を受給した者に対する、一定の貸付制限

このうち、①については、本年2月から年金担保貸付に関し金融機関における審査方法等の取扱いが変更され、満額返済の廃止や貸付審査の強化等を行うことで、年金担保貸付の利用により生活に困窮する事態が可能な限り生じない取扱いに改正することが決定されたところである。

また、②については、現在のエラー発生状況を勘案すれば、貸付窓口となる金融機関での混乱が予想されるため、エラー件数が減少されない限り実施は困難な状況である。

については、当省に対し情報提供する際に、記載誤りや記載漏れがないか事前に十分確認いただくようお願いする。厚生労働省としても、提供していただいた情報をデータベース化する業務を委託している業者に対し、入力時にエラーを発見した場合は随時福祉事務所に確認する業務を、平成21年10月から新たに委託したところであるので、平成21年10月1日付け事務連絡「年金担保貸付利用者のデータ提供に関する留意事項について」の内容を再度確認の上、管内実施機関に周知されたい。

さらに、③については、生活保護を受給していない世帯に対する制限となるため、

個人情報取扱いについて検討を要することや、(独)福祉医療機構におけるシステム改修を要することから、今年度中の実施は困難な状況となっている。

しかしながら、理由もなく年金担保貸付を利用して生活保護の受給を繰り返す等、資産の活用(月々の年金受給)を恣意的に忌避している場合については、生活保護法第4条に定める保護の受給要件を満たしていないものと解されるので、引き続き「生活保護行政を適正に運営するための手引き」(平成18年3月30日社援保第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)に基づき、適正に保護の決定にあたられたい。

(4) 他法他施策の優先適用について

ア 医療扶助における自立支援医療の優先適用について

生活保護の決定実施に当たっては他法他施策の優先活用が前提となっており、昨年度の会計検査院の現地検査においても、障害者自立支援法第58条に基づく自立支援医療(更生医療)制度の適用が適切に行われていない事例が見受けられるとの指摘を受けたところである。

については、主治医への病状調査や診療報酬明細書(レセプト)の傷病名の一斉点検など必要な調査を行うとともに、障害者手帳を有している被保護者については、障害の種別等を把握し、自立支援医療の対象となる可能性がある方の診療報酬明細書(レセプト)は重点的に点検するなど、被保護者の病名確認を的確に行うよう管内実施機関に対し指導を徹底されたい。

調査等の結果、自立支援医療など他法他施策の適用可能性のある方に対しては、遅滞なく他法他施策の適用に向けた申請指導を行うとともに、申請結果について本人からの聴取、障害担当課からの結果通知等により適切に把握するなど組織的に取り組むようお願いする。

イ 介護扶助における自立支援給付の優先適用について

介護保険の被保険者以外の生活保護受給者については、他法他施策で活用できる施策があれば、介護扶助に優先して適用することとなっているが、特に障害者自立支援法の自立支援給付について、今般、会計検査院からの指摘があったとおり、自立支援給付が介護扶助に優先することの認識が不十分等の理由により、自立支援給付が活用可能にもかかわらず、介護扶助を適用している実施機関が見受けられる。

このため、このような実施機関に対しては、介護扶助の支給決定に当たり、被保護者の心身の状態を的確に把握するとともに、被保護者に係る居宅サービス計画等のサービス給付の内容把握を行った上で、障害者手帳等の取得の可否や自立支援給付の適用についての検討を行い、適切な事務を行うよう指導を徹底されたい。

また、国においても、介護扶助運営要領の改正や実施機関における優良事例の紹介といった対応を行う予定である。

(5) 診療報酬明細書（レセプト）点検の充実・強化について

診療報酬明細書（レセプト）の点検は、医療扶助受給者の病状把握を行うとともに、医療扶助費の適正な支出を図るために必要不可欠なものである。

医療扶助費の適正な支出のため、すべてのレセプトについて資格・内容点検を実施していただき、適宜点検効果の検証を行い、効果が不十分と思われる場合は点検方法を見直す（セーフティネット支援対策等事業費補助金を活用した外部委託等）とともに、自立支援医療等の他法他施策の適用可能性についても点検するなど、より効果的かつ効率的な点検をお願いしたい。

(6) 生活保護事務のIT化の推進について

ア 生活保護業務データシステムについて

近年、生活保護受給世帯が増加し続けており、また、生活保護受給世帯の抱える課題は多様化、複雑化している。このような中、適切な生活保護行政を推進していくためには、国、自治体及び福祉事務所において生活保護に関係するデータの分析を通じた現状把握を行うことが不可欠である。また、生活保護受給世帯の増加に伴う業務量の増加に対応するためにも、福祉事務所においては、生活保護業務のIT化を通じて業務の効率化を図ることが重要となっている。

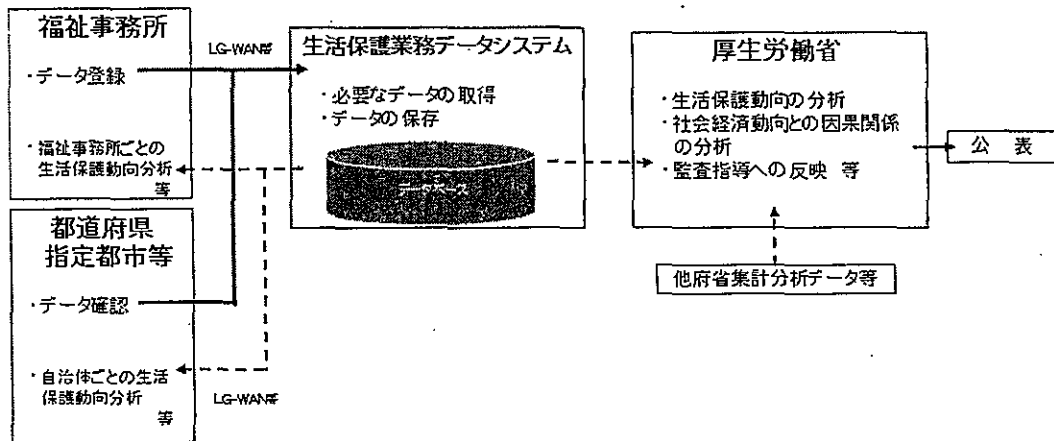
このような課題に対応するため、現在、厚生労働省が実施している各種業務報告、調査を見直すとともに、自治体及び福祉事務所のデータを一括して定期的に収集し、厚生労働省、自治体及び福祉事務所で共用できるデータベースを構築し、より詳細な生活保護動向の分析を行い、保護の適正化対策の推進及び政策の企画立案に活用することを目的とした「生活保護業務データシステム」を平成22年4月より一部運用開始する予定である。

試験導入で導入済みの自治体以外の自治体においては、順次生活保護システムの改修等を行い、平成22年度中に運用を開始していただくよう、計画的な導入・整備をお願いしたい。

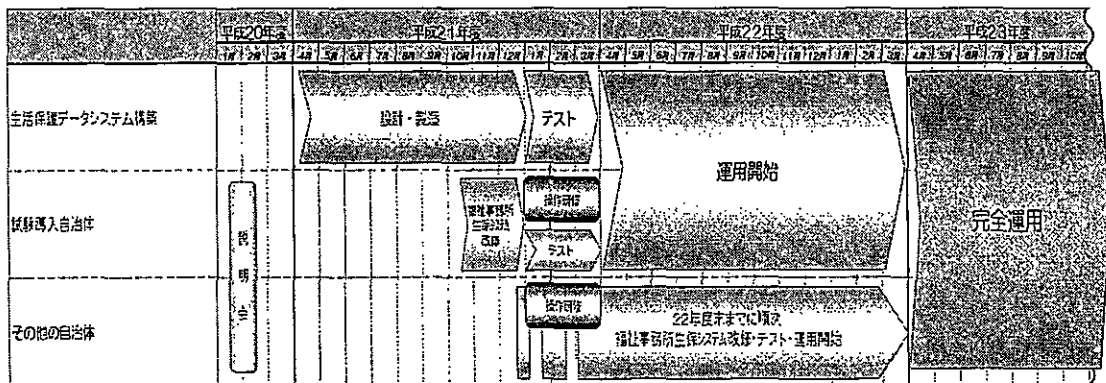
また、都道府県・指定都市・中核市本庁職員を対象とした「生活保護業務データシステム」の操作説明会を、本年3月中に東京にて開催する予定であるので、関係職員の出席方についてよろしくをお願いしたい。

(参考)

システム概念図



生活保護業務データシステム運用までのスケジュール



イ 医療扶助レセプトの電子化について

「IT新改革戦略」（平成18年1月19日IT戦略本部）に基づき、医療扶助レセプトの電子化に対応するため、平成21年度中に、一部自治体の協力の下、医療扶助レセプトの画像化等を行う「生活保護等版レセプト管理システム」ソフトウェアを開発を行い、平成22年度当初に各福祉事務所等に配布することを予定している。

また、電子レセプトを受領するための専用パソコン等設備を導入する際の費用については、平成22年度のセーフティネット支援対策等事業費補助金にて補助対象とする予定であるので、早期の受領体制の整備をお願いしたい。

なお、医療扶助レセプトのオンライン受領の実施時期については、これまで当省と社会保険診療報酬支払基金とで調整してきたところであるが、同基金にて現在、原則全レセプト（手書き等レセプト含む）をオンラインでデータ提供するためのシステム改修を行っているところであり、当該改修の完了が平成22年7月になる見込みである。

このことから、各実施機関におけるレセプトオンライン受領の実施時期については、平成22年7月提供（5月診療）分から可能となるので、御了知願いたい。

5 生活保護法施行事務監査等について

(1) 平成22年度の生活保護法施行事務監査の実施について

ア 都道府県・指定都市が実施する生活保護法施行事務監査

生活保護法施行事務の監査については、①管内福祉事務所ごとの問題点の把握、②それを踏まえた的確な指導監査の実施、③当該福祉事務所のその後の改善状況の確認等一連の事務がP D C Aサイクルを意識して、効果的に実施される必要がある。このためには、本庁の生活保護主管課長のリーダーシップと実施体制の確保が不可欠であるが、一部の本庁において、本庁生活保護主管課長が生活保護指導職員にもかかわらず、指導監査等に参画せず、そのため、管内事務所で重大な問題が発生している状況も見受けられる。

については、生活保護主管課長が問題を有する福祉事務所、大規模事務所等に対する指導監査に実地に参加し、改善に向けた指導を行う体制となるようご留意願いたい。

なお、厚生労働省においては管内福祉事務所の数等に応じ、担当課長をはじめ一定数の職員について、生活保護指導職員として人件費を補助しているところであるので念のため申し添える。

イ 当省が実施する生活保護法施行事務監査

平成22年度については、次の3類型に分類し実施することとしているので、了解願いたい。

【重点】毎年度、本庁及び複数の福祉事務所に対する実地監査を実施。

【一般A】毎年度、本庁及び一福祉事務所に対する実地監査を実施。

【一般B】毎年度、本庁監査（於：縣市本庁）を実施。なお、福祉事務所に対する実地監査は隔年で実施。

それぞれの類型の対象都道府県・指定都市については、後日、選定の上、連絡することとしている。

また、福祉事務所の選定については、4月の各都道府県・市からのヒアリングの結果に基づき決定することとしているが、事件・事故の発生した福祉事務所や本庁

監査において問題点の多い福祉事務所への監査を実施することとしている。

なお、重大な事件・事故の発生を踏まえ、必要に応じ追加監査、再指導又は特別監査を実施することとしている。

ウ 生活保護法施行事務監査にかかる生活保護指導職員会議について

近年、保護の相談・申請及び廃止における不適正な取扱い、職員による保護費の詐取などの不祥事、通院移送費を悪用した多額の保護費不正受給事例など広範囲にわたり種々の問題が生じており、本庁における管内福祉事務所に対する指導監査の充実が求められている。このような状況を踏まえ、各都道府県・指定都市の生活保護指導職員を対象に下記のとおり、会議を実施することとしている。詳細については、決定次第連絡することとしているので、監査班長など関係職員の派遣についてご協力願いたい。

○ 生活保護法施行事務監査にかかる生活保護指導職員会議

対 象 者：各都道府県・指定都市の生活保護指導職員

開催時期：平成22年5月中旬

開催日数：3日

開催場所：首都圏

内 容：国の監査の重点事項の趣旨や監査手法の徹底及び意見交換 等

(2) 生活保護査察指導員に対する研修について

ア 新任生活保護査察指導員基礎研修会について

保護の実施機関においては、保護の決定等について適正な事務処理が必要不可欠であるが、近年、生活保護査察指導員の約2割は現業経験がなく、査察指導機能が著しく低下していることから、保護の相談・申請及び廃止における不適正な取扱い、生活保護査察指導員等の業務の管理が不十分なことによる現業員の保護費の詐取、不十分なケース審査や決定実施事務につけこまれた通院移送費の保護費不正受給のような事例が発生している状況にある。

このような状況を踏まえ、生活保護の適正な運営を確保するため、現業経験のない生活保護査察指導員に対して、下記のとおり研修を実施することとしている。詳

細については、決定次第連絡することとしているので、関係職員の派遣等についてご協力願いたい。

○ 新任生活保護査察指導員基礎研修会

対象者：現業経験のない生活保護査察指導員

開催時期：平成22年5月下旬

開催日数：3日

開催場所：首都圏

内容：査察指導業務の基本についての発表及び意見交換等

イ 生活保護査察指導に関する研究協議会について

一定の経験を有する生活保護査察指導員を対象に、下記のとおり研究協議会を実施することとしている。詳細については決定次第連絡することとしているので、関係職員の派遣等についてご協力願いたい。

○ 生活保護査察指導に関する研究協議会

対象者：一定の経験を有する生活保護査察指導員

開催時期：平成22年8月下旬

開催日数：3日

開催場所：首都圏

内容：今求められる査察指導業務や自立支援についての事例発表及び研究協議等

第2 地域福祉の推進等について（地域福祉課、総務課）

1 地域福祉の推進等について（地域福祉課）

（1）地域福祉の推進について

- 地域福祉の推進に当たっては、誰もが住み慣れた地域で安心して生活を継続できるようにすることが重要である。これまで公的な福祉サービスは高齢者や障害者といった分野別に発展してきたが、地域の多様なニーズにきめ細かく対応していくためには、公的サービスと併せて、住民相互が地域で支え合う「新しい公共」の仕組みを構築する必要がある。そのため、先般、厚生労働省社会・援護局に「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」（以下「研究会」という）を設置し、平成20年3月末に報告書が取りまとめられたところである。

報告書では、住民と行政が協働して、地域における多様な生活ニーズへの的確な対応を図る上で、地域における「新たな支え合い」（共助）の領域を拡大、強化することが求められており、その際、行政（とりわけ市町村）が、地域福祉活動の基盤を整備する等の環境整備をすること、縦割りの制度を横につなぐための取組みを行うこと等の必要性が指摘されている。

特に、以下が基本となる条件であり、国や自治体はそのための支援を行うことが必要であると指摘されている。

- ・ 地域の生活課題発見のための方策があること
 - ・ 市町村の中に適切な圏域が設定され、そこに情報共有の仕組みと住民がいつでも使える常設の拠点があること
 - ・ 住民の活動を支援するコーディネーターがいること
 - ・ 資金が確保されていること
- このため、例えば、地域住民が抱える様々な課題を総合的に受け止める相談体制の整備、高齢者・障害者・児童その他支援を要する様々な人々に対する各種の支援施策を所管する自治体内の関係部局や各種専門機関、関係団体等が横断的に連携し総合的な支援を提供する体制の整備、公的なサービスのみならず、地域住民やボランティア等によるインフォーマルなサービスとの連携、地域福祉活動の拠点やコーディネーターの設置等を通じて、支援が必要な人に必要な

支援が総合的かつ効率良く提供されるよう、各自治体の実情に応じた体制整備やサービスの運用改善に積極的に取り組まれない。

- 地域福祉の推進に当たって、セーフティネット支援対策等事業費補助金の地域福祉推進等特別支援事業や安心生活創造事業による国庫補助の希望がある場合には、地域福祉課に相談されたい。

(2) 平成22年度予算(案)について

厚生労働省としては、こうした指摘に関して、これまでも地域社会における今日的課題の解決を図るための先駆的・試行的事業等に対する支援や住民相互の活動を調整するコーディネーターの配置、地域福祉活動の拠点づくり等地域福祉活動の活性化等を支援する事業などの実施、災害時における要援護者支援に係る通知の発出を通じた地域福祉計画の策定促進、民生委員・児童委員活動の推進などに取り組んできているところであるが、平成22年度は、更なる地域福祉の推進を図るため、特に以下の事項についてご留意願いたい。

(ア) 安心生活創造事業の推進について

本事業は、厚生労働省が選定する地域福祉推進市町村(現在53カ所)が、事業の3原則を前提として、一人暮らし世帯等へのもれない「基盤支援」(「見守り」・「買物支援」)を行うことにより、一人暮らし世帯等が地域で安心・継続して暮らせる地域づくりを行い、住民、ボランティア等が行政と協働して支える「新しい公共」の普及・促進を図るモデル事業である。

<事業の3原則>

- ① 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する
- ② 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる
- ③ それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む

本事業は、大都市部や限界集落を抱える町村など、多様な規模の市町村において、本年度より取組みを始めたところであり、今後、有識者会議を設置し、事業効果を客観的に検証しながら、成功事例を創出し、その成功事例を全国に普及することで全国の地域が抱える課題に対応する優良事例が全国に広がり、各市町村

の自立した地域福祉の定着に資するものと考えている。

なお、今後、本事業の初年度の取組み状況について、都道府県等に情報提供するので、参考とされたい。また、追加の地域福祉推進市町村の選定又は実施について、管内市町村へ周知する際には、ご協力願いたい。

(イ) 日常生活自立支援事業の拡充について

今後、認知症高齢者の増加や精神障害者や知的障害者の地域生活への移行が進むことが見込まれる中、判断能力が不十分な方々の地域での生活を支える本事業の普及は喫緊の課題である。本事業の重要性とともに、住民に身近な市町村レベルでサービスを提供するための体制整備の必要性については、前述の「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」や「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」の報告書（平成20年7月）においても指摘されているところである。

こうしたことから、本事業の実施に当たり、きめ細やかな相談支援体制を整備するため、平成19年度から計画的に日常生活自立支援事業の相談窓口である基幹的社会福祉協議会等の増設を図ってきたところであり、平成22年度予算案においても、178カ所増を図ることとしている（全市に整備）。また、専門員の業務量増加に対応するため、契約締結前の相談業務や成年後見制度への移行についても支援を行うこととし、平成22年度予算案において、これらに必要な費用を計上しているところである。

都道府県・指定都市におかれても、本事業の重要性を考慮いただき、基幹的社会福祉協議会の増設や従事者の確保を進めるなど、本事業の更なる充実を図るための財源措置等について積極的に対応願いたい。

(3) 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画について

現在、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画（以下、「地域福祉計画等」という）の策定の手続きのうち、住民等の意見を反映するための措置及び公表については、社会福祉法において義務付けられているが、地方分権改革推進委員会の第三次勧告を踏まえ、今後、努力義務に改めることを検討しているので了知されたい。

なお、地域福祉計画等の策定状況については、例年調査を実施し各自治体の取組状況を把握させていただいているところであり、本年度も実施することとしているので、ご協力願いたい。また、当該調査の結果については公表することとしているので了知されたい。

(4) 民生委員・児童委員活動について

少子高齢化の進展や家族機能の変化等の影響もあり、高齢者等への虐待や孤立死の問題など、地域においては、多様な生活課題が顕在化し、地域において住民の立場に立って相談援助活動を行う民生委員・児童委員に期待される役割はますます大きくなってきているところである。

こうした中、民生委員・児童委員は、本年12月に、3年ごとの一斉改選期を迎えるところであるが、民生委員推薦会及び地方社会福祉審議会での審査並びに再任者の審査に係る手続きの負担の軽減等を目的として、近々、選任要領を改正する予定であるので了知されたい。

また、地方分権改革推進委員会の第一次勧告を踏まえ、民生委員法及びそれに関連する通知の改正を検討しているので了知されたい。具体的には、民生委員推薦会について、市町村長の裁量で、市町村内の適切な圏域に複数設置及び地域の実情に応じた推薦会委員の構成と人数とすることを可能とするとともに、地方社会福祉審議会について、都道府県知事の裁量で、特に必要な場合のみ、意見聴取をすることを可能とすることを検討している。

さらに、地方分権改革推進委員会の第三次勧告を踏まえ、民生委員・児童委員に対する指導訓練計画の樹立義務の廃止についても検討しているので了知されたい。

なお、最近、民生委員・児童委員による不祥事が度々報告されているところであるが、民生委員・児童委員が住民の生活相談に応じる等、社会福祉の増進や児童の健全な育成を推進する役割を担っていることに鑑みると誠に遺憾である。このような不祥事が再発することのないよう、都道府県・指定都市が実施する民生委員・児童委員研修等の場を通じて、各民生委員・児童委員が、その立場や役割等を十分に認識し、それぞれの職務に真摯に取り組むよう、周知徹底されたい。

また、民生委員・児童委員が保管している個人情報情報を紛失するという事件も度々報告されているところであるが、民生委員・児童委員活動は、守秘義務を前提として、市町村から必要な住民の個人情報情報の提供を受けて職務に当たるため、民生委員・児童委員が提供を受けた個人情報情報の管理についても改めて周知徹底されたい。ただし、個人情報保護に関する過剰反応の問題が生じないよう、活動に必要な情報は適切に提供することなどについて併せて留意願いたい。

各都道府県・指定都市・中核市においても、引き続き、民生委員・児童委員の方々の活動しやすい体制づくりにご尽力いただくとともに、管内市町村に対しても、必要な助言等を行われたい。

2 生活福祉資金貸付制度について（地域福祉課）

（1）制度の積極的な活用促進について

生活福祉資金貸付制度は昭和30年度の制度創設以来、各都道府県の社会福祉協議会が実施主体となり、時代のニーズに合わせて改善を重ね、低所得者等に対するセーフティネット施策の一つとしての役割を担ってきたところである。近年の貸付決定件数を見ると横ばい又は減少傾向にあったが、昨今の厳しい経済・雇用情勢を踏まえて、全国の平成20年度の貸付件数は約1万5千件と平成19年度に比べ約3,700件の増となっている。

本貸付事業については、様々な雇用施策の拡充と一体となって、失業者や低所得者等の生活を支える新たなセーフティネットとして、さらなる活用の促進が求められている。また、関係閣僚からなる多重債務者対策本部において平成19年4月に取りまとめられた「多重債務問題改善プログラム」でも、消費者向けセーフティネット貸付の一つとして、本貸付事業の活用の促進が盛り込まれるなど、本貸付事業に対する期待は非常に大きくなっている。

本貸付事業が求められる期待に応えていくため、昨年10月に制度見直しを行ったところであり、各都道府県におかれては、本制度の趣旨を踏まえ、制度の積極的な広報を通じた周知徹底及び貸付に係る事務手続きの迅速化を図るなど、その機能・役割が十分果たされるよう指導願いたい。

（2）制度の体制強化等について

借受世帯及び借受を希望する世帯に対しては、貸付に当たり個別の資金ニーズを把握できるよう丁寧な相談を行うこと、また、民生委員による相談・支援や社会福祉協議会による貸付決定から償還までの継続的な支援を行うことが適切な貸付決定、借受世帯の自立、貸付金の償還の確保等を図る上で重要である。特に、昨年10月の見直し以降、貸付に係る相談者、借受世帯は急増しており、本貸付事業の目的を達成するためには、社会福祉協議会の実施体制の充実が不可欠である。

このため、実施主体である都道府県社会福祉協議会の貸付事務費、借受世帯との窓口となる市区町村社会福祉協議会の貸付事務費、民生委員が行う貸付調査・償還指導の実費弁償費、その他償還対策に必要な経費について所要の財政措置に特段のご配慮を願いたい。

特に、入口の相談支援、借受世帯に対する自立に向けた支援を行う市区町村社会福祉協議会の相談体制を整備・充実させることが重要であり、平成21年度第二次補正予算（案）において、緊急雇用創出事業臨時特例交付金により各都道府県の基金を積み増し、市区町村社会福祉協議会の相談支援体制の充実に充てられることとしている（補助率：国10/10）ので、積極的に活用いただきたい。

なお、本交付金については、補正予算（案）が成立した後、今年度中に都道府県に交付する必要があることから、各都道府県において、予算措置の準備等必要な対応をお願いしたい。各都道府県に対する交付金の配分方法等詳細については、おって連絡することとしている。

(3) 制度の適正な運営について

今年度、ある都道府県において、都道府県社会福祉協議会職員による本貸付事業に係る資金の横領が発覚する事件が発生した。このような事態は、本貸付事業のみならず、社会福祉協議会全体に対する信頼を損なうものであり、非常に遺憾である。このような事態が生じた背景として、経理事務がずさんに行われていたり、それに対するチェック機能も不十分であったことも考えられることから、各都道府県におかれては、再度、都道府県社会福祉協議会等において、適切に資金の管理及び事務が行われるよう指導願いたい。

3 ホームレス対策について（地域福祉課）

(1) 平成22年度のホームレス対策事業について

厚生労働省では「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」及び同法に基づく「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、福祉、雇用等の各分野にわたって施策を総合的に推進してきたところである。

平成22年度においても、引き続き、総合相談事業や、生活相談・指導、職業相談、健康診断等を行う自立支援事業等を実施することとしているので、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の民間団体との連携、協力の下での事業の推進を図りたい。

(2) ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）等について

現下の厳しい雇用失業情勢の中、解雇や派遣労働者の雇止め等によるホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の増加に対応するため、ホームレス対策の拡充が求められているところである。

このため、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月8日閣議決定）を踏まえ、緊急的に貧困・困窮者の支援を強化するため、空き社員寮等の借上げによる「緊急一時宿泊施設」の設置等の継続的支援を行うこととしている。

具体的には、

①空き社員寮、簡易宿泊所等の借上方式による緊急一時宿泊施設の増設

②施設利用者や退所者に対する生活指導、安否確認などのきめ細やかな相談支援を行う相談員の配置

③ホームレス自立支援センターの設置・運営

などに要する経費を平成21年度第二次補正予算（案）において「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」に計上することとしている。

これにより平成22年度予算との間がつながれ、国における交付決定手続きが不要となることから、自治体において、迅速で切れ目のない事業実施が可能となり、より機動的で効果的な支援対策が期待できるところである。

これまでホームレス対策事業に取り組まれてきた自治体はもとより、ホームレス数が少ない等の理由から事業を実施していない自治体においても、積極的にホームレス対策に取り組まれるよう御検討をお願いしたい。

(3) ホームレスの実態に関する全国調査について

ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）については、法及び基本方針に基づき実施される施策の効果を継続的に把握するために毎年実施することとしており、平成22年度予算案においても、当該調査に係る経費を確保したところであるので、引き続き、御協力をお願いしたい。

なお、平成15年調査と平成21年調査のホームレス数を比較すると、ホームレス対策を実施している自治体と実施していない自治体では、その減少率に大きな差がある（実施自治体：42%減、未実施自治体：8%減）ことが確認されており、ホームレス対策を実施していない自治体においては、事業の実施を積極的に検討されたい。

4 矯正施設退所者の地域生活定着支援について（総務課）

矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院）退所者のうち、高齢又は障害を有する者については、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、適切な支援が受けられないために退所後の受入先が定まらない者が多く、こうした者は、矯正施設退所後において、自立した生活を送ることが困難であるため、再犯を繰り返すことが多いと指摘されている。

このため、平成21年度から「地域生活定着支援事業」を実施し、各都道府県に地域生活定着支援センターを整備することにより、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者（高齢者・障害者）について、司法と福祉が連携して、矯正施設入所中から、退所後直ちに福祉サービス等（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）を受けられるようにするための支援を行い、矯正施設退所者の社会復帰を推進することとしている。

矯正施設所在地及び矯正施設退所者の帰住地は、全国に分布するため、地域生活定着支援センターが、その役割を果たすためには、各都道府県に設置し、全国的なネットワークを築き、対応する必要があると考えており、各都道府県におかれては、事業の実施について御検討いただき、是非とも御協力をお願いしたい。

【事業概要】

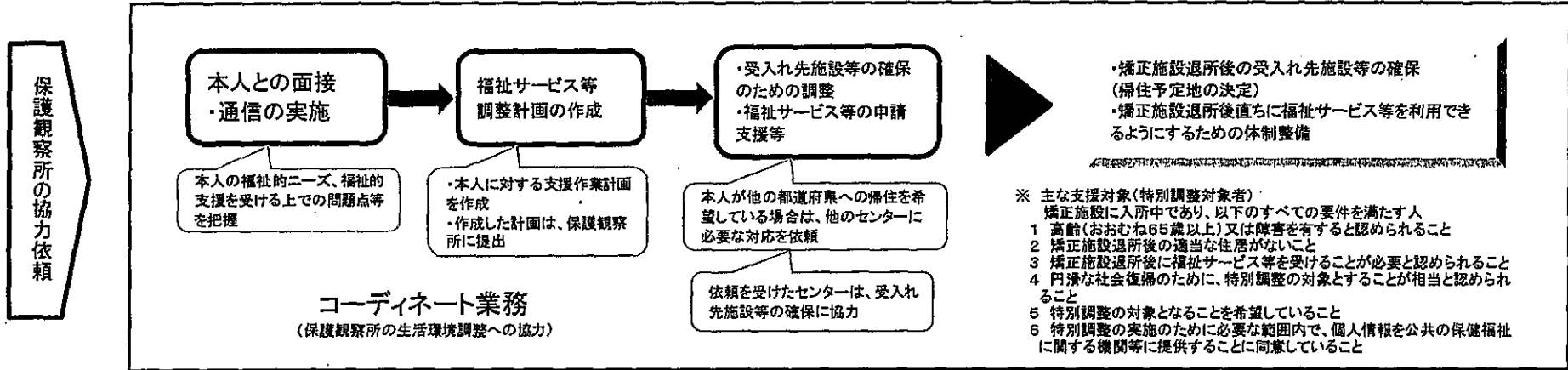
- 地域生活定着支援センターは、保護観察所と連携して、
 - ① 矯正施設退所後に必要な福祉サービス等のニーズ把握、帰住予定地の地域生活定着支援センターとの連絡等の事前調整を行う、矯正施設所在地において果たす役割と、
 - ② 退所予定者の福祉サービス等利用の受入調整を行う、帰住予定地において果たす役割の2つの役割を併せ持っている。
- 地域生活定着支援センターは、次の3つの事業を行う。
 - ① コーディネート業務
保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設の入所者を対象として受入先となる社会福祉施設等のあっせんや福祉サービスの申請支援等を行う。
 - ② フォローアップ業務
前記のあっせんにより矯正施設退所者を受け入れた施設等に対して、処遇上の助言等を行う。
 - ③ 相談支援業務
矯正施設退所者の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行う。

(参考)

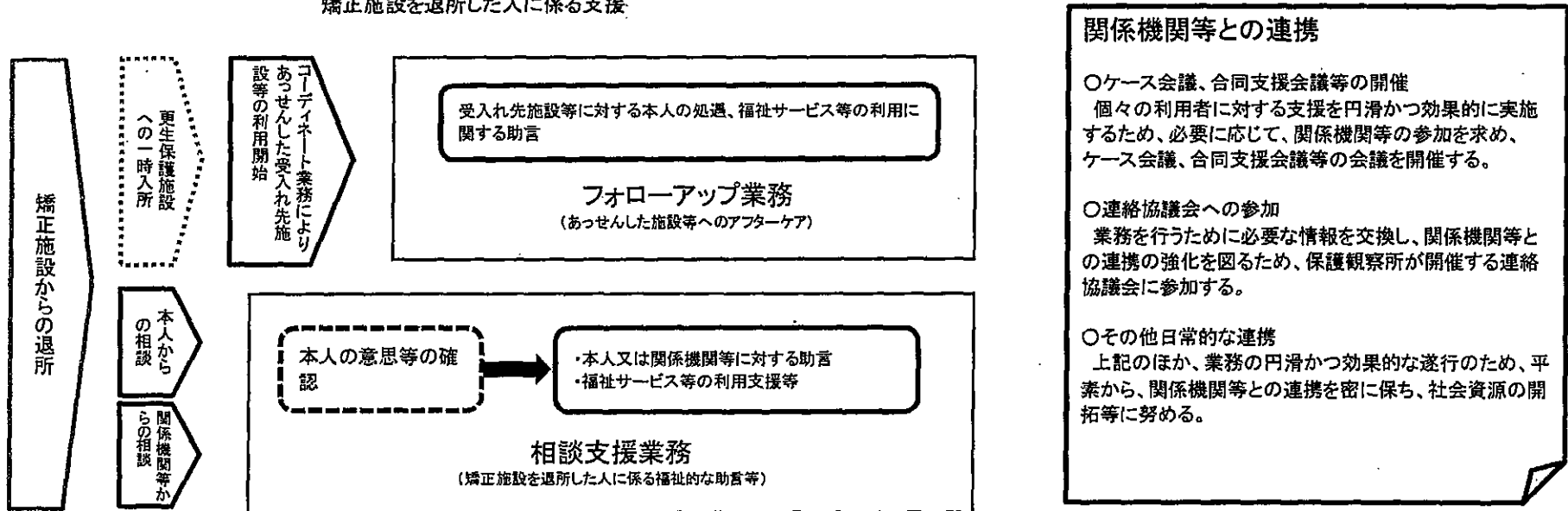
- 1 センター整備状況
 - 開設済み 7県（平成21年末現在）
 - 平成21年度内に開設予定 4県
 - 平成22年度当初予算に計上を検討中 29都道府県（平成21年12月現在アンケート結果）
- 2 「地域生活定着支援センター」の平成22年度予算案の概要
 - 予算案 : セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数
 - 実施主体 : 都道府県（社会福祉法人やNPO法人等に運営委託可）
 - 補助率 : 定額（10/10相当）
 - 1か所当たり事業費 : 1700万円（12か月分の所要額）
（内訳）
 - ① 体制費 人件費（4名）・・・社会福祉士などを配置
 - ② 活動事務費 活動旅費、機器等借料、通信運搬費、消耗品費、関係機関打合せ会議経費

地域生活定着支援センターの事業の概要

矯正施設に入所中の人に対する支援



矯正施設を退所した人に係る支援



5 ひきこもり対策について（総務課）

厚生労働省では「ひきこもり対策」として、従来から精神保健福祉、児童福祉、ニート対策において、ひきこもりを含む相談等の取り組みを行ってきたが、

- ① ひきこもりに特化した相談窓口がないため、本人や家族が十分相談できずにいるのではないか、
 - ② 関係機関のネットワークがまだ十分に形成されていないのではないか、
 - ③ 本人又は家族に、ひきこもり施策等の必要な情報が届いていないのではないか
- などの課題に対応するため、平成21年度から「ひきこもり対策推進事業」を実施し、各都道府県・指定都市にひきこもりに特化した第一次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」を整備することとした。

このセンターは、ひきこもり状態にある本人や家族が、地域の中でまずどこに相談したらよいかを明確にすることによって、より支援に結びつきやすくすることを目的としたものであり、本センターに配置されるひきこもり支援コーディネーターを中心に、地域における関係機関とのネットワークの構築や、ひきこもり対策にとって必要な情報を広く提供する役割を担うものである。

都道府県・指定都市におかれては、事業の積極的な実施についてご検討をお願いしたい。

【事業概要】

- 都道府県・指定都市に自立支援対策を推進するための核となる「ひきこもり地域支援センター」を設置し、
 - ① 第一次相談機能としての役割を担う。
 - ② 各関係機関のネットワークの連携強化を図る。
 - ③ 地域のひきこもり対策にとって必要な情報を広く提供する。
- ひきこもり地域支援センターには、「ひきこもり支援コーディネーター（社会福祉士、精神保健福祉士等）」を配置し、以下の事業を実施。
 - ① 第一次相談窓口としての機能
ひきこもり本人、家族からの電話・来所・訪問等による相談に応じるとともに、対象の状態に応じて、医療・教育・労働・福祉などの適切な関係機関へつなげる。
 - ② 他の関係機関との連携
対象者の状態に応じた適切な支援を行うため、関係機関からなる連絡会議を設置し、情報交換等各関係機関間で恒常的な連携を図る。
 - ③ 情報発信
リーフレットの作成等により、ひきこもり問題に対する普及啓発を図るとともに、地域におけるひきこもりに係る関係機関・事業紹介などの情報発信を行う。

(参考)

1 センター整備状況

- 開設済み 17都道府県市（平成21年末現在）

このほか

- 平成21年度内に開設予定 1市
 - 平成22年度中開設予定 10県市
 - その他、自治体単独のひきこもり専用相談窓口 7県市で設置
- ※ 平成21年10月アンケート結果

2 「ひきこもり地域支援センター」の平成22年度予算（案）の概要

- 予算案 : センター支援対策等事業費補助金240億円の内数
- 実施主体 : 都道府県・指定都市（社会福祉法人やNPO法人等に運営委託可）
- か所数 : 都道府県・指定都市に各2か所（合計130か所）
- 補助率 : 1/2（国1/2、都道府県・指定都市1/2）
- 1か所当たり事業費 : 700万円（補助額350万円）

（内訳）

①ひきこもり支援コーディネーター設置経費

- ・謝金（2名（専門職員（社会福祉士、精神保健福祉士等）、一般職員））
- ・巡回指導旅費

②関係機関連絡協議会経費

- ・委員謝金、委員等旅費、印刷製本費、会議費、会場借料

③普及・啓発経費

- ・企画検討委員会（委員謝金、委員等旅費、印刷製本費、会議費、会場借料）
- ・リーフレット作成費

- 3 「子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）」は、平成21年7月1日に成立し、7月8日に公布された。同法は、教育、福祉、雇用など各関連分野にわたる施策を総合的に推進するとともに、ニート、ひきこもりといった困難を抱える若者への支援を行うための地域ネットワークづくりの推進を図ることを内容としており、本事業の「ひきこもり地域支援センター」は、その地域ネットワークを構成する機関とされている。

第3 消費生活協同組合の指導・監督について (地域福祉課消費生活協同組合業務室)

(1) 改正法の施行等に伴う共済事業の事業実施における対応について

消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下「法」という。）改正により、組合の共済事業においても、契約者保護を図るため必要な規制が整備されたところであり、都道府県においては、所管組合に対して、財務の健全性を確保する観点から、規制に対応できるよう適切な指導・監督をお願いしたい。

- ① 自己資本を充実させ、十分な支払余力を確保するとともに、支払余力を示す比率やそれに基づく早期是正措置を定め、財務の健全性を担保するための措置を規定（法第50条の5等）
- ② 組合が財政的に脆弱な場合、十分に契約者保護が図れない可能性があることから、共済事業を行う組合が最低限保有しなければならない出資の総額（最低出資金）を規定（法第54条の2等）
- ③ 他事業の財務状況が悪化し、それが共済事業の健全性を脅かすことを避ける必要があることから、共済事業を行う組合が他の事業を行うことを制限（兼業規制）（法第10条第3項等）

なお、①の事項に関連して、今般、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号）及び消費生活協同組合法施行規程（平成20年厚生労働省告示第139号）を改正し、健全性の基準及びその計算方法を定める予定としている（1月中公布予定）。都道府県においては、厚生労働省が定める所管組合に対する健全性の基準を参考として、行政庁としての健全性の基準を定めることをお願いしたい。

また、健全性の基準については、本案の施行により平成22年3月期末の決算から各組合において本案により定められる計算方法による支払余力比率を算出することとなるが、契約者等への十分な周知期間並びに各都道府県及び各組合における同基準への対応のために必要な準備期間を設ける観点から、経済動向等も見極めつつ、

- ① 平成24年3月期末の決算から、参考指標として、同基準による支払余力比率を事業報告書に記載すること及び公衆の縦覧に供することを義務付け
- ② 平成25年3月期末の決算から、支払余力比率を早期是正措置の指標として適用すること
を基本とすることとした。

(2) 保険法の施行について

平成22年4月1日より、保険契約締結時に際しての告知、保険金給付の履行期等に関して保険契約者等の保護を図るため、保険契約における関係者の権利や義務等について定める保険法（平成20年法律第56号）が施行されることとなった。組合の行う共済契約も保険法の適用対象となったことから、保険法の規定に沿った実施が求められ、共済事業規約の整備が必要となる。

保険法においては、共済契約者等に不利な共済事業規約の内容を無効とする片面的強行規定が設けられており、当該規定を潜脱するような内容になっていないかや、共済契約者等の保護に欠ける条項、不明確な条項、共済契約者等の合理的期待に反する条項等がないか等、保険法に沿った共済事業規約の改定が行われているかに留意して、保険法の施行日までに所管組合の共済事業規約の認可を行っていただくことが必要となるので、御了知願いたい。

(3) 健全な運営の確保について

組合は、税制においても普通法人に比べ優遇されているように、その社会的責務は非常に大きく、信頼と責任ある経営が求められている。都道府県においては、今後とも、適正な運営体制と事業の健全性が確保されるよう、以下の点についても留意の上、所管する組合の指導に特段のご配慮を願いたい。

- ① 財務状況が悪化している組合、特に、多額の累積赤字を抱えている組合における経営の健全化
- ② 事業を利用していない組合員が多数存在する組合や休眠状態にある組合における組合及び組合員管理の徹底
- ③ 組合員の個人情報管理態勢や出資金及び共済掛金などの管理態勢の徹底
- ④ 共済事業規約等に基づいた適切な共済金等支払管理態勢の徹底
- ⑤ 架空契約及び名義借契約等の発生を防止するための共済募集管理態勢の徹底
- ⑥ 役員等の就任に当たっての適正な手続の徹底

また、新たに設立される組合の認可に当たっては、設立の趣旨や事業計画等について法の趣旨に照らして適切かどうか、また、将来にわたり安定的な事業継続が見込めるかどうか等の観点から、生協関係法令通知に則り、適正に審査を行ったうえ、ご判断願いたい。

(4) 政治的中立の確保について

組合の政治的中立の確保については、法第2条第2項において「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定しているところであり、組合が法の趣旨を十分尊重し、いやしくも政治的中立の観点から批判や誤解を招くことのないよう

改めて厳正にご指導願いたい。

(5) その他

① 平成22年度予算（案）について

平成22年度予算（案）においては、21年度に引き続き、組合の指導監督の充実強化を図るため、「セーフティネット支援対策等事業費補助金」において「消費生活協同組合指導監督事業」（補助率1/2）を実施していることとしているので、本事業の積極的な取組みを願いたい。

② 消費生活協同組合（連合会）実態調査について

平成21年度調査については、先般、「平成21年度「消費生活協同組合（連合会）実態調査」の実施について」（平成21年12月7日付け社援発第1207第2号厚生労働省社会・援護局長通知）により依頼させていただいたところであるので、ご協力願いたい。

また、今回の調査は、改正法の趣旨を踏まえて、その内容について大幅な見直しを行ったとともに、調査方法についても各都道府県の負担軽減の観点等から、見直しを行ったところである。このため、各都道府県所管の組合の調査票についても、厚生労働省において一括して回収し、調査終了後に、当該データを送付することとしているので、御了知願いたい。

第4 地方改善事業等について（地域福祉課）

（1）地方改善事業の実施について

ア 隣保館運営事業等

隣保館運営事業等については、今後とも多様化するニーズに的確に対応するためには、一般対策を活用することが必要であり、これまでの施策の成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないよう、ご配慮願いたい。

イ 隣保館の公平中立な運営について

隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、地域住民等から特定の団体に独占的に利用されている等の批判が生ずることのないよう、引き続き管内市町村に対してご周知願いたい。

ウ アイヌ生活向上関連施策事業

アイヌ生活向上関連施策事業については、北海道が策定した「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」に基づき事業の推進に努めることとしているので、地域の状況や事業の必要性に応じて実施するよう、管内市町村に対してご周知願いたい。

なお、平成21年7月に取りまとめられた「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書等を踏まえ、内閣官房に「アイヌ総合政策室」が設置され、今後、政府としてアイヌ施策の推進に取り組むこととしているので、ご理解、ご協力をいただきたい。

エ 地方改善施設における吹付けアスベストの除去等について

隣保館、生活館等の地方改善施設における吹付けアスベストの除去等に要する費用については、平成22年度以降も地方改善施設整備費補助金の補助対象となっていることから、これらの国庫補助制度等を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いしたい。

(2) 人権課題に関する啓発等の推進について

人権課題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、一部では依然として存在しており、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施は重要であるので、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じて人権課題に関する理解が深められるよう特段のご配慮を願いたい。

なお、昨年、一部の自治体、社会福祉協議会が実施する結婚相談事業において、相談申込書や登録カードの項目等に基本的人権への配慮が欠けていたとして、改善が行われたという事例が発生したところである。結婚相談事業については、相談者の個人情報扱うこととなることから、基本的人権の尊重及びプライバシーの保護が十分に確保されるよう、管内市町村等に対して指導されたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと思われる。

こうしたことが二度と起きないようにするためにも関係者等に対する啓発・研修は、ただ漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行われたい。

第5 独立行政法人福祉医療機構について（福祉基盤課）

1 機構の業務について

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、福祉・医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、福祉保健医療情報サービス事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業など国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に実施することにより、わが国の福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効果的に提供する使命を担い、福祉・医療の民間活動を応援しているところである。各都道府県におかれては、機構の業務運営について、引き続きご協力をお願いしたい。

2 社会福祉振興助成費補助金（仮称）について

長寿・子育て・障害者基金については、行政刷新会議の事業仕分けにおいて「基金の全額を国庫に返納し、必要な事業については、毎年度予算措置すること」との評価結果を踏まえ、基金を返納し、社会福祉振興助成費補助金（仮称）を新たに創設することとしたものである。

社会福祉振興助成費補助金（仮称）は、政策動向や国民ニーズを踏まえ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し助成を行い、高齢者・障害者が自分らしい生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うことを目的として、これまで、長寿・子育て・障害者基金で培ってきた助成のノウハウなどの一定の部分は継続しつつ、新たな政策課題への対応ができるよう事業内容を見直しすることとしている。基本的な枠組みは、別添（案）のとおり検討中であり、今後の検討過程で変更することもあることに留意願いたい。

なお、廃止する長寿・子育て・障害者基金による助成金についての来年度分の交付要望は既に受付を終えているところであるが、これらについては、社会福祉振興助成費補助金（仮称）の助成要望があったものとみなして取扱うこととし、また、既に提出した助成金交付要望を取下げ、あるいは要望内容を変更して、社会福祉振興助成費補助金（仮称）の助成申請を行うことは差し支えない取扱いとする予定であるので、管内の社会福祉法人、特定非営利活動法人等に周知方をお願いしたい。

3 福祉貸付事業（平成22年度予算（案））について

ア 貸付規模（参考資料3参照）

資金交付額 2,487億円（うち福祉貸付 1,263億円）

イ 貸付条件の見直しについて（22年度新規分）（参考資料3参照）

機構の貸付を取り巻く環境は、財政投融资改革の推進等により厳しさを増してきているが、このような状況の中で社会福祉施設整備等のニーズに応えるため、政策上必要な施設整備のための貸付原資の確保を図るとともに、厳しい経営環境の中で、福祉、介護サービスを安定的かつ効果的に提供できるよう融資条件の緩和等を行うこととしているので、了知の上、管内の社会福祉法人等に対する周知徹底をお願いしたい。

（ア）ユニット型特別養護老人ホームに係る建築資金及び土地取得資金の償還期間及び据置期間の延長

- ・償還期間：20年以内→25年以内
- ・据置期間：2年以内→3年以内

（イ）保証人の免除

保証人がいなくても貸付を行うことができる取扱いとする。

ただし、貸付利率に一定の利率を上乗せするオンコスト方式とする。

（ウ）都市部を中心とした地域における低所得高齢者居住対策として、見守り機能を備えた軽費老人ホームの整備に対する融資

都市部を中心とした地域における低所得高齢者居住対策として、現行の居室面積基準や職員配置基準等を緩和し、見守り機能を備えた軽費老人ホームの整備する場合においても、新たに融資の対象とする。

（エ）整備促進特別対策事業で対象となる定期借地権の一時金に対する融資制度の創設（平成23年度まで）

都市部等での用地取得が困難な場合に、用地確保のために定期借地権を設定し、施設経営者が土地所有者に借地代の前払いとして一時金を支払った場合に要する費用について、土地取得資金の中で融資の対象とする。

(オ) 児童デイサービス事業所及び療養介護事業所に係る貸付けの相手方の拡大
貸付の相手方に、一般社団法人及び一般財団法人を追加する

(カ) 共同生活介護事業（ケアホーム）及び共同生活援助事業所（グループホーム）
に係る貸付金の種類の拡大
貸付金の種類に、経営資金を追加する

(キ) 融資率の見直し

以下の障害者関連事業の旧法施設について、融資率の引き下げを行う。

- ・対象施設：身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者小規模通所授産施設、身体障害者福祉工場、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者福祉工場、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉工場、精神障害者小規模通所授産施設
- ・融資率の引き下げ：75%→70%

ウ 引き続き実施する優遇措置について

前記の条件の見直しのほか、次の事項については平成21年度に引き続き実施することとしている。

(ア) 療養病床のケアハウス等への転換に係る融資条件の優遇

平成19年度から実施してきた療養病床のケアハウス等への転換に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ）について、平成22年度も引き続き実施することとする。

- ・融資率の引き上げ：70%・75%→90%
- ・貸付利率の引き下げ：財政融資資金借入金利と同率

(イ) 障害者の就労支援事業の推進に係る貸付けの相手方の拡大等

平成20年度から実施してきた障害者の就労支援事業の推進に係る貸付けの相手方の拡大（特定非営利活動法人の追加）及び優遇措置（融資率の引き上

げ) について、平成22年度も引き続き実施することとする。

- ・融資率の引き上げ : 80%→90%

(ウ) 保育所及び放課後児童クラブに係る融資条件の優遇

平成21年度から実施してきた保育所及び放課後児童クラブに係る融資条件の優遇(融資率の引き上げ)について、平成22年度も引き続き実施することとする。

- ・融資率の引き上げ : (保育所) 80%→90%
(放課後児童クラブ) 75%→90%

(エ) アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇

平成17年度から実施してきたアスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置(融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ)について、平成22年度も引き続き実施することとする。

- ・融資率の引き上げ : 70%→75%、75%→80%
- ・貸付利率の引き下げ : 通常の貸付利率から0.05%～0.4%引下げる

(オ) 耐震化に係る改築・修繕等事業及び災害復旧事業に係る融資条件の優遇

平成18年度から実施してきた耐震化に係る改築・修繕等事業及び災害復旧事業に係る融資条件の優遇措置(融資率の引き上げ)について、平成22年度も引き続き実施することとする。

- ・融資率の引き上げ : 70%→75%、75%→80%

エ 協調融資について

社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達が円滑に行えるよう、機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みについて、福祉貸付全般に範囲を拡大したところであり、協調融資の利用促進について引き続き社会福祉法人に対して、その活用について助言をお願いしたい。(参考資料4参照)

4 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について

ア 平成22年度予算(案) (参考資料5参照)

○平成22年度予算(案)における給付予定額

- | | |
|----------|---------|
| ① 給付予定人員 | 74,480人 |
| ② 給付総額 | 909億円 |

イ 都道府県補助金について

例年、都道府県補助金の交付の遅れが見られ、それに起因した退職手当金の支給遅延も過去に発生している。近年、遅延の改善は見られるものの、一部の県においては未だ補助金の納付が遅れている状況が散見されるところ。

退職手当共済は一時的であっても支給財源に不足が生じ支給遅延が発生することは、制度に対する信頼を損なうことになるため、本制度の円滑な実施のため、平成21年度分に係る補助金の交付が完了していない県におかれては、速やかに交付するようお願いしたい。

また、平成22年度以降においても補助金の早期交付について特段のご配慮をお願いしたい。

(別添)

社会福祉振興助成費補助金(仮称)概要案

※本資料は現時点での案であり、今後、変更があり得るものである

事業目的

政策動向や国民ニーズを踏まえ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し助成を行い、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うことを目的とする。

補助金の規模・交付先

平成22年度予算額(案) : 3,047百万円 交付先 : 独立行政法人福祉医療機構

助成対象事業

独立行政法人福祉医療機構は、次の事業を実施するものとする。

- (1) 先進的・独創的活動支援事業
社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業、全国又は広域的な普及・波及を念頭に制度や施策を補完・充実させる事業
- (2) 地域活動支援事業
社会福祉諸制度の谷間や制度外のニーズ、地域の様々な福祉ニーズに対応した地域に密着した事業
- (3) 障害者スポーツ支援事業
スポーツを通じ、障害者の社会参加を推進する事業

助成対象事業者

社会福祉法人、一般社団又は財団法人、特定非営利活動法人、
社会福祉の推進に寄与する事業を行う法人又は団体

助成額

地域活動支援事業は、助成額上限を300万円とし、その他の活動は、上限を設定しない。
ただし、50万円に満たない事業は、助成の対象としない。

募集期間及び募集方法

募集期間、募集手続等の詳細は、別途お示しする予定であるが、おおよそのスケジュールは以下を想定しているところ。

【既に受付済み分(平成21年10月31日までに応募済みの事業)】

- ・助成事業の内定 平成22年4月上旬(22年度予算案が21年度内に成立した場合)

【新規・内容変更分】

- ・募集要領配付及び応募期間 平成22年6月中
- ・助成事業の内定 7月

その他

- (1) 長寿・子育て・障害者基金については、行政刷新会議における事業仕分けにおいて、基金を全額国庫に返納し、必要な事業は、毎年度予算措置とされたことを踏まえ、平成22年度から新たに補助金を創設することとした。
- (2) 長寿・子育て・障害者基金による助成金交付要望を既に提出されているものについては、社会福祉振興助成費補助金の助成要望があったものとみなして取り扱うこととする。
ただし、既に提出している助成金交付要望を取下げ、あるいは、要望内容を変更して社会福祉振興助成費補助金の助成申請を行うことは差し支えない。
- (3) 他の補助制度による補助対象となった場合は、社会福祉振興助成費補助金(仮称)の助成の対象とはならない。
なお、助成対象事業の分野横断的な取組、複合的な取組及び複数年助成の取扱いについては、現在検討中である。
- (4) 補助事業の採択は、外部有識者により構成する委員会が審議・決定するとともに、助成事業終了後、事後評価を行う。
- (5) 補助金適正化法を適用し、実績報告が遅延する事業は返還させることがある。

【先進的・独創的活動支援事業】

- ① 高齢者・障害者が主体的・積極的に活動することができるよう創意工夫を活かした場の提供等を図る事業
 - ・地域で生きがいをもって普通の暮らしをすることを支援する事業
 - ・高齢者等の健康保持事業の促進、団塊の世代等による地域のコミュニティの再生に関する事業
 - ・認知症高齢者を地域で支え、受け入れていくための支援事業
 - ・高齢者・障害者の住環境問題に関する事業
- ② 貧困対策等社会的支援（福祉的支援）が必要な事業
 - ・生活保護のボーダーにある低所得者を支援する事業
 - ・ホームレス、ネットカフェ難民等を支援する事業
 - ・発達障害・医療的ケアが必要ななど重度な状態にある者への支援
 - ・刑務所出所者への福祉的支援
 - ・へき地等におけるサービス提供
- ③ 福祉・介護従事者の確保・育成に関する事業
 - ・福祉・介護分野に従事する者の資質の向上に関する事業
 - ・福祉・介護分野に従事する者の定着支援に関する事業
 - ・福祉・介護分野への人材の参入促進等に関する事業
- ④ 地域や家庭における子育て支援に関する事業
 - ・子育て支援のネットワーク作りや安全・安心な子育て環境作りを支援する事業
 - ・児童虐待・DV・いじめ等により保護・支援が必要な子ども・家庭の支援事業
 - ・ひとり親家庭等への相談・就労等を支援する事業
 - ・青少年の非行防止・健全育成に関する事業
- ⑤ 高齢者・障害者の介護を担う家族を支援するための基盤の確保及びネットワーク整備を図る事業
 - ・介護知識の提供・介護技術の習得を支援する事業
 - ・地域で介護を担う家族の一時的な休息・見守り等を支援する事業
 - ・在宅で安心して生活できる環境をサポートするネットワーク事業

- ⑥ 高齢者・障害者の就労支援・権利擁護等に関する事業
 - ・就労支援のための場の提供、ネットワークづくり等を支援する事業
 - ・虐待・消費者被害等高齢者・障害者の権利擁護のため相談・支援する事業
- ⑦ 日常生活、社会参加等を支援する福祉用具の実用化研究開発に関する事業
- ⑧ その他全国又は広域的な普及・波及効果が期待できる事業

【地域活動支援事業】

- ① 上記の①～⑥に掲げる事業
- ② その他地域に密着したきめ細かな事業

【障害者スポーツ支援事業】

- ① 障害者スポーツの育成・強化に関する事業
 - ・選手、競技団体、指導者等の育成・強化を図る事業
 - ・競技力向上のための研究開発・調査研究事業
- ② スポーツを通じた障害者の社会参加を推進する事業
 - ・スポーツ大会等開催事業
- ③ その他障害者スポーツに関する事業

第6 福祉・介護人材について（福祉基盤課）

1 経済連携協定に係る外国人介護福祉士候補者の受入れについて

(1) 現状

経済連携協定（EPA）に基づき、現在、インドネシアとフィリピンの2カ国から、介護福祉士候補者の受入れを行っており、その概要は以下のとおりである。

ア インドネシア（平成20年7月 協定発効）

- ・ 平成20年度 104名の候補者を受入れ（昨年1月末から受入施設で就労・研修を開始）
- ・ 平成21年度 189名の候補者を受入れ（現在、日本語研修を受講中であり、今月16日から受入施設で就労・研修を開始する予定）

イ フィリピン（平成20年12月 協定発効）

フィリピン人介護福祉士候補者の受入れに関しては、受入施設で就労・研修しながら国家試験の合格を目指す就労コースと、養成施設で就学し資格取得を目指す就学コースの2つが設けられている。

・ 平成21年度

【就労コース】 190名の候補者を受入れ（うち途中帰国者等2名を除く188名の候補者が昨年11月中旬から受入施設で就労・研修を開始）

【就学コース】 27名の候補者を受入れ（現在、日本語研修を受講中であり、本年4月から養成施設で就学を開始する予定）

(2) 平成22年度の受入れ

ア インドネシア

平成22年度においては、最大で300人の候補者を受け入れることとしており、先般、受入調整機関である（社）国際厚生事業団において、日本側の受入施設の募集を行ったところである。

今後は、インドネシア側において希望者を募集し、マッチング等を経て、本年7月頃から日本語研修を開始する予定である。

イ フィリピン

平成22年度においては、当初2年間の受入最大人数である600人から今年度の受入人数（217名）を差し引いた、最大で383人を受け入れる予定である。

就労コースについては、インドネシア同様、先般、日本側の受入施設の募集を行ったところであり、今後、フィリピン側において希望者を募集し、マッチング等を経て、

本年4～5月頃から日本語研修を開始する予定である。

(3) 候補者に対する日本語習得支援策（平成22年度予算（案））

候補者については、日本語能力が十分ではないことが多く、受入施設側の負担となっている場合が多いという現状を踏まえ、平成22年度予算（案）において、新たに、候補者の日本語習得を支援するための事業に必要な経費を盛り込んだところである。

その概要は以下のとおりであり、受入施設日本語習得支援事業については、セーフティネット支援対策等事業費補助金を活用して実施することとしている。各自治体におかれては、管内の受入施設に対する積極的な周知と事業の活用促進をお願いしたい。なお、本事業は自治体に新たな財政負担を求めるものではない。

ア 受入施設日本語習得支援事業

受入施設における継続的な日本語研修（日本語講師の受入施設への派遣、日本語学校や養成校への通学等）に係る経費を支援する。

補助率	定額（10/10）
	候補者1人当たり年間235千円以内（国1/2、施設1/2相当）

イ 日本語定期研修事業

集合研修で確認テストの実施、習得度の評価、個々の候補者に応じた適切な学習方針の提示などを行う。

また、研修期間中に確認された候補者ごとの日本語習得度や適切な学習方針については、受入施設にもフィードバックし、候補者及び受入施設が一体となって計画的に日本語を習得できるよう支援する。

(4) 各自治体への情報提供

EPAに関する様々な情報を都道府県等に迅速にお知らせするため、昨年10月より「EPA通信」と題して、電子メールでの情報提供を行っているところである。

これまで、EPAの概要や締結に至るまでの経緯、受入施設一覧、平成22年度の候補者受入説明会の案内等をさせていただいた。

今後も、適時情報提供を行っていく考えであるが、EPAに関して御不明な点や積極的な情報提供を希望する事項があれば、当局にお知らせ願いたい。

自治体の中には、独自に、EPAに基づき入国した外国人介護福祉士候補者や受入施設に対する支援策に取り組んでいただいているところもある。今後とも、①受入れの仕組み自体の円滑な運用、②候補者の適切な就労・研修の促進に御協力をお願いしたい。

2 福祉・介護人材確保対策について

(1) 福祉・介護人材確保の現状と課題

福祉・介護人材の確保については、昨今の厳しい経済情勢による他産業における雇用情勢の悪化を受け、その動向に一定の改善が見られるものの、依然として労働環境の厳しさ等から、

- ① 福祉・介護の現場では、従事者の離職率が高く、また、地域や事業所によっては人材確保が困難な状況にある（特に都市部においては、依然として人手不足感が強い）
- ② 介護福祉士・社会福祉士の養成施設では、著しい定員割れが生じている（定員充足率 55.1%（平成 21 年度））
- ③ 介護福祉士等の資格を有しながら、この分野で働いていない者が多数存在している（全国で約 20 万人）

などの様々な課題を抱えている。

このような状況の中、質の高い福祉・介護人材の安定的確保は喫緊の課題であり、平成 19 年 8 月に見直された「福祉人材確保指針」を踏まえつつ、福祉・介護人材確保のため、総合的な取組を進めているところである。

※介護職員の将来推計 124 万人（平成 19 年度）

→ 212 万人～255 万人（平成 37 年度）

(2) 平成 21 年度からの新たな福祉・介護人材確保対策について

こうした状況を踏まえ、厚生労働省では、関係部局の連携の下、平成 21 年度介護報酬改定等による介護従事者の処遇改善や雇用管理改善等に関する各種助成制度、介護福祉士等の資格取得を希望する離職者等への職業訓練のほか、当局においては以下の取組を新たに行っている。

これらについては、貴都道府県管内の関係団体等とも連携を図りつつ、引き続き積極的な取組をお願いしたい。

事業名	事業内容	事業の実施主体	措置年度 予算額(案)
介護福祉士等 修学資金貸付 事業	介護福祉士等の養成施設へ就学を希望する者に対する修学資金の貸付け。	都道府県が適当 と認める団体 (都道府県社会 福祉協議会等)	平成20年度補正 予算 320億円
複数事業所連 携事業	小規模事業所が連携して、合同採用 や合同研修等の取組を行った場合に 一定額を助成。	都道府県 (コーディネート業務 委託可)	平成20年度補 正予算 205億円(障害 者自立支援対策 臨時特例交付金 の内数)
進路選択等学 生支援事業	学生や教員に対し、福祉・介護の仕事 の魅力を伝えるための相談・助言を実 施。	都道府県(介護福 祉士養成施設等 への補助)	
潜在的有資格 者等養成支援 事業	潜在的有資格者等の再就労を促進す るための研修を実施。	都道府県(介護福 祉士養成施設等 への補助)	
職場体験事業	福祉・介護の職場体験の機会の提供。	都道府県(都道府 県福祉人材セン ター等へ委託可)	
福祉・介護人材 マッチング支 援事業	都道府県福祉人材センターにキャリ ア支援専門員を設置し、個々の求職者 に相応しい職場を開拓するとともに、 働きやすい職場づくりに向けた指 導・助言を実施。	都道府県(都道府 県福祉人材セン ターへの委託)	平成21年度補正 予算 98億円(障害者 自立支援対策臨 時特例交付金の 内数)
キャリア形成 訪問指導事業	養成校の教員等が事業所を巡回・訪問 して職員のキャリアアップや施設の 向上等のための研修を行った場合の 経費を助成。	都道府県(介護福 祉士養成施設等 への補助)	
福祉・介護人材 定着支援事業	就職して間もない従事者に対する巡 回相談等の実施。	都道府県 (委託可)	平成22年度予算 (案) セーフティネッ ト支援対策等事 業費補助金の内 数
実習受入施設 ステップアッ プ事業	一定の要件を満たす優良な実習施 設が中心となって、地域の実習施設 と連携を図りつつ、講習介や実践事 例報告会等の取組を行った場合に 一定額を助成。	都道府県 (委託可)	

ア 介護福祉士等修学資金貸付事業に関する留意事項

介護福祉士等養成施設においては、近年著しい定員割れが生じており、介護福祉士等福祉・介護分野の中核を担う若い人材の参入が減少している状況にあるため、昨年度、貸付条件の緩和を図るとともに、貸付原資等を大幅に拡充し、質の高い人材の確保・定着を図ることとしたところである。

各都道府県においては、次年度以降も計画的な貸付けをお願いするとともに、貸付希望者において入学時等必要な時期に必要な資金が交付されるよう、貸付審査時期の前倒しなど貸付希望者の利便性に配慮した事業運営をお願いしたい。

イ 障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業に関する留意事項

本事業は、平成23年度までの緊急的な取組であるが、一部の自治体においては、事業実施に遅れが見られるところである。

このうち、管内の養成施設が限られているなどの事情により、事業が思うように進んでいないところについては、養成施設に限らず、関係団体等にも幅広く事業の実施を呼びかけるなどにより、積極的な取組をお願いしたい。

なお、これらの事業については、年度内に好事例を収集し、情報提供していく予定であり、別途事例の提出依頼を行うこととしているので、ご協力をお願いしたい。

ウ セーフティネット支援対策等事業費補助金に関する留意事項

福祉・介護人材定着支援事業についても、各自治体における取組みが低調なものとなっている。（平成21年8月末現在、事業実施率21.3%（予定含む））

平成20年度介護労働実態調査によると、直前の介護の仕事をやめた理由では、「法人や施設・事業所の理念や運営のあり方に不満があったため」が23.4%で最も多く、次いで「職場の人間関係に問題があったため」が23.0%となっており、離職率も18.7%と全産業の平均離職率15.4%（平成19年雇用動向調査結果）を3.3%上回り依然として高い状況にある。

これらの状況を改善していくためにも、本補助金にある「福祉・介護人材定着支援事業」を積極的に実施し、従事者の定着を図って頂きたい。

さらに、実習受入施設ステップアップ事業についても積極的な取組をお願いしたい。

エ 福祉・介護人材確保に係る関係機関の連携

上記各種事業の実施に当たっては、地域の実情を踏まえた対応が不可欠で

あり、また、各種助成制度や職業訓練の拡充により、福祉・介護人材確保に関する事業を実施している関係機関等との情報交換や連携がより一層重要となっている。

各都道府県においては、従事者の需給や就業状況を把握した上、効果的に関連施策が推進されるようにするため、広域的な視点に立って、市区町村、福祉・介護サービス事業者、介護福祉士等養成施設、社会福祉協議会、都道府県福祉人材センター、職能団体、労働関係機関、教育機関等による連携を図っていくとともに、福祉サイドに限らず、労働・教育施策を含めた総合的な取組が積極的に推進されるようお願いしたい。

なお、各事業の具体的内容の調整や関係団体との連携方策等に関する協議の場（企画委員会）の設置・運営に係る経費を「福祉・介護人材確保緊急支援事業」（セーフティネット支援対策等事業費補助金）において予算措置しているので、積極的な活用をお願いしたい。

オ 緊急雇用対策による「介護雇用プログラム」について

平成21年10月23日に取りまとめられた緊急雇用対策において、既存の「緊急雇用創出事業」の枠組みを活用し、働きながら資格をとる介護雇用プログラムを創設したところである。

このプログラムは、①介護施設が離職者等を雇用した後、②雇用期間中（最長2年間）に介護福祉士等の養成校へ通学し、資格（介護福祉士又はホームヘルパー2級）取得を目指しつつ、③授業のない日（時間）は介護施設の業務に従事するものであり、雇用期間中の賃金及び養成校等の受講費用等を助成するものである。

このプログラムの活用により、離職者等、介護施設、養成校の3者に様々なメリットがあるので、各都道府県におかれては、関係団体の連携の下、積極的な取組を改めてお願いしたい。

（3）既存の福祉・介護人材確保対策について

ア 都道府県福祉人材センターにおける取組

（ア）ハローワークとの連携

各都道府県の一部のハローワークでは、今年度より、福祉分野での労働力のマッチング体制及び機能の強化を図るため、「福祉人材コーナー」を設置し、きめ細かな職業相談・職業紹介、求人者への助言・指導等を実施しているところである。

これに関連して、平成21年10月に「福祉人材センター等とハローワーク等との効果的な連携のあり方について」（一部改正通知）を発出し、両組織がそれぞれの専門性を活かして取り組む連携方策をお示ししているところであるが、今般の依然として厳しい雇用情勢を踏まえ、より利用者の立場に立ったきめ細かなサービスが実施できるよう、①管内の労働市場情報や個別の求職者情報・求人情報等に関する情報交換、②相互の事業内容やイベント情報等に関する周知・広報、③就職面接会の共催や各種講習会等における相互の講師派遣等について、積極的に取り組んでいく必要がある。

なお、福祉人材センターから積極的な呼び掛けを行っても、両組織の連携体制の構築に進展がみられない場合は、速やかに福祉基盤課福祉人材確保対策室まで連絡願いたい。

(イ) 福祉人材確保重点事業の推進

都道府県福祉人材センター及び福祉人材バンクは、福祉・介護分野への無料職業紹介や人材確保に向けた各種研修など、「福祉人材確保重点事業」（セーフティネット支援対策等事業費補助金）を通じ、従来より福祉・介護人材の確保に取り組んでいるところである。

一方、現下の人材確保が困難な状況に緊急に対応するため、福祉・介護人材確保に係る都道府県事業を新たに実施しているところであるが、都道府県福祉人材センター及び福祉人材バンクにおいては、従来の施策を推進しつつ、都道府県事業の実施に当たっては、それぞれの事業に関するコーディネーター役も積極的に行うなど他の実施団体との役割分担を適切に行いながら、各種事業が効果的に実施できるように対応していただきたい。

なお、障害者自立支援対策臨時特例交付金は、国が別途定める国庫負担（補助）制度により現に経費の一部を負担し又は補助している事業は対象

としない取扱いとなっており、都道府県福祉人材センター及び福祉人材バンクによる事業の組み立てに当たっては、この点に留意されたい。

(ウ) 福祉・介護人材マッチング支援事業の推進

福祉人材センターは、福祉・介護分野に関する職業紹介が本務であり、管内の福祉・介護業界の動向や就業実態等に精通しているものの、日頃の業務運営においては、求職者からの相談や来所など「待ちの姿勢」にとどまり、その機能を十分に発揮していない状況が見受けられる。

一方で、求職者の中には、福祉・介護分野に関心があるものの、業界の実態や個々の事業所の状況が把握できず、就職後のキャリア展望も描けないため、積極的な求職活動を行えない状況にある。

このため、福祉人材センターは、本事業により積極的にハローワーク等に出向き、個々の求職者にふさわしい職場を紹介・開拓することとしているので、より積極的な取組をお願いしたい。

また、事業主に対しては、求職者のニーズに合った職場づくりができるよう、サービス管理や人材育成システム、労働環境、経営管理等について指導・助言を行うこととしているので、こちらについても積極的な取組をお願いしたい。

本事業の実施については、上記一部改正通知にもあるように、ハローワークとの連携はもとより、ハローワーク以外でも、福祉事務所や市町村役場、市区町村社会福祉協議会等にも積極的に出向くことにより、効果的な事業の運営を行われたい。

イ 中央福祉人材センターにおける取組

中央福祉人材センターでは、都道府県福祉人材センターや福祉人材バンクに対し、各種研修やブロック会議の開催、メールニュース等による各種事業についての指導や助言、参考となる取組事例の紹介を行うとともに、求人・求職情報システム（ホームページ「福祉のお仕事」<http://www.nw.fukushi-work.jp/index.html>）の運営や福祉人材確保に関する各種情報の収集・提供等を行っているので、各自治体においては、これらの事業も合わせて各種事業を強力的に推進願いたい。

ウ 福利厚生センターによる福利厚生事業

中小規模の事業者が多い社会福祉事業において魅力ある職場づくりを進めるためには、共同によるスケールメリットを活かして従事者の福利厚生の充実を図ることも重要である。

福利厚生センターは、社会福祉法に基づき「社会福祉事業従事者の福利厚生の増進を図る」ことを目的として厚生労働大臣の指定を受けた法人であり、生活習慣病予防検診費の助成、結婚・出産・入学祝い品や資格取得・永年勤続記念品の贈呈、弔慰金・見舞金の給付、スポーツクラブ・リゾート施設の利用、地域における会員交流事業等45種類のサービスを提供している。

これらの多種多様なサービスは、小規模な社会福祉事業者が単独では実施することが難しい福利厚生事業を全国規模で共同化し、規模のメリットを最大限に活かすことにより、より安価に利用できるものとなっている。

福利厚生センターにおいては、既存のサービスメニューを見直し、事業の一層の効率化を図り、会員の希望が高いメニューの拡充等を行うこととしているので、社会福祉事業を実施する者に対し、福利厚生の充実が図られるよう、各種説明会等を通じた周知に一層のご協力をお願いしたい。

なお、福利厚生センター事業は、都道府県社会福祉協議会等を業務受諾団体として実施されている。(業務受諾団体連絡先、サービスメニュー一覧、加入状況等は参考資料9参照)

エ 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成

日本社会事業大学は、国から委託を受けて、指導的社会福祉従事者の養成を行っている福祉の単科大学であり、現在、社会福祉学部(2学科)、大学院(博士前期・後期課程)、専門職大学院(福祉マネジメント研究科)を設置している。また、この他に社会福祉主事養成課程等を通信教育科として設置している。

【日本社会事業大学の教育・研修組織】

- 専門職大学院 福祉マネジメント研究科（1年、長期履修制度の場合2年）
- 大学院 社会福祉学研究科（博士前期課程2年、博士後期課程3年）
- 大学 社会福祉学部 福祉計画学科、福祉援助学科（4年）
- 通信教育科 社会福祉主事養成課程（1年）
社会福祉士養成課程（1年7月）
精神保健福祉士一般養成課程（1年7月）
精神保健福祉士短期養成課程（9月）

【問い合わせ先】 日本社会事業大学 総務課

東京都清瀬市竹丘3-1-30

TEL 042-496-3000 <http://www.jcsw.ac.jp/>

(ア) 福祉専門職大学院

福祉・介護サービス分野における従事者のキャリアアップを支援し、サービスの質の向上を図る観点から、社会人を対象として幅広い視野及び専門知識・技術を持った高度な福祉専門職業人を養成する専門職大学院が、平成16年度に設置された。専門職大学院においては、市町村福祉行政等に助言、指導できる都道府県専門職の養成にも力を入れており、これまでに熊本県（4名）、長崎県（3名）、埼玉県（2名）、東京都（1名）から職員が派遣されるなど、行政機関からの職員派遣が増えており、現職復帰後の活躍が期待されているので、各都道府県等の職員の派遣について積極的に検討願いたい。なお、派遣院生は宿舍の利用も可能である。

○専門職大学院 福祉マネジメント研究科（1年制）

（ケアマネジメントコース、ビジネスマネジメントコース）

※平成21年度より、現職者には働きながら学べる2年間の長期履修制度を導入

※専門職修士の他、社会福祉士国家試験受験資格も取得可

【第Ⅱ期入学試験】

平成22年1月24日（日）（出願期間12月14日（月）～1月9日（土））

【第Ⅲ期入学試験】

平成22年3月6日（日）（出願期間1月29日（金）～2月20日（土））

(イ) 社会福祉事業従事者に対する各種講座の開催

社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴う新しい養成課程の内容に対応し、実践現場の職員の力量向上を図るため、中堅職員向けの「スキルアップ講座」を実施している。

また、福祉事務所や児童相談所等の福祉行政機関が処遇困難事例の対応策を学ぶことができる「福祉マイスター道場」や福祉経営に携わる職員向けに総合的に経営のノウハウを学ぶことのできる「福祉経営塾」を実施している。

いずれの講座も、都心にある文京区茗荷谷キャンパスにおいて、専門職大学院の教員が中心となり実施しているので、各都道府県においてリーダーとなる社会福祉事業従事者の派遣について、管内の市町村及び関係団体等へ周知願いたい。

オ 社会福祉事業従事者に対する研修等

今後ますます増大する福祉・介護ニーズに的確に対応し、質の高いサービスを確保する観点から、従事者の資質の向上を図るための「キャリアアップの仕組みの構築」が求められており、平成22年度においても、地方自治体の福祉担当職員及び社会福祉法人経営者等を対象とする社会福祉研修を、中央福祉学院（ロフォス湘南）及び国立保健医療科学院において実施することとしている。

（ア）中央福祉学院

中央福祉学院は、社会福祉施設長の資格認定通信課程、社会福祉法人経営者や施設長・指導職員の現任訓練のための研修等を行っており、平成22年度は以下の研修を予定している。

○ 中央福祉学院における研修事業（案）

[委託事業]

・社会福祉主事資格認定通信教育課程	2,000人
・社会福祉施設長資格認定通信教育課程	300人
・社会福祉法人経営者研修課程	600人
・介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程	80人
・社会福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程	80人

[補助事業]

・児童福祉司資格認定通信課程	200人
・社会福祉施設指導職員特別研修課程	240人
・「福祉職員生涯研修課程」指導者養成研修課程	50人

[問い合わせ先] 全国社会福祉協議会中央福祉学院

神奈川県三浦郡葉山町上山口1560-44

TEL 046-858-1355 <http://www.gakuin.gr.jp/>

福祉・介護サービス従事者のキャリアアップを図るため、広報や会議等を通じ、本研修への参加に向けた周知をお願いしたい。

(イ) 国立保健医療科学院

国立保健医療科学院は、社会福祉、保健医療及び生活衛生に関する地方自治体職員などの教育訓練等を行っており、平成22年度は以下の研修を開催することとしている。

○ 国立保健医療科学院における研修事業

・ 都道府県・指定都市・中核市指導監督職員研修

a 社会福祉法人・老人福祉施設担当	100人
b 社会福祉法人・児童福祉施設担当	100人
c 社会福祉法人・障害者福祉施設担当	100人
d 生活保護担当	70人
・ 福祉事務所所長研修	70人
・ 生活保護自立支援研修担当育成研修	30人
・ 児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修	60人
・ 介護保険指導監督中堅職員研修	200人
・ 都道府県障害程度区分指導者研修	150人
・ 要介護認定都道府県等職員研修	150人
・ 要介護認定調査員指導者研修	150人

〔問い合わせ先〕 国立保健医療科学院総務部教務課

埼玉県和光市南2-3-6

TEL 048-458-6111 <http://www.niph.go.jp/>

(4) 「介護の日」について

介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者、その家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、高齢者や障害者等に対する介護に関し、国民への啓発を重点的に実施するための日として、平成20年に11月11日を「介護の日」と定め、本年度で二回目を迎えたところである。

また、本年度から、「介護の日」に関連して行われる様々な活動との連携を通じて、福祉・介護サービスに対する一層の周知啓発等を図っていくため、「福祉人材確保重点実施期間」を介護の日前後二週間（11月4日から11月17日まで）としたところである。

本年度は、厚生労働省においても「介護の日」当日に大臣出席のもとで、『「介護の日」フォーラム』を開催するなど、様々な取組を行ったところであり、各自治体においても、地域の実情に応じた様々な啓発活動を積極的に実施していただいたところである。昨年度に引き続いて様々な啓発活動を実施していただいたことに関して、厚く御礼を申し上げます。なお、本年度の各

自治体等の取組については、厚生労働省ホームページに掲載しているので参照されたい。

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/kaigo-day/index.html>)

来年度以降、これまで以上に介護に対する啓発を図るべく、厚生労働省としても、様々な取組に努めていきたいと考えているので、各自治体等からも積極的な御意見を頂ければ幸いである。また、今後とも、管内の市町村や関係団体等との緊密な連携を通じて、様々な啓発活動を行っていただくよう、御協力をお願いしたい。

第7 社会福祉の基盤整備について（福祉基盤課）

1 社会福祉法人について

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業の中心的な担い手としてこれまでも活動してきたところであるが、近年の急速な少子高齢化の進行、単身高齢者の増加など、社会福祉を取り巻く環境は大きく変化しており、それに伴い、法人に対するニーズも拡大、多様化している。

また、平成12年の介護保険制度の導入を機に、福祉の分野に多様な主体が参入しつつある中で、法人については、地域福祉の主たる担い手として、地域福祉への積極的・献身的な貢献や、地域福祉を支える人材の育成など、公益性・公共性の高い法人であるからこそ実施できる事業への積極的な取組が、これまで以上に強く期待されているところである。

このような様々なニーズに対応すべく、法人から所轄庁への相談等が寄せられることも多いと考えられるが、各都道府県等におかれては、法人が期待される役割を適切に果たすことができるよう、引き続き、必要な助言等をお願いしたい。

(1) 社会福祉法人の会計処理基準の一元化について

法人の会計処理については、平成12年度以降、「社会福祉法人会計基準」のほか、「老人福祉施設指導指針」や「老健準則」等、様々な会計ルールが併存しており、事務処理が煩雑、計算処理結果が異なる等の問題が指摘されている。

また、社会経済状況の変化に対応した一層の効率的な法人経営とともに、公的資金や寄附金等を受け入れていることから経営実態をより正確に反映して国民や寄附者に示せるよう、事業の効率性に関する情報や事業活動状況の透明化が求められる。

こうしたことから、平成20年度より、日本公認会計士協会の協力のもと、法人の会計基準一元化に向けての検討を行っている。

その概要は参考資料12のとおりであり、見直しにあたっては、都道府県・指定都市・中核市及び関係団体からの意見等を踏まえつつ進めていくので、各都道府県等におかれては、ご協力願いたい。

(2) 社会福祉法人の指導監査について

ア 法人の指導監査については、法人運営における関係法令の遵守状況などに特に問題のない法人で、外部監査の実施や施設経営における積極的な取組等を実施している法人については、所轄庁の判断で実地監査を4年に1回とする等の取り扱いとする一方で、法人運営に問題が発生した場合、又は利用者等の関係者からの通報や苦情、法人の現況報告書の確認の結果等により、法人に問題が生じているおそれがあると認められる場合には、所轄庁の判断で随時指導監査を実施することとしているところである。

各都道府県等におかれては、上記の趣旨を踏まえ、指導監査の対象について、法人運営に大きな問題がある法人や、事業活動状況等から問題が生じるおそれがある法人に重点化するなど、より効率的かつ効果的な監査の実施をお願いしたい。

イ 法人運営に大きな問題がある法人に対しては、関係部局等と十分連絡調整するなど組織的な対応を行うとともに、問題の是正改善が図られるまでの間必要に応じ随時指導監査等を実施するなど、徹底した改善をお願いしたい。

また、法令違反などが明らかになった場合には、社会福祉法第56条に基づき、改善命令、業務停止命令、理事の解職勧告、法人の解散命令等も検討のうえ、適切な改善措置を実施されたい。

さらに、不祥事例の未然防止のため、理事会機能の強化、監事監査の強化、会計経理事務に係る内部牽制体制の確立及び徹底などについて、引き続き重点的な指導をお願いしたい。

2 社会福祉施設の運営等について

(1) 社会福祉施設の運営

ア 施設の役割と適正な運営管理の推進

(ア) 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情解決の取組みを整備し、第三者評価事業を積極的に活用するなど、自ら提供するサービスの質、職員育成及び経営の効率化など継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう、適切な指導をお願いしたい。

また、積極的に利用者・家族等とのコミュニケーションを図ることや、苦情解決への取組みを実施することによって、多くの事故を未然に回避し、万が一事故が起きてしまった場合でも適切な対応が可能となるよう危機管理（リスクマネジメント）の取組みを推進することが重要であり、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

(イ) 福祉サービスを提供する事業者のサービスの質を、公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する「福祉サービス第三者評価事業」は、個々の事業者が施設運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、第三者評価を受けた結果を公表することにより、利用者の適切なサービス選択に資することを目的とした事業であるが、現在の通知が発出されて以降、受審が進んでいない都道府県も見受けられる。（参考資料13参照）

都道府県においては、本事業の推進のため、必要な人員を配置するなど体制を整えていただき、法人経営者、施設長、利用者及びその家族等に対する本事業の広報活動、関係者出席の会議や説明会等の機会における制度説明などの取組、都道府県推進組織の支援をお願いしたい。

(ウ) 社会福祉施設の運営費の不正使用など不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことがないように施設所管課と指導監査担当課との連携を十分図り、適正な施設運営について引き続き指導をお願いしたい。

イ 感染症の予防対策等

- (ア) 平成21年春以降、世界中で流行している新型インフルエンザ（A/H1N1）については、政府対策本部で定める「基本的対処方針」のもと、その対策に総力を挙げて取り組んでいるところであり、都道府県におかれては、社会福祉施設等へ必要な情報を適宜提供するとともに、平成21年10月8日付け事務連絡「新型インフルエンザの発生に対する社会福祉施設の対応について【再更新】」等を参考に、衛生部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、適切な対応をお願いしたい。

(参考)

- 「社会福祉施設等における新型インフルエンザに係る今後のクラスター（集団発生）サーベイランスへの協力について」
(平成21年12月14日 事務連絡)
- 「新型インフルエンザの発生に対する社会福祉施設等の対応について（再更新）」
(平成21年10月8日 事務連絡)
- 新型インフルエンザ対策関連情報
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>
- 新型インフルエンザ対策関連情報（自治体の方々へ）
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/info_local.html

- (イ) 社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやレジオネラ症等の感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」
(平成19年9月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃

腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」

(平成19年12月26日雇児総発第1226001号、社援基発第1226001号、障企発第1226001号、老計発第1226001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)

- ・ノロウイルスに関するQ&A

<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>

- ・「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」

(平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」

(平成15年7月25日社援基発第0725001号)別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」

- ・「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」

(平成20年7月7日雇児総発第0707001号、社援基発第0707001号、障企発第0707001号、老計発第0707001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」

なお、社会福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が図れるよう適切に行われるよう指導をお願いしたい。

(2) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

ア 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト(石綿)対策については、平成21年10月9日「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)使用実態調査に係るフォローアップ調査結果」を公表したところであるが、依然として、未措置状態にある施設、未回答施設、分析依頼中の施設が散見されており、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導等をお願いしたい。

また、これら施設の「追加フォローアップ調査」については、平成21年3月5日(金)までに提出をお願いしているのご協力をお願いしたい。
石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った

施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから経過観測に努めるとともに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるよう施設に対して周知いただくようお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査のフォローアップ調査結果の公表等について」（平成21年10月9日雇児発1009第3号、社援発1009第5号、障発1009第2号、老発1009第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）

イ 吹付けアスベスト等の除去等について

吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象となっていることから、これらの国庫補助制度等を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いしたい。

なお、独立行政法人福祉医療機構において、平成17年度から実施してきたアスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ）について、平成22年度も引き続き実施することとしている（詳細は、第5の3のウの（エ）アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇を参照）。

（4）社会福祉施設等の防災対策について

ア 社会福祉施設等の防災対策への取組

社会福祉施設等は、自力避難が困難な者が多数入所する施設であることから、次の事項に留意のうえ、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内社会福祉施設等に指導するとともに、指導監査等にあたっては、特に重点的な指導をお願いしたい。

- ①火災発生の未然防止
- ②火災発生時の早期通報・連絡
- ③初期消化対策
- ④夜間防火管理体制
- ⑤避難対策
- ⑥近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
- ⑦各種の補償保険制度の活用

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生の恐れがあるとして

指定されている地域等に所在している社会福祉施設等においては、

- ①施設所在地の市町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への周知
- ②施設の防災対策の現状把握と、情報の伝達、提供体制の確立
- ③入所者の外出等の状況の常時把握及び避難及び避難後の円滑な援護
- ④消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保 等

社会福祉施設等の防災対策に万全を期していただくようお願いしたい。

《参照通知》

- ・「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」
(昭和62年9月18日社施第107号)
- ・「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」
(平成10年8月31日社援第2153号)
- ・「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」
(平成11年1月29日社援第212号)

イ 大規模災害への対応について

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的に参画願いたい。

なお、社会福祉施設等は地域の防災拠点として、また、災害救助法に基づく「福祉避難所」としての役割を有していることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただくようお願いしたい。

(5) 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の早期執行について

「社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金」は、地震や火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、耐震化及びスプリンクラー整備を行うために創設したものである。

特に、消防法施行令改正に伴い、275㎡以上1000㎡未満の社会福祉施設についてもスプリンクラー設備を平成23年度末までに設置することが義務付けられていることから、整備に着手するよう管内社会福祉施設等に周知を図るとともに、適切な指導をお願いしたい。

また、当該基金の執行状況については、「社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の運営について」に基づき、半期毎に基金執行状況等報告書の提出を求め、公表することとしているので留意願いたい。

なお、様式については別途送付する予定である。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の運営について」（平成21年7月31日付雇児発0731第1号、社援発0731第3号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）

第 8 災害対策等について（災害救助・救援対策室）

（1）防災態勢の強化について

昨年は、中国・九州北部豪雨、台風第 9 号といった大規模な風水害が発生し、多数の住家被害と尊い人命が失われた。

また、静岡県において、震度 6 弱を記録した駿河湾地震が発生し、幸いにも被害は少なく済んだものの、いっどこでも自然災害は起こりうるということを改めて認識させられたところである。

近年発生している記録的な局地的豪雨は、予測が困難である一方、極めて短時間のうちに多くの住家被害と犠牲者を生じさせるおそれがあることから、特に注意が必要である。

このため、常日頃から、防災態勢の強化等に努めるようお願いしているところであるが、今後とも、より一層の市町村との連絡体制の強化や適切な応急救助の実施体制の整備を図られたい。

（2）災害救助法の運用について

ア 都道府県における体制整備

都道府県は、災害救助法（以下「法」という。）における応急救助の実施主体であることから、大規模災害が発生した場合には、管内市町村への強いリーダーシップを発揮することが求められる。

このため、特に次の事項に留意され平常時に準備していただくとともに、災害時には迅速な対応を図られたい。

（ア）法適用の判断

法適用の決定については、その後の応急救助の実施に大きく影響を及ぼすものであることから、法所管課においては、法の趣旨、適用基準の考え方について十分理解し、知事等が適切に判断できるよう報告を行うなど、迅速かつ十分な対応を図られたい。

法の適用基準については、法施行令第1条第1項に定めており、基本的には、同項第1号、第2号及び第3号前段で、市町村又は都道府県の区域内の人口に応じて適用の基準となる滅失世帯数を定め、被害住家の数で判断することになっている。

しかしながら、この滅失世帯数に達しない場合であっても、同項第3号後段及び第4号に該当する場合、法を適用することが可能となっている。

特に、同項第4号については、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要とするなど、厚生労働省令で定める基準に該当する場合にも法を適用することが可能であり、迅速な災害救助を実施できるようになっているので、適用にあたっては、法施行令第1条第1項のどの規定に合致するか十分検討のうえ判断をお願いしたい。

(イ) 被害状況の迅速な把握

被害状況の把握については、災害救助法の適用判断の基礎となるのみならず、救助の早期実施や、救助の種類、その程度、方法及び期間等の決定にも重大な影響を及ぼすものであることから、迅速に行われたい。

このため、平常時より市町村の被害状況の把握方法について確認しておくとともに、不備と思われる市町村に対して適切な助言を行われたい。なお、被害状況把握については、市町村の関係職員にとって建築関係で専門的な視野に立って処理しなければならない面もあることから、予め他の地方公共団体と人材派遣の協定を結ぶなど、応援、協力体制を整えておくようお願いしたい。

法の適用は都道府県知事が行うことから、指定都市及び中核市に対しても、他の市町村と同様、密接に連絡を取り、被害状況等を把握するよう努められたい。

法適用後においては、被害状況、法に基づく救助の実施状況

を逐次把握し、情報提供を行うよう市町村に依頼するとともに、当室に対してもその内容について逐次情報提供されたい。

法においては、救助に関する事務の一部を市町村に委任することができることとなっており、実際も、避難所の設置や食品の給与、災害にかかった者の救出等、救助業務は市町村に委任して行われるところである。

都道府県におかれては、応急救助の実施主体として、市町村に委任した事務について、常にその状況把握に努めるとともに、万一、市町村において事務の遂行上不測の事態が生じた場合等には、都道府県において委任元としての責任を持って市町村に対する助言を行う等、適切な事務の遂行に努められたい。

(ウ) 大規模災害への準備

大規模災害が発生した場合は、避難所設置の長期化が予想される。避難所を早期に解消するためにも、応急仮設住宅の建設や住宅の応急修理等の迅速な対応が求められる。

応急仮設住宅の建設については、大規模災害時に大量の設置が必要となる事態に備え、市町村と調整を図り、事前に建設可能な土地を選定し、候補地リストを作成するなど準備をされたい（なお、応急仮設住宅の建設だけではなく、民間賃貸アパート等を借り上げて対応することも可能であるので、被災地域の状況や被災者の意向を勘案し、適切に対応されたい。）。

また、住宅の応急修理については、委任を受ける市町村が迅速に取りかけられるよう予め実施要領を作成し、市町村職員に対して研修等で周知するとともに、工務店等の応急修理を実施する事業者の指定を行い、名簿を作成しておくなどの準備をされたい。

(エ) 局地的な大雨について

近年、局地的な大雨が各地で観測されている。このような局

地的大雨は、急激に天候が変化し、非常に強い雨が降るため、降った雨が低い場所へ一気に流れ込み、急な河川の増水や冠水など、短時間でも大きな被害が発生するとともに、狭いエリアでの大雨のため、状況の把握が困難である。

法による救助は、災害発生直後の応急救助を実施するものであり、災害により現に救助を必要とする者に対して行うものであるため、法に基づく適切な応急救助を行うためには、とりわけ迅速な情報把握が不可欠である。

悪天候時に、最新の気象情報を把握し、周辺の河川や冠水危険地域の状況等について、逐次情報収集を行うのは当然のこと、平時より被害状況の把握方法等について再点検を行い、災害の発生時には、より迅速な情報収集と情報伝達が図られるよう、十分な準備をお願いしたい。

また、都道府県におかれては、日頃から管内市町村との連携に努めるとともに、災害発生のおそれが生じた場合には、市町村において住民への迅速かつ正確な情報伝達が行われるよう体制を強化する等、市町村と連携した適切な応急救助をお願いしたい。

(参考) 床上浸水の被害認定について

床上浸水の被害認定については、内閣府より「浸水等による住家被害の認定について(平成16年10月28日政防第842号)」が発出されている。

(オ) 特別基準について

法による救助については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成12年3月31日厚生省告示第144号。以下「一般基準」という。)に基づき実施されているところであるが、被害の状況等によっては、一般基準では対応できない場合もあるので、特別基準を設定することが可能とな

っている。特別基準を設定する場合には、速やかに厚生労働省に協議（まずは電話による協議で可）され、災害現場の状況を踏まえた適切な応急救助が実施されるよう留意されたい。

なお、特別基準の協議にあたっては、一般基準の期限内に、協議を行う理由（被災地における当該救助の具体的実施状況等）について、当室に報告されるようお願いしたい。特別基準の再延長が必要となる場合についても、同様に報告されたい。

（参考）法施行令第9条

第1項 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、厚生労働大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事が、これを定める。

第2項 前項の厚生労働大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

イ 市町村への助言

法による応急救助に係わる必要な対応については、特に次の事項に留意しつつ、管内市町村に対し実施体制の整備が図られるよう、適切な助言を行われたい。

○特に特殊な救助の必要性や多数の住民の生命又は身体に危害が及ぶおそれがある場合には、都道府県において法の適用を早急に検討する必要があるので、市町村からの情報が重要であり、常日頃から被害状況等を迅速に都道府県へ報告させることを徹底されたいこと。

○災害救助法担当部局のみならず、消防、保健、福祉、住宅などの部局との役割分担及び連携方法を平常時において明確にされたいこと。

○市町村は災害救助に関する実務を担う重要な組織であり、法に

基づく救助が円滑に行われるかどうかは、市町村の対応による
ところも大きいことから、都道府県におかれては、市町村の災
害救助担当者に対して研修や図上訓練等を実施し、災害救助業
務の実務と運用について一層の周知を図られたいこと（なお、
毎年梅雨・台風等の出水期前に都道府県担当者を対象にした災
害救助担当者全国会議を開催しているので、当該会議内容につ
いても十分伝達されたい。）。

○特に大規模災害時における避難所の環境整備、応急修理の迅速
な実施、応急仮設住宅の供与にあたっての各都道府県と管内市
町村の役割分担等については、予め調整を行われたいこと（な
お、避難所の設置期間の長期化が見込まれる場合には、体育館
の床に畳やマットを敷く、プライバシー確保のために間仕切り
用パーテーションを設ける等のほか、冷暖房機器、洗濯機、仮
設トイレ（洋式を含む）、簡易シャワー・風呂等の設置も必要
となるため、関係事業者等と協定を結ぶなど事前準備を図られ
たい。）。

（３）災害時要援護者への対応について

ア 災害時要援護者の避難支援対策

高齢者、障害者等の災害時要援護者の避難支援対策の推進につ
いては、災害による人的被害を軽減する上で、喫緊の課題である。

このような認識の下、政府全体として「災害時要援護者の避難
支援ガイドライン(平成18年3月改定)」、「災害時要援護者対
策の進め方について(平成19年4月)」のとりまとめや「自然災
害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プラン(平成20年4月)」
において、避難支援プランの全体計画等の策定等、様々な取り組
みを行っているところである。また、昨年発生した平成21年7
月中国・九州北部豪雨及び平成21年台風第9号に伴う大雨では、
各地で水害・土砂災害が発生し、災害時要援護者をはじめ多くの
方々が被災したところである。

このため、政府においては、「平成21年7月中国・九州北部豪雨及び平成21年台風第9号に伴う大雨を受けての対策について」（平成21年8月13日付け7省庁連名通知）を発出して、より一層の災害時要援護者の避難支援対策の強化等に努めるようお願いしているところである。

については、都道府県においては、市町村へ本通知等の内容について再度周知徹底等を図っていただくとともに、次の事項についても留意し、災害時要援護者支援対策について万全な体制を図られたい。

○災害時要援護者の避難支援プランの全体プランの策定については、「災害時要援護者の避難支援対策の推進について」（平成19年12月18日付府政防第885号、消防災第421号、社援総発第1218001号、国河防第563号）において、平成22年3月までにすべての市町村において策定が求められており、各都道府県におかれては、年度内を目処に各市町村において、避難支援プランの全体計画などが策定されるように、必要な技術的助言をお願いしたいこと。

○現在、政府において、平成21年の大雨災害を踏まえ「大雨災害における避難のあり方等検討会」及び「災害時要援護者の避難対策に関する検討会」を設置し、災害の把握、情報提供及び適切な避難のあり方などについて検討をしており、本年度中に報告書を取りまとめる予定であること。

イ 福祉避難所の設置・推進

災害の発災後、被災者は避難所等に避難を強いられる。その際、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等にあっては、避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要となる。そのため、それらの者に対して適切にサービスを提供する避難所が福祉避難所である。

厚生労働省としては、福祉避難所の設置・活用の促進のため「福

「福祉避難所設置運営に関するガイドライン」(平成20年6月)をお示しするとともに毎年の災害救助担当者全国会議等において、周知等してその推進に努めているところであるが、平成21年3月末現在、1カ所以上指定済の自治体の割合は、23.8%である。

各都道府県におかれては、同ガイドラインを参考として、改めて、管内市町村に対して、福祉避難所の一層の周知を図るとともに、次の事項についても留意しつつ、福祉避難所に対する理解と事前指定の推進に向けた取組みをお願いしたい。

なお、福祉避難所の事前指定に当たっては、福祉避難所に適した施設と人材の確保について、広域的な視点での調整を図りつつ、管内市町村への支援を行うようお願いしたい。

○平成22年3月までに災害時要援護者の状況を把握して避難支援プランの全体計画等を策定することになっているので、福祉避難所の必要数等についても、併せて把握するなど、一体的な推進を図られたいこと。

○量的確保のため、あらかじめ適切な施設(具体的には、耐震、耐火、鉄筋構造を備え、物理的障壁の除去(バリアフリー)された施設)の指定や介助員等の派遣の体制について関係団体と協定を結ぶなど事前準備を進められたいこと。

○災害時要援護者の生活必需品として、紙おむつ、ストーマ用装具等消耗器材があげられるが、これらのものが、災害時、円滑な供給体制が図られるよう、平常時から、備蓄又は関係団体等との協定を結ぶなど事前準備を進められたいこと(なお、災害救助基金により紙おむつ、ストーマ用装具等消耗器材の備蓄が可能である。)

○高齢者、障害者等の災害時要援護者本人が参加する当事者参加型の訓練を行うことによって、具体的なニーズが顕在化することから、災害時要援護者の様々なニーズに対応するため、福祉避難所運営マニュアルを整備するなど、その質的確保を図られたいこと。

○高齢者、障害者等の特別の配慮が必要な方のための避難所である福祉避難所を設置した場合、法上、次のような特別の配慮のための実費を加算することができることとなっていること。

- ・概ね10人の対象者に1人の相談等に当たる介助員・手話通訳等の配置
- ・高齢者、障害者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の費用
- ・紙おむつ、ストーマ用装具など要援護者の日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材、食事の費用

(4) 災害救助対策事業について

本事業は、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づき、災害救助法による応急救助の円滑な実施に資するため、都道府県が管内市町村の関係職員を対象とした実務的な研修や地域住民に対する広報・啓発等の基盤整備を行うものである。

このような事業趣旨と各自治体における災害対応時の経験、地域住民の要望等を踏まえ、地域特性等に配慮した防災体制強化の観点から、被害の軽減、未然の防止をねらいとして、本事業を積極的に活用されたい。

なお、本事業は事業の趣旨に合う内容であれば、災害救助法担当部局以外の部局が実施する事業についても補助対象とすることとしているので、消防、保健、福祉、住宅などの関連部局間で連絡調整のうえ、十分な活用をお願いしたい。

(5) 降積雪期における防災体制の強化について

過去の自然災害をみると、降積雪期においては、雪下ろし等除雪作業中の事故や雪崩による犠牲者が発生している状況にある。近年では、平成18年豪雪において、多数の犠牲者が発生し、雪害としては戦後2番目の被害となったところである。

今期においても、大雪による災害の発生に十分注意を払い、発災のおそれが生じた場合には迅速な対応がなされるよう、態勢の整備を図られたい。(平成21年12月16日付通知参照)

(6) 災害弔慰金等について

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けについては、市町村が迅速かつ的確に事務を遂行できるよう制度の周知等に特段の配慮を願いたい。

特に、2以上の都道府県において災害救助法が適用された場合には、同一の災害により生じた被害で、法が適用されていない市町村の被害も災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給対象となるので留意願いたい。

(7) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)について

国民保護法施行以降、国民保護計画の策定が進んだことなどから、今後は、運用面での実効性を高めていく段階に至っており、各都道府県においては国民保護訓練を実施することが有効であると考えられるので、取り組まれたい。

なお、国と地方が共同して国民保護訓練を実施する場合、この共同訓練に要した費用については、所定の経費を除き国庫負担の対象となっているので申し添える。

予 算 概 要



平成22年度予算(案)の概要

社会・援護局(社会)

平成22年度予算(案)	2兆3,095億円
平成21年度当初予算	2兆1,667億円
差引	1,428億円 (対前年度伸率 6.6%)

主要事項

- 生活保護費負担金 2兆585億円 → 2兆2,006億円
- セーフティネット支援対策等事業費補助金 210億円 → 240億円
 - ・ 居宅生活移行支援事業の創設(新規)
 - ・ レセプト点検事業の充実
 - ・ 受入施設日本語習得支援事業の創設(新規)
 - ・ 日常生活自立支援事業の拡充(新規)
 - ・ 医療扶助レセプトオンライン請求への対応
 - ・ 福祉事務所生活保護システムの改修等
 - ・ 生活保護特別指導監査事業の拡充
- 社会福祉振興助成費補助金(仮称) — → 30億円

I 生活保護制度の適正な実施

1 母子加算の支給

183億円

平成21年12月より復活した母子加算（月額23,260円（子一人、居宅[1級地]）について、子どもの貧困解消を図るため、平成22年度においても引き続き支給する。

2 子ども手当の創設を踏まえた措置

子ども手当（平成22年度は児童手当と併せて月額13,000円）の創設を踏まえ、同手当を収入認定した上で、子ども手当の効果が被保護世帯に満額及ぶよう所要の措置を行う。

3 生活保護費

2兆2,301億円

※上記1の母子加算の支給（183億円）を含む

生活保護を必要としている者に対して適切に保護を行うため、生活保護制度に係る経費を確保する。

- | | |
|-----------------|-----------|
| (1) 保護費負担金 | 2兆2,006億円 |
| (2) 保護施設事務費負担金 | 273億円 |
| (3) 生活保護指導監査委託費 | 21億円 |

4 自立支援の着実な推進

(1) 居宅生活移行支援事業の創設（新規）

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

被保護者に対して、自立・就労を支援する職員を配置する無料低額宿泊施設に財政支援を行う居宅生活移行支援事業（100か所程度）を実施する。

(2) 子どもの健全育成プログラムの策定・実施

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

福祉事務所に専門相談員を配置又は外部委託により、

① 子どもやその親が日常的な生活習慣を身につけるための支援

② 子どもの進学に関する支援

③ 引きこもりや不登校の子どもに関する支援

など、子どもが抱える様々な問題の相談に応じる体制の構築を図る。

5 適正実施の推進

(1) レセプト点検事業の充実

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

医療扶助の更なる適正化のため、レセプト点検（内容点検）の外部委託化を推進し、レセプト点検を強化するとともに、効率的なレセプト点検体制を構築する。

(2) 医療扶助レセプトオンライン請求への対応

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

各福祉事務所等において、平成23年度当初までに、医療扶助レセプトをオンライン受領できるよう体制整備を図り、レセプト点検業務の効率化、医療扶助の一層の適正化を進める。

(3) 福祉事務所生活保護システムの改修等

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

「生活保護業務データシステム」及び「生活保護等版レセプト管理システム」を運用するため、福祉事務所の生活保護システムにデータ出力機能を追加する等の改修等を行う。

(4) 生活保護特別指導監査事業の拡充（新規）

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

都道府県・指定都市本庁が、生活保護特別指導監査事業の実施にあたり、社会保険労務士などの専門的知識を有する者を同行させて年金受給権や自立支援医療などの他法他施策の活用を徹底し、保護の適正実施と実施水準の一層の向上を図る。

Ⅱ 外国人介護福祉士候補者への支援

1 外国人介護福祉士候補者日本語習得支援事業の実施（新規）

(1) 受入施設日本語習得支援事業の実施

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

経済連携協定（EPA）に基づき、外国人介護福祉士候補者を受け入れた個々の施設が実施する日本語習得の取組みを支援する。
（候補者一人当たり定額（23.5万円以内）を助成）

(2) 日本語定期研修事業の実施

62百万円

外国人介護福祉士候補者に対する集合研修を定期的に実施し、日本語習得状況を確認するとともに、個々の候補者に合った学習方針を示すことにより、候補者が計画的に日本語習得できるよう支援する。

2 外国人看護師・介護福祉士受入事業の実施

47百万円

外国人介護福祉士候補者を円滑かつ適正に受け入れるため、介護導入研修を行うとともに受入施設に対する巡回指導・相談を行う。

Ⅲ 福祉・介護人材確保対策の推進

1 福祉・介護サービス従事者の確保の推進

(1) 福祉・介護人材確保緊急支援事業

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

福祉・介護人材の定着を促進するため、人材定着支援アドバイザーが事業所を巡回し、従事者に対する相談や事業者への助言を実施する。

- ・ 実習施設の実習指導レベルの向上を図るため、優良な実習施設を中心とした講習会等を実施する。

(2) 福祉人材確保推進事業

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

福祉・介護従事者の確保を推進するため、中央及び都道府県に設置された福祉人材センターにおいて、求人・求職情報の収集・提供、介護・福祉従事者に対する研修等の事業を実施する。

- | | |
|---------------------|-------|
| (3) 中央福祉人材センター運営事業費 | 47百万円 |
| (4) 福利厚生センター運営事業費 | 88百万円 |

2 教員・実習体制の充実等

介護福祉士養成施設等の教員及び実習施設の実習指導者の資質の確保・向上及び指導的社会福祉事業従事者の養成等を支援する。

- | | |
|------------------------------|--------|
| (1) 教員講習会事業（介護福祉士・社会福祉士） | 8百万円 |
| (2) 実習指導者特別研修事業（介護福祉士・社会福祉士） | 41百万円 |
| (3) 社会事業学校経営委託費 | 423百万円 |
| (4) 社会福祉職員研修センター経営委託費 | 37百万円 |

IV 地域福祉の再構築

1 安心生活創造事業の実施

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

各地域において、一人暮らし世帯等が孤立せず、安心して暮らせるように基盤支援（「見守り」と「買物支援」等）を行う。

2 日常生活自立支援事業の拡充

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

福祉サービスの利用援助など、本事業の利用者の利便性を考慮するとともに、きめ細やかな支援が行えるよう、全ての市での窓口設置を推進する。また、契約締結前の相談や成年後見制度への移行についても支援を行う。

3 生活福祉資金貸付事業による支援

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

低所得者等に対して必要な相談支援と資金の貸付けを併せて行うことにより、低所得者等の生活の立て直しを支援する。

4 社会福祉振興助成費補助金（仮称）

30億円

政策動向や国民ニーズを踏まえ、高齢者・障害者が自立した生活が送れるよう、また、子どもが健やかに安心して成長できるよう支援すること等を目的とし、民間の創意工夫ある独創的・先駆的な活動や地域に密着した活動等に対して助成を行う。

※ 行政刷新会議の事業仕分け結果に基づき、「長寿・子育て・障害者基金」を全額国庫に返納することとしたことを踏まえ、当該補助金を創設するものである。

V ひきこもり対策の推進

○ ひきこもり対策推進事業の実施

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

ひきこもりの問題の早期発見・早期対応のため、ひきこもりの状態にある本人や家族からの相談等の支援を行う「ひきこもり地域支援センター」について、都道府県・指定都市への設置を推進する。

VI 矯正施設退所者の地域生活定着支援

○ 矯正施設退所者の地域生活定着支援事業の実施

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

矯正施設入所中から、退所後直ちに福祉サービス（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）につなげるための準備を各都道府県の保護観察所と協働して行う、「地域生活定着支援センター」について、都道府県への設置を推進し、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者の社会復帰を支援する。

VII 社会福祉施設等に対する支援

1 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業等

① 貸付枠の確保

・資金交付額	2,487	億円
（ ・福祉貸付	1,263	億円
・医療貸付	1,224	億円

② 福祉貸付事業における貸付条件の改善等

- ・ユニット型特別養護老人ホームの建築資金、土地取得資金の償還期間及び据置期間の延長
- ・社会福祉法人に対する貸付の場合の保証人徴求免除
- ・都市部を中心とした地域における低所得高齢者居住対策として、見守り機能を備えた軽費老人ホームの整備に対する融資

- ・整備促進特別対策事業の対象となる定期借地権の一時金に対する融資制度の創設
- ・児童デイサービス事業所及び療養介護事業所に係る貸付けの相手方の拡大
- ・共同生活介護事業所（ケアホーム）及び共同生活援助事業所（グループホーム）に係る貸付金の種類の拡大
- ・アスベスト対策事業に係る優遇措置

2 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金

256億円

社会福祉施設の職員等が退職した場合の当該退職職員に対する退職手当金を支給するために要する経費に対する補助金

平成21年度第二次補正予算(案)の概要

社会・援護局(社会)

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」において、雇用と住居を失った低所得者等に対する新たなセーフティネットの構築のため、必要な経費を第二次補正予算(案)に計上 (緊急雇用創出事業臨時特例交付金700億円)

・住宅手当緊急特別措置事業の推進

雇用対策の補完として、住居を失った者などのうち就職活動を行う離職者に対する住宅手当の給付(地域毎に上限額を設定[例:東京都23区の場合、単身者53,700円、複数世帯69,800円]、最長6か月間(一定の条件下で3か月間の延長措置が可能)を推進するとともに、就労支援体制の充実を図る。

・ホームレス自立支援の推進

ホームレスの自立を支援するため、旅館、社員寮や簡易宿泊所等既存建築物の借上げによる緊急一時宿泊施設の設置を推進するとともに、緊急一時宿泊施設利用者に対する相談(生活相談、就職相談)体制の充実などを図る。

・公営住宅の間仕切り設備の工事費補助

離職によって住居を喪失した者に対し、いち早く安定した住居を安価で提供するため、地方自治体が公営住宅の空き室に間仕切り工事を行い、居住場所を確保する。

・就労支援事業の強化

福祉事務所等に配置する生活保護受給者を対象とする就労支援員を約2,500名増員するとともに、住宅手当受給者を対象とする住宅確保・就労支援員を約1,250名増員する等により、就労支援を強化する。

・生活福祉資金貸付事業による支援

低所得者等に対する市町村社会福祉協議会等の相談支援体制の充実を図り、必要な相談支援と資金の貸付けを併せて行うことにより、低所得者等の生活の立て直しを支援する。

参 考 资 料

生活保護の動向

1 近年の保護動向

被保護人員・保護率については、平成7年度を底に上昇している。対前年同月比をみると、近年鈍化傾向にあったのが、平成19年10月から上昇に転じ、その後も上昇が続いている。直近の平成21年10月の速報値では対前年同月比111.5%となっている。

○平成7年度		→	○平成21年10月現在(速報値)	
被保護人員	約88万2千人		被保護人員	約177万3千人
被保護世帯数	約60万2千世帯		被保護世帯数	約128万1千世帯
保護率	7.0‰		保護率	13.9‰

雇用関係指標及び被保護人員の推移

	完全失業者数	完全失業率	有効求人倍率	被保護人員	被保護人員対前年同月比
	千人	%	倍	人	%
平成20年度平均	*2,650	*4.0	*0.88	1,592,620	103.2
平成21年1月	2,760	4.1	0.67	1,618,529	104.0
2月	2,950	4.4	0.59	1,633,012	104.7
3月	3,200	4.8	0.52	1,654,616	105.6
4月	3,340	5.0	0.46	1,664,892	106.8
5月	3,430	5.2	0.44	1,679,099	107.6
6月	3,560	5.4	0.43	1,698,869	108.6
7月	3,760	5.7	0.42	1,719,971	109.4
8月	3,620	5.5	0.42	1,735,211	110.2
9月	3,520	5.3	0.43	1,752,802	110.8
10月	3,360	5.1	0.44	1,773,257	111.5

資料:労働力調査(総務省)、職業安定業務統計、福祉行政報告例(平成21年4月以降は速報値)

※完全失業者数、完全失業率及び有効求人倍率の月別推移は季節調整値である。

※*は平成20年平均

2 近年の保護動向の特徴

(1) 世帯類型別世帯数の状況

構成割合で見ると、半数近く(44.1%)が高齢者世帯であるが、稼働能力がある者を多く含むその他世帯の伸び率が顕著になっている。

世帯類型別被保護世帯数

	平成7年度		平成21年10月(速報値)		伸び率(21.10/7) (%)
	世帯数	構成割合(%)	世帯数	構成割合(%)	
総数	600,980	100.0	1,277,622	100.0	112.6
高齢者世帯	254,292	42.3	563,734	44.1	121.7
母子世帯	52,373	8.7	100,169	7.8	91.3
傷病者・障害者世帯	252,688	42.0	438,975	34.4	73.7
その他の世帯	41,627	6.9	174,744	13.7	319.8

資料:福祉行政報告例

※世帯数は保護停止中のものを含まない。※平成17年度より、世帯類型の定義を一部変更。

(2) 世帯員別世帯数の状況

被保護世帯に占める単身世帯の割合が増加しており、現在被保護単身世帯の割合は75.5%となっている。特に高齢者世帯においては約9割となっている。

また、その他の世帯においては、平成7年度には3割であったが、平成21年10月には約6割となっている。

世帯類型別被保護世帯数

		総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者・障害者世帯	その他の世帯
世帯数	平成7年度	600,980	254,292	52,373	252,688	41,627
	うち単身世帯	431,629 (71.8%)	224,104 (88.1%)	-	193,235 (76.5%)	14,290 (34.3%)
	平成21年10月	1,277,622	563,734	100,169	438,975	174,744
	うち単身世帯	964,991 (75.5%)	503,791 (89.4%)	-	351,536 (80.1%)	109,664 (62.8%)

資料：福祉行政報告例（平成21年10月分は速報値）

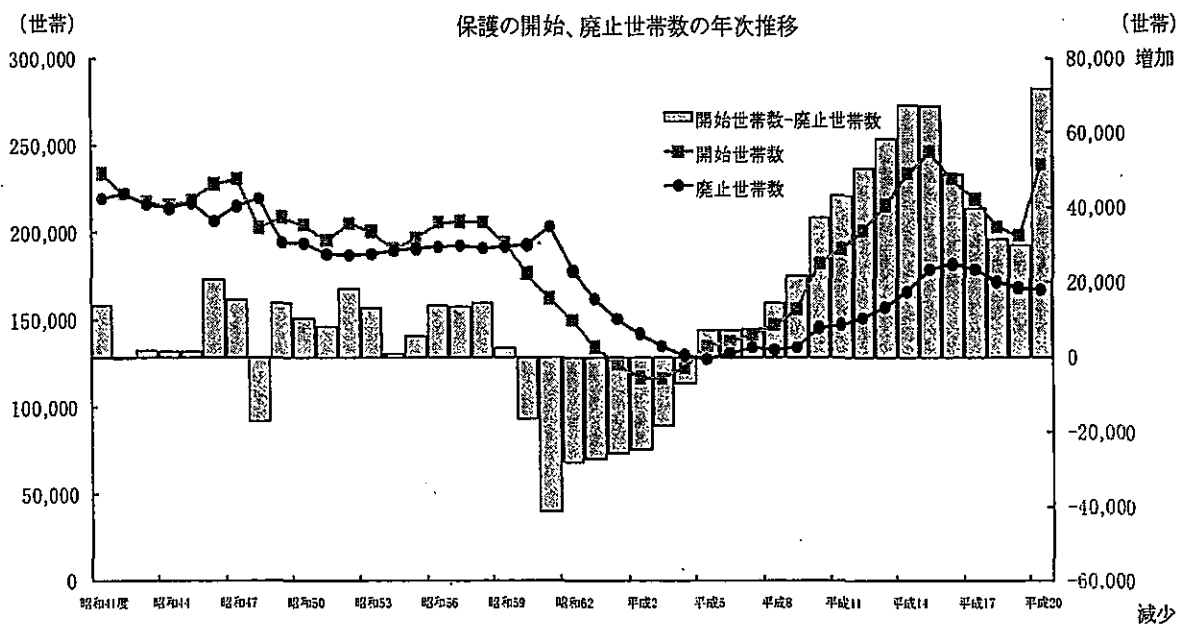
※平成17年度より、世帯類型の定義を一部変更。

※世帯数は保護停止中のものを含まない。

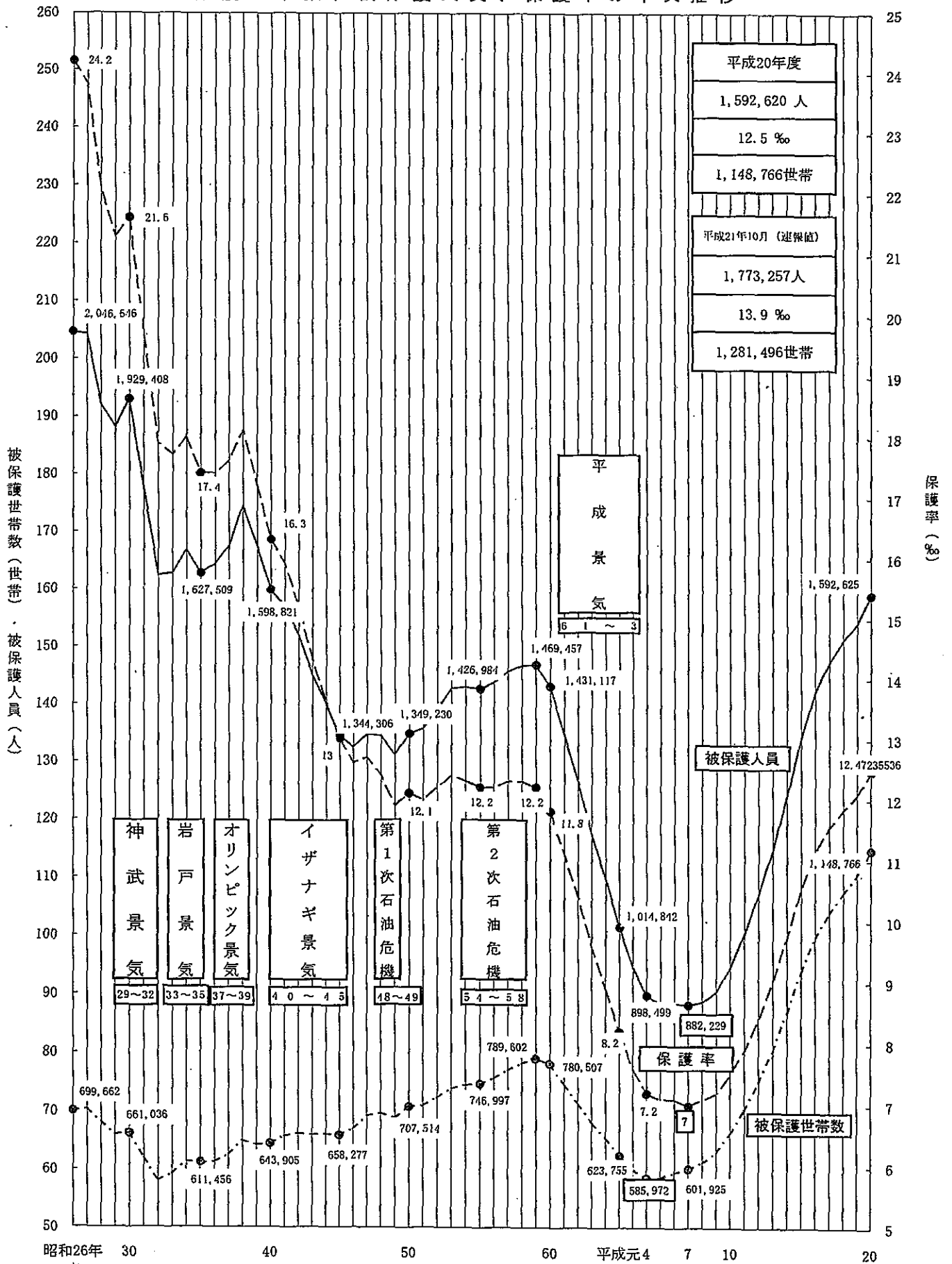
※括弧内は単身者世帯割合。

(3) 生活保護の開始及び廃止状況

保護の開始世帯数については、平成16年度以降減少傾向となっていたが、平成20年度は前年度より大幅に増加している。廃止世帯数については、平成17年度以降、減少傾向となっている。開始世帯数－廃止世帯数については、平成15年度以降減少傾向となっていたが、平成20年度は前年度より大幅に増加し、約7万2千世帯となっている。

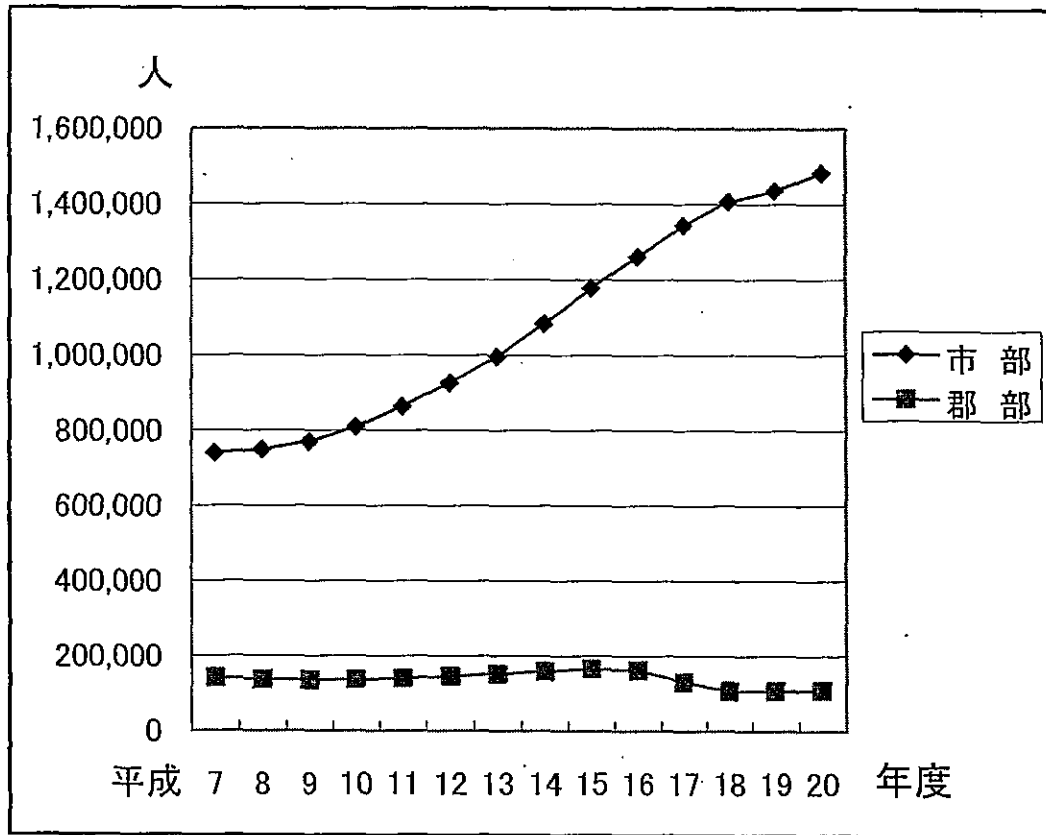


(万) 被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移



資料：福祉行政報告例より保護課にて作成

市部・郡部別被保護人員の年次推移



	被保護人員		
	総数	市部	郡部
	人	人	人
平成7年度	882,229	740,365	141,864
8	887,450	749,724	137,726
9	905,589	770,050	135,539
10	946,994	809,882	137,111
11	1,004,472	864,079	140,394
12	1,072,241	926,434	145,806
13	1,148,088	996,085	152,003
14	1,242,723	1,083,142	159,581
15	1,344,327	1,178,016	166,311
16	1,423,388	1,261,038	162,351
17	1,475,838	1,344,391	131,447
18	1,513,892	1,405,999	107,893
19	1,543,321	1,435,824	107,497
20	1,592,620	1,483,332	109,288

資料：福祉行政報告例

都道府県・指定都市別保護率

			平成20年度
			%
全	国		12.5
大	阪	市	44.4
札	幌	市	28.9
京	都	市	27.0
神	戸	市	26.5
堺		市	24.5
北	海	道	23.8
高	知	県	22.7
福	岡	県	21.0
福	岡	市	19.9
青	森	県	18.0
大	阪	府	17.8
川	崎	市	17.8
沖	縄	県	17.7
長	崎	県	17.0
広	島	市	16.7
東	京	都	16.2
徳	島	県	15.7
鹿	児	島	15.6
北	九	州	15.6
横	浜	市	14.2
大	分	県	13.7
千	葉	市	13.6
名	古	屋	13.1
和	歌	山	12.2
仙	台	市	11.8
宮	崎	県	11.7
奈	良	県	11.7
秋	田	県	11.6
愛	媛	県	11.5
京	都	府	10.5
兵	庫	県	10.3
新	潟	市	10.2
山	口	県	10.2
岡	山	県	10.0
広	島	県	9.6
香	川	県	9.6
熊	本	県	9.6
さ	い	ま	9.6
鳥	取	県	9.0
神	奈	川	8.7
岩	手	県	8.7
静	岡	市	7.9
千	葉	県	7.8
埼	玉	県	7.7
福	島	県	7.5
佐	賀	県	7.4
三	重	県	7.2
桁	木	県	7.1
宮	城	県	6.9
島	根	県	6.4
滋	賀	県	5.9
茨	城	市	5.9
浜	松	市	4.8
石	川	県	4.7
群	馬	県	4.5
山	形	県	4.5
山	梨	県	4.3
新	潟	県	3.9
静	岡	県	3.7
長	野	県	3.5
岐	阜	県	3.4
愛	知	県	3.3
福	井	県	3.0
富	山	県	2.4

資料：福祉行政報告例

注)都道府県データは、指定都市分を除く。

※保護率の大きい順。

平成7年度から平成20年度にかけての都道府県・指定都市別保護率の伸び

	平成7年度		平成20年度		伸び(20'-7')	
		%		%		%
全 国		7.0		12.5		5.5
大 阪 市		18.0		44.4		26.4
札 幌 市		17.0		28.9		11.9
神 戸 市		14.9		26.5		11.6
広 島 市		6.6		16.7		10.1
大 阪 府		8.7		17.8		9.1
北 海 道		14.7		23.8		9.1
千 葉 市		4.6		13.6		9.0
川 崎 市		9.0		17.8		8.8
東 京 都		8.1		16.2		8.1
高 知 県		15.3		22.7		7.4
横 浜 市		6.9		14.2		7.3
青 森 県		11.0		18.0		7.0
仙 台 市		5.2		11.8		6.6
名 古屋 市		6.6		13.1		6.5
長 崎 県		10.8		17.0		6.2
京 都 市		21.0		27.0		6.0
神 奈 川 県		3.5		8.7		5.2
鹿 児 島 県		10.5		15.6		5.1
兵 庫 県		5.3		10.3		5.0
和 歌 山 県		7.3		12.2		4.9
千 葉 県		3.0		7.8		4.8
沖 縄 県		12.9		17.7		4.8
福 岡 市		15.1		19.9		4.8
京 都 府		5.9		10.5		4.6
秋 田 県		7.0		11.6		4.6
埼 玉 県		3.1		7.7		4.6
徳 島 県		11.3		15.7		4.4
大 分 県		9.4		13.7		4.3
栃 木 県		3.1		7.1		4.0
奈 良 県		7.8		11.7		3.9
愛 媛 県		7.8		11.5		3.7
宮 城 県		3.3		6.9		3.6
広 島 県		6.1		9.6		3.5
福 島 県		4.0		7.5		3.5
岩 手 県		5.2		8.7		3.5
福 岡 県		17.5		21.0		3.5
宮 崎 県		8.5		11.7		3.2
岡 山 県		6.9		10.0		3.1
鳥 取 県		6.1		9.0		2.9
茨 城 県		3.1		5.9		2.8
三 重 県		4.7		7.2		2.5
山 口 県		7.8		10.2		2.4
香 川 県		7.4		9.6		2.2
山 梨 県		2.2		4.3		2.1
熊 本 県		7.5		9.6		2.1
石 川 県		2.7		4.7		2.0
群 馬 県		2.6		4.5		1.9
島 根 県		4.5		6.4		1.9
滋 賀 県		4.2		5.9		1.7
佐 賀 県		5.8		7.4		1.6
静 岡 県		2.2		3.7		1.5
岐 阜 県		2.0		3.4		1.4
愛 知 県		2.0		3.3		1.3
長 野 県		2.3		3.5		1.2
山 形 県		3.4		4.5		1.1
福 井 県		2.1		3.0		0.9
新 潟 県		3.2		3.9		0.7
富 山 県		2.0		2.4		0.4
北 九 州 市		15.2		15.6		0.4

資料：福祉行政報告例

注1) 都道府県データは、指定都市分を除く。

2) さいたま市、新潟市、静岡市、浜松市及び堺市については、平成7年度は指定都市ではないため除外している。

※伸び(20'-7')の大きい順。

平成7年度から平成20年度にかけての都道府県・指定都市別保護率の伸び率

	平成7年度		平成20年度		伸び率(20' / 7')
	%	%	%	%	
全 国	7.0	12.5			78.6
千 葉 市	4.6	13.6			195.0
千 葉 県	3.0	7.8			160.9
千 葉 市	6.6	16.7			153.3
神 奈 川 県	3.5	8.7			149.1
埼 玉 県	3.1	7.7			147.8
大 阪 市	18.0	44.4			146.9
大 阪 府	3.1	7.1			129.4
仙 台 市	5.2	11.8			127.5
宮 城 県	3.3	6.9			109.1
横 浜 市	6.9	14.2			105.8
大 阪 府	8.7	17.8			105.0
東 京 都	8.1	16.2			99.8
名 古 屋 市	6.6	13.1			98.5
山 梨 県	9.0	17.8			98.0
山 梨 県	2.2	4.3			95.4
兵 庫 県	5.3	10.3			93.7
茨 城 県	3.1	5.9			88.8
福 島 県	4.0	7.5			87.8
京 都 府	5.9	10.5			78.6
神 戸 市	14.9	26.5			78.1
石 川 県	2.7	4.7			74.6
群 馬 県	2.6	4.5			73.0
札 幌 市	17.0	28.9			70.3
岐 阜 県	2.0	3.4			70.0
静 岡 県	2.2	3.7			67.2
岩 手 県	5.2	8.7			67.1
和 歌 山 県	7.3	12.2			66.8
秋 田 県	7.0	11.6			66.3
青 森 県	11.0	18.0			64.0
愛 知 県	2.0	3.3			63.2
北 海 道	14.7	23.8			61.6
広 島 県	6.1	9.6			58.1
長 崎 県	10.8	17.0			57.4
三 重 県	4.7	7.2			53.4
奈 良 県	7.8	11.7			50.2
長 野 県	2.3	3.5			50.2
鹿 児 島 県	10.5	15.6			49.0
高 知 県	15.3	22.7			48.6
愛 媛 県	7.8	11.5			47.5
鳥 取 県	6.1	9.0			46.9
大 岡 山 県	9.4	13.7			45.9
福 山 県	6.9	10.0			45.4
福 島 県	2.1	3.0			44.6
島 根 県	4.5	6.4			41.2
滋 賀 県	4.2	5.9			40.7
徳 島 県	11.3	15.7			38.6
宮 崎 県	8.5	11.7			38.0
沖 縄 県	12.9	17.7			37.4
福 岡 市	15.1	19.9			31.9
山 口 県	7.8	10.2			31.2
山 形 県	3.4	4.5			31.0
香 川 県	7.4	9.6			30.1
京 都 府	21.0	27.0			28.7
佐 賀 県	5.8	7.4			28.4
熊 本 県	7.5	9.6			27.8
新 潟 県	3.2	3.9			20.5
福 岡 県	17.5	21.0			19.8
富 山 県	2.0	2.4			18.6
北 九 州 市	15.2	15.6			2.4

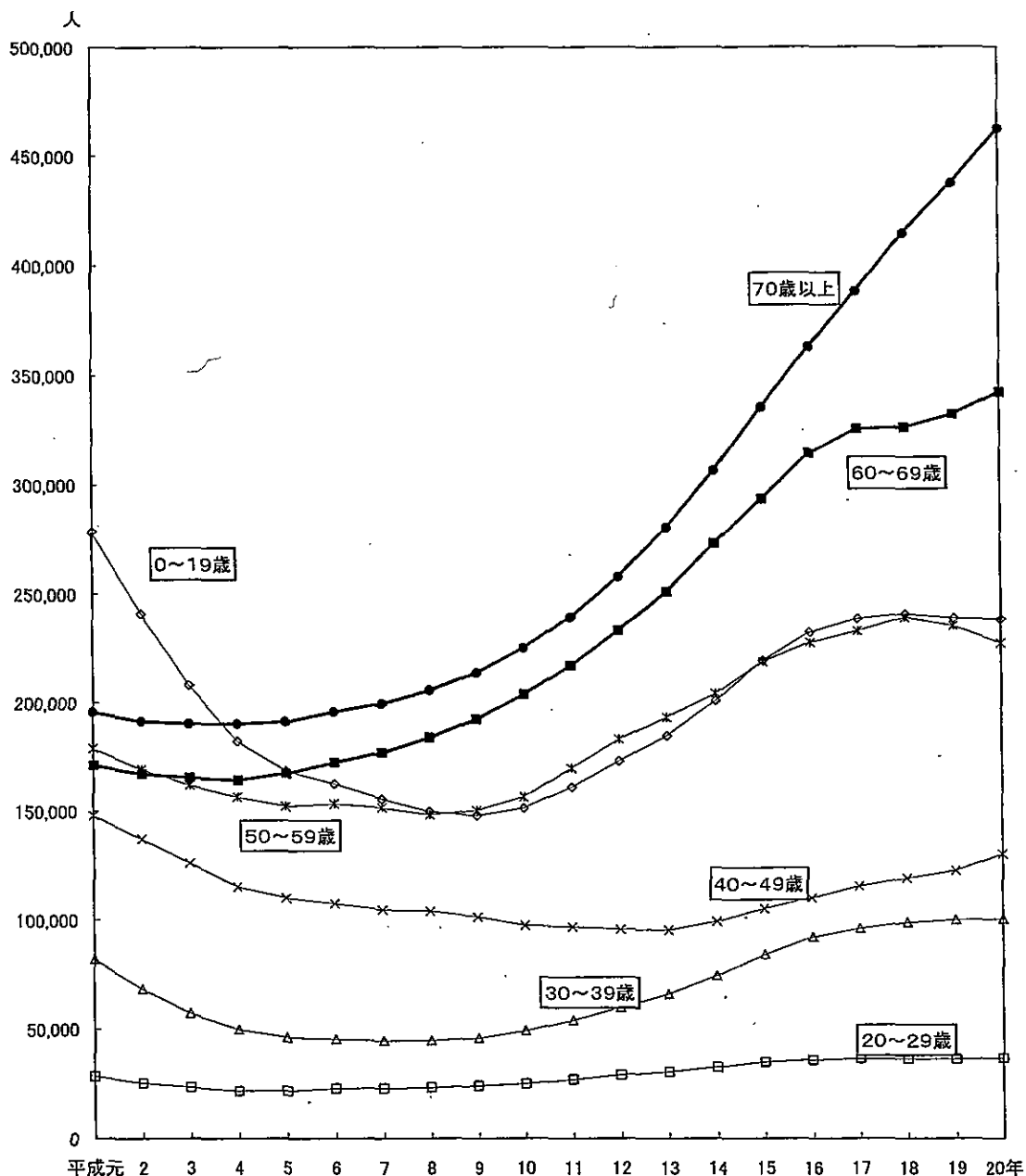
資料: 福祉行政報告例

注1) 都道府県データは、指定都市分を除く。

2) さいたま市、新潟市、静岡市、浜松市及び堺市については、平成7年度は指定都市ではないため除外している。

※伸び率(20' / 7')の大きい順。

年齢階級別被保護人員の年次推移



	0~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳以上	計
平成元	278,569	28,398	82,053	148,034	179,030	171,274	195,767	1,083,125
2	240,981	25,327	68,332	137,277	169,360	167,286	191,527	1,000,090
3	208,204	23,369	57,268	126,140	161,980	165,536	190,474	932,971
4	182,269	21,644	49,743	115,215	156,591	164,362	190,319	880,143
5	168,649	21,700	46,129	110,187	152,299	167,515	191,301	857,780
6	162,606	22,771	45,189	107,485	153,336	172,391	195,785	859,563
7	155,699	22,916	44,549	104,769	151,706	177,100	199,654	856,393
8	149,768	23,202	44,653	103,955	148,244	183,908	205,801	859,531
9	147,954	24,001	45,846	101,374	150,386	192,356	213,735	875,652
10	151,323	24,936	49,107	97,449	156,507	203,833	225,063	908,218
11	161,083	26,861	53,834	96,756	169,792	216,920	239,333	964,580
12	173,170	28,992	59,908	95,657	183,166	233,208	257,839	1,032,010
13	184,847	30,336	65,997	95,274	193,259	251,062	280,398	1,101,173
14	200,960	32,505	74,321	99,207	204,256	273,213	306,689	1,191,151
15	219,265	34,888	84,072	105,139	218,846	293,555	335,447	1,291,212
16	232,470	35,848	92,139	110,077	227,726	314,502	363,164	1,375,926
17	238,573	36,396	96,122	115,378	232,937	325,563	388,258	1,433,227
18	240,573	36,289	98,843	119,054	239,172	326,175	414,631	1,474,737
19	238,728	36,125	99,962	122,605	235,409	332,255	437,576	1,502,660
20年	238,308	36,646	100,431	130,228	227,426	342,318	462,536	1,537,893
構成割合(%)	15.5%	2.4%	6.5%	8.5%	14.8%	22.3%	30.1%	100.0%

資料:被保護者全国一斉調査(基礎)

世帯類型別被保護世帯数の年次推移

年度	世帯類型別被保護世帯数						世帯類型別指数(平成7年度=100)						世帯類型別構成割合					
	総数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	総数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	総数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
平成7年度	600,980	254,292	52,373	252,688		41,627	100.0	100.0	100.0	100.0		100.0	100.0	42.3	8.7	42.0		6.9
8	612,180	264,626	51,671	254,449		41,434	101.9	104.1	98.7	100.7		99.5	100.0	43.2	8.4	41.6		6.8
9	630,577	277,409	52,206	258,558		42,404	104.9	109.1	99.7	102.3		101.9	100.0	44.0	8.3	41.0		6.7
10	662,094	294,680	54,503	267,582		45,329	110.2	115.9	104.1	105.9		108.9	100.0	44.5	8.2	40.4		6.8
11	703,072	315,933	58,435	70,778	207,742	50,184	117.0	124.2	111.6	28.0	82.2	120.6	100.0	44.9	8.3	10.1	29.5	7.1
12	750,181	341,196	63,126	76,484	214,136	55,240	124.8	134.2	120.5	30.3	84.7	132.7	100.0	45.5	8.4	10.2	28.5	7.4
13	803,993	370,049	68,460	81,519	222,035	61,930	133.8	145.5	130.7	32.3	87.9	148.8	100.0	46.0	8.5	10.1	27.6	7.7
14	869,637	402,835	75,097	87,339	231,963	72,403	144.7	158.4	143.4	34.6	91.8	173.9	100.0	46.3	8.6	10.0	26.7	8.3
15	939,733	435,804	82,216	95,283	241,489	84,941	156.4	171.4	157.0	37.7	95.6	204.1	100.0	46.4	8.7	10.1	25.7	9.0
16	997,149	465,680	87,478	102,418	247,426	94,148	165.9	183.1	167.0	40.5	97.9	226.2	100.0	46.7	8.8	10.3	24.8	9.4
17	1,039,570	451,962	90,531	117,271	272,547	107,259	173.0	177.7	172.9	46.4	107.9	257.7	100.0	43.5	8.7	11.3	26.2	10.3
18	1,073,650	473,838	92,609	125,187	272,170	109,847	178.6	186.3	176.8	49.5	107.7	263.9	100.0	44.1	8.6	11.7	25.3	10.2
19	1,102,945	497,665	92,910	132,007	269,080	111,282	183.5	195.7	177.4	52.2	106.5	267.3	100.0	45.1	8.4	12.0	24.4	10.1
20	1,145,913	523,840	93,408	137,733	269,362	121,570	190.7	206.0	178.4	54.5	106.6	292.0	100.0	45.7	8.2	12.0	23.5	10.6

注1)保護停止中の世帯を除く。

2)平成17年4月より世帯類型の定義を一部変更

「高齢者世帯」:男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯が、これらに18歳未満の者が加わった世帯

「母子世帯」:死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない65歳未満(平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満)の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯

資料:福祉行政報告例

ホームレスの実態に関する全国調査結果（概数調査）

1. 全国のホームレス数

平成21年1月に実施したホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）（以下「21年調査」という。）は、平成20年1月に実施したホームレスの実態に関する全国調査（以下「20年調査」という。）と同様の調査方法により全ての市区町村において実施した。

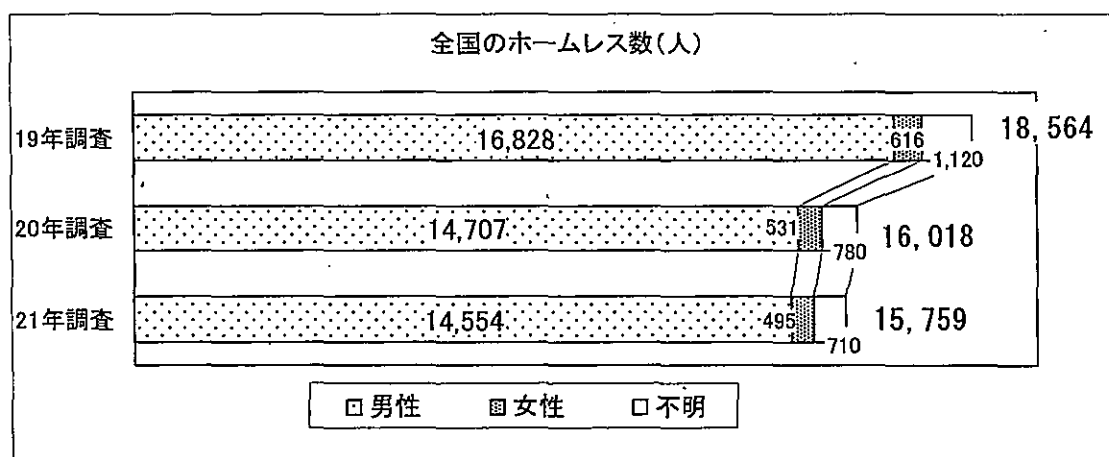
調査の結果、ホームレスが確認された自治体は、全1,804市区町村のうち504市区町村（20年調査では1,820市区町村のうち503市区町村）であった。

全国のホームレス数（表1）は合計15,759人であり、うち男性が14,554人、女性が495人、不明が710人となっている。（目視による調査のため防寒具を着込んだ状態等により性別が確認できない者を「不明」としている。）

増減については、20年調査と比較すると、259人(1.6%)減少した。

表1 全国のホームレス数

	男	女	不明	合計	差引増△減
19年調査	16,828	616	1,120	18,564	△6,732(△26.6%)
20年調査	14,707	531	780	16,018	△2,546(△13.7%)
21年調査	14,554	495	710	15,759	△ 259(△ 1.6%)



2. 都道府県別のホームレス数

各都道府県の状況(表2)については、全ての都道府県でホームレスが確認され、20年調査と比較すると、47都道府県のうち25都道府県が減少、19県が増加、3県が増減なしであった。

また、減少数の多い順に東京都368人減、京都府48人減、兵庫県42人減であり、増加数の多い順に福岡県155人増、神奈川県84人増、愛知県78人増となっている。

なお、ホームレス数が最も多かったのは大阪府で4,302人、次いで東京都が3,428人であり、この両都府の合計で全国のホームレス数の約半数を占めている。一方、最も少なかったのは鳥取県で3人であった。

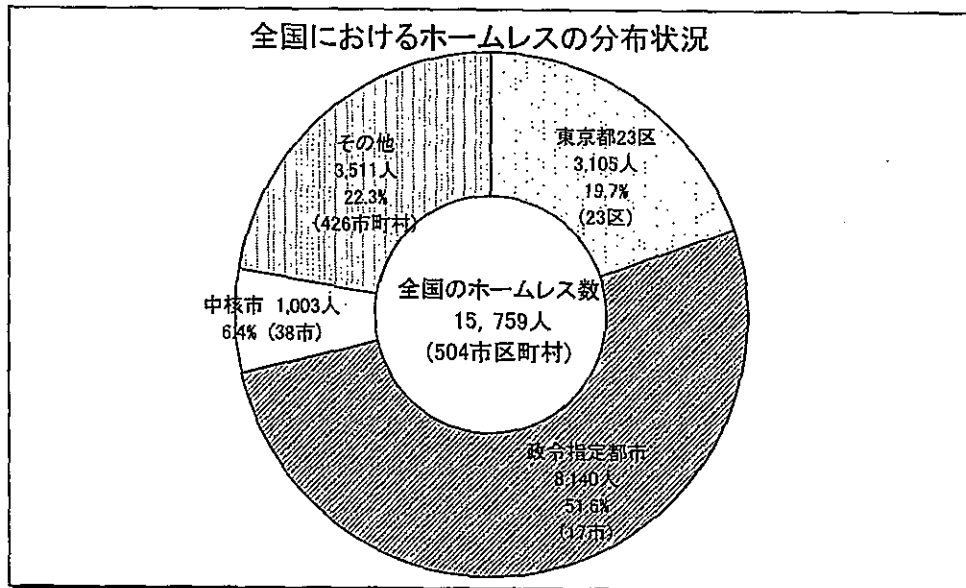
3. 東京都23区及び政令指定都市別のホームレス数

東京都23区及び政令指定都市の状況(表3)については、合計が11,245人であり、全国のホームレス数の約7割を占めている。20年調査と比較すると10人(0.09%)減少した。

各市区別の増減については、減少数の多い順に東京都23区331人減、京都市48人減、千葉市19人減であり、増加数の多い順に福岡市187人増、大阪市77人増、川崎市56人増であった。

表3 東京都23区及び政令指定都市のホームレス数

自治体名	21年調査				20年調査	21-20 増△減	(参考)	
	男	女	不明	計			19年調査	15年調査
東京都23区	3,030	75	0	3,105	3,436	△331	4,213	5,927
札幌市	73	3	23	99	109	△10	132	88
仙台市	113	9	2	124	100	24	132	203
さいたま市	104	3	13	120	121	△1	179	221
千葉市	69	1	2	72	91	△19	103	126
横浜市	685	12	0	697	649	48	661	470
川崎市	659	19	13	691	635	56	848	829
新潟市	18	5	1	24	23	1	40	53
静岡市	43	2	11	56	61	△5	88	137
浜松市	81	1	3	85	100	△15	115	140
名古屋市	459	16	166	641	608	33	741	1,788
京都市	289	15	31	335	383	△48	387	624
大阪市	3,473	68	183	3,724	3,647	77	4,069	6,603
堺市	85	5	2	92	96	△4	133	280
神戸市	145	5	1	151	149	2	135	323
広島市	107	4	0	111	103	8	115	156
北九州市	127	16	6	149	162	△13	249	421
福岡市	855	46	68	969	782	187	784	607
合計	10,415	305	525	11,245	11,255	△10	13,124	18,996



4. 中核市別のホームレス数

中核市の状況(表4)については、合計が1,003人であり、全国のホームレス数の6.4%を占めている。20年調査と比較すると105人(9.5%)減少した。各市別の増減については、減少数の多い順に熊本市39人減、和歌山市18人減、東大阪市14人減であり、増加数の多い順に岡崎市19人増、西宮市7人増、宮崎市6人増であった。

表4 中核市別のホームレス数

自治体名	21年調査				20年調査	21-20増△減	(参考)	
	男	女	不明	計			19年調査	15年調査
旭川市	4	0	0	4	13	△9	10	21
函館市	10	2	0	12	13	△1	7	25
青森市	2	0	0	2	1	1	3	2
盛岡市	13	0	0	13	15	△2	23	12
秋田市	13	1	0	14	9	5	7	11
郡山市	7	0	0	7	4	3	2	8
いわき市	1	0	0	1	2	△1	1	5
宇都宮市	40	1	0	41	42	△1	38	69
川越市	18	0	3	21	28	△7	39	29
船橋市	54	1	0	55	52	3	57	82
柏市	19	0	0	19	22	△3	39	45
横須賀市	7	0	0	7	12	△5	26	44
相模原市	16	1	11	28	29	△1	32	45
富山市	16	1	0	17	16	1	15	19
金沢市	21	1	0	22	19	3	16	22
長野市	6	2	0	8	7	1	5	18
岐阜市	28	5	0	33	42	△9	41	44
豊橋市	53	4	0	57	55	2	59	58
岡崎市	32	1	0	33	14	19	20	23
豊田市	16	0	0	16	16	0	12	12
高槻市	13	0	0	13	20	△7	19	41
東大阪市	60	1	0	61	75	△14	89	90
姫路市	16	1	21	38	46	△8	51	57
西宮市	80	3	5	88	81	7	91	130
奈良市	11	0	0	11	14	△3	19	7
和歌山市	43	3	4	50	68	△18	58	75
岡山市	43	2	1	46	53	△7	60	38
倉敷市	11	2	1	14	9	5	18	15
福山市	25	1	0	26	24	2	27	51
下関市	0	0	0	0	0	0	1	5
高松市	16	0	0	16	16	0	16	23
松山市	24	1	0	25	31	△6	14	73
高知市	7	1	0	8	21	△13	19	22
久留米市	53	4	0	57	62	△5	49	58
長崎市	9	0	0	9	6	3	14	15
熊本市	38	3	10	51	90	△39	94	104
大分市	19	3	1	23	20	3	29	12
宮崎市	22	2	0	24	18	6	19	15
鹿児島市	29	0	4	33	43	△10	44	66
合計	895	47	61	1,003	1,108	△105	1,183	1,491

5. 起居場所別のホームレス数

起居場所別の状況(表5)については、都市公園、河川で減少したが、道路、駅舎、その他施設では増加している。起居場所別の割合に大きな変化は見られなかった。

表5 起居場所別の状況

	21年調査 人数(割合)	20年調査 人数(割合)	21-20 増△減	19年調査 人数(割合)	15年調査 人数(割合)
都市公園	4,602 (29.2%)	4,737 (29.6%)	△ 135 (△ 2.8%)	5,702 (30.7%)	10,310 (40.8%)
河川	4,594 (29.1%)	4,907 (30.6%)	△ 313 (△ 6.4%)	5,653 (30.4%)	5,906 (23.3%)
道路	2,627 (16.7%)	2,550 (15.9%)	77 (3.0%)	3,110 (16.8%)	4,360 (17.2%)
駅舎	702 (4.5%)	681 (4.3%)	21 (3.1%)	910 (4.9%)	1,254 (5.0%)
その他施設	3,234 (20.5%)	3,143 (19.6%)	91 (2.9%)	3,189 (17.2%)	3,466 (13.7%)
合計	15,759 (100.0%)	16,018 (100.0%)	△ 259 (△ 1.6%)	18,564 (100.0%)	25,296 (100.0%)

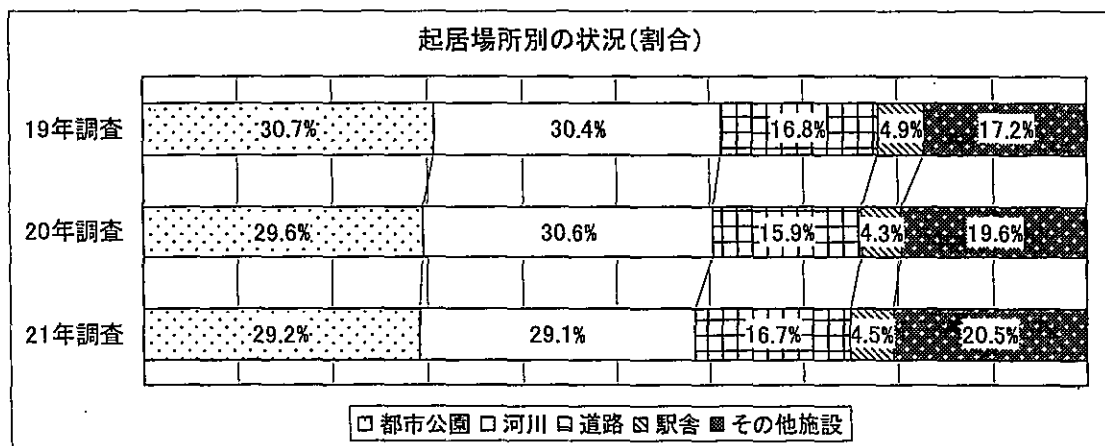
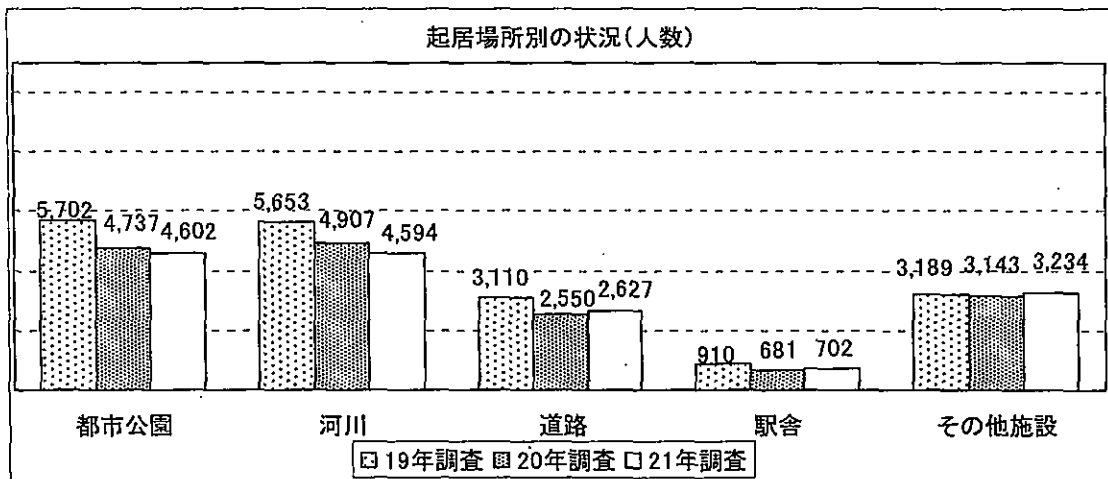


表2 都道府県別のホームレス数

都道府県名	平成21年調査				20年 調査	21-20 増△減	(参考)	
	男	女	不明	計			19年 調査	15年 調査
北海道	95	6	23	124	145	△ 21	161	142
青森県	4	0	4	8	2	6	7	16
岩手県	20	1	0	21	23	△ 2	32	18
宮城県	126	9	5	140	110	30	144	222
秋田県	14	1	0	15	10	5	8	13
山形県	16	2	0	18	7	11	11	24
福島県	19	1	0	20	27	△ 7	15	43
茨城県	57	5	0	62	86	△ 24	78	130
栃木県	68	4	2	74	81	△ 7	79	134
群馬県	94	4	0	98	97	1	96	87
埼玉県	578	17	27	622	597	25	781	829
千葉県	463	23	17	503	524	△ 21	594	668
東京都	3,344	84	0	3,428	3,796	△ 368	4,690	6,361
神奈川県	1,730	43	31	1,804	1,720	84	2,020	1,928
新潟県	33	5	1	39	38	1	51	74
富山県	31	1	0	32	23	9	29	24
石川県	23	1	0	24	21	3	18	22
福井県	27	1	0	28	32	△ 4	41	24
山梨県	24	2	12	38	41	△ 3	42	51
長野県	11	2	0	13	13	0	29	37
岐阜県	61	12	1	74	67	7	59	86
静岡県	265	8	24	297	315	△ 18	370	465
愛知県	735	26	168	929	851	78	1,023	2,121
三重県	52	1	8	61	68	△ 7	61	46
滋賀県	11	1	6	18	20	△ 2	32	57
京都府	305	16	32	353	401	△ 48	407	660
大阪府	4,024	87	191	4,302	4,333	△ 31	4,911	7,757
兵庫県	472	16	45	533	575	△ 42	627	947
奈良県	14	0	0	14	19	△ 5	22	14
和歌山県	49	3	4	56	74	△ 18	70	90
鳥取県	3	0	0	3	3	0	6	13
島根県	4	0	0	4	4	0	7	4
岡山県	63	5	7	75	67	8	85	65
広島県	148	6	0	154	138	16	153	231
山口県	10	1	0	11	21	△ 10	23	33
徳島県	7	0	1	8	13	△ 5	33	14
香川県	27	0	0	27	24	3	34	46
愛媛県	35	3	0	38	40	△ 2	25	85
高知県	13	1	0	14	24	△ 10	23	23
福岡県	1,093	69	75	1,237	1,082	155	1,177	1,187
佐賀県	37	1	1	39	43	△ 4	41	41
長崎県	13	0	0	13	11	2	30	41
熊本県	56	7	10	73	111	△ 38	110	124
大分県	32	4	2	38	35	3	45	39
宮崎県	29	2	0	31	27	4	35	22
鹿児島県	51	2	4	57	59	△ 2	62	80
沖縄県	168	12	9	189	200	△ 11	167	158
合計	14,554	495	710	15,759	16,018	△ 259	18,564	25,296

独立行政法人福祉医療機構貸付事業

○貸付契約額、資金交付額及び原資

(単位：億円)

	平成21年度予算額	平成22年度予算案	差引増減
貸付契約額	3,237	2,598	△639
うち福祉貸付	1,627	1,250	△377
うち医療貸付	1,610	1,348	△262
資金交付額	3,018	2,487	△531
うち福祉貸付	1,535	1,263	△272
うち医療貸付	1,483	1,224	△259
原資	3,018	2,487	△531
財政融資資金	2,828	2,083	△745
自己資金	190	404	214
(うち財投機関債)	400	330	△70

○貸付条件の改善内容

- (1) ユニット型特別養護老人ホームの建築資金及び土地取得資金の償還期間及び据置期間の延長
償還期間：20年以内→25年以内
据置期間：2年以内→3年以内
- (2) 社会福祉法人に対する貸付けの場合の保証人徴求免除
保証人がいなくても貸付を行うことができる取扱いとする。
ただし、貸付利率に一定の利率を上乗せするオンコスト方式とする。
- (3) 都市部を中心とした地域における低所得高齢者居住対策として、見守り機能を備えた軽費老人ホームの整備に対する融資
都市部を中心とした地域における低所得高齢者居住対策として、現行の居室面積基準や職員配置基準等を緩和し、見守り機能を備えた軽費老人ホームの整備に対する融資を行う。
- (4) 整備促進特別対策事業で対象となる定期借地権の一時金に対する融資制度の創設
都市部等での用地取得が困難な場合に、用地確保のために定期借地権を設定し、施設経営者が土地所有者に借地代の前払いとして一時金を支払った場合に要する費用について、土地取得資金の中で融資対象とする（平成23年度まで）。

- (5) 児童デイサービス事業所及び療養介護事業所に係る貸付けの相手方の拡大
貸付の相手方に、一般社団法人及び一般財団法人を追加
- (6) 共同生活介護事業所（ケアホーム）及び共同生活援助事業所（グループホーム）
に係る貸付金の種類の拡大
貸付金の種類に、経営資金を追加
- (7) アスベスト対策事業に係る優遇措置
融資率の引き上げ（70%→75%、75%→80%）
貸付利率の引き下げ（0.05%～0.4%引下げる）
- (8) 融資率の見直し
障害者関連事業の旧法定施設に係る融資率を以下のとおり引き下げを行う。
対象施設：身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、
身体障害者小規模通所授産施設、身体障害者福祉工場、
知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、
知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者福祉工場、精神障
害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉工場、
精神障害者小規模通所授産施設
融資率の引き下げ：75%→70%

民間金融機関との協調融資（併せ貸し）制度の概要

1. 目的

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）と民間金融機関が連携して融資を行うことで、社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達を円滑に行えるようにすることを目的としています。

2. 協調融資の定義

協調融資とは、社会福祉法人が行う社会福祉事業施設の整備事業に対して機構が融資を行う場合に、機構との覚書を締結した民間金融機関（別紙参照）が当該整備事業に対して併せて融資を行うことをいいます。

なお、貸付けの可否及び貸付条件については、機構と民間金融機関がそれぞれ独自の審査基準に基づき決定します。

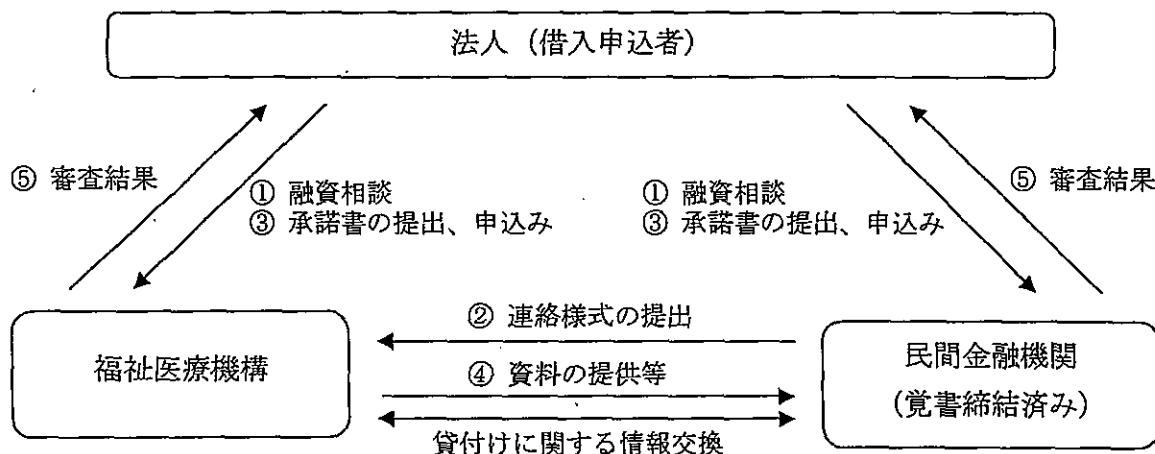
3. 協調融資制度の対象となる事業

社会福祉法人が行う、福祉貸付の対象となる整備事業を対象とします。

4. 協調融資制度利用のメリット

- ① 覚書を締結した民間金融機関においては、社会福祉法人からの融資相談に対して積極的に対応していただけます。
- ② 整備する建物や敷地等の基本財産を民間金融機関に担保に供する場合において、所轄庁の承認が不要となります。

5. 手続きの流れ



※1 機構と民間金融機関が、『社会福祉事業施設に対する貸付けに係る覚書』を締結していることが前提となります。

※2 審査の結果、機構又は民間金融機関からの貸付けが受けられない場合があります。

※3 機構と民間金融機関が相互に情報交換をするため、事前に法人から承諾書をいただくこととなります。

県別 協調融資覚書締結金融機関一覧

平成21年12月10日現在

	金融機関名							
都 銀	三菱東京UFJ銀行	三井住友銀行	みずほ銀行	りそな銀行	埼玉りそな銀行			
北海道	北海道銀行	北洋銀行	空知信用金庫	北海信用金庫	旭川信用金庫	札幌信用金庫	稚内信用金庫	室蘭信用金庫
	帯広信用金庫	北門信用金庫						
青 森	みちのく銀行	青森銀行						
岩 手	岩手銀行	東北銀行	北日本銀行	北上信用金庫	花巻農業協同組合	花巻信用金庫	一関信用金庫	
宮 城	七十七銀行	仙台銀行	石巻信用金庫	杜の都信用金庫	仙南信用金庫			
秋 田	秋田銀行	北都銀行						
山 形	荘内銀行	山形銀行	きらやか銀行	鶴岡信用金庫	山形信用金庫			
	東邦銀行	福島銀行	大東銀行	福島信用金庫	二本松信用金庫	須賀川信用金庫	伊達みらい農業協同組合	ひまわり信用金庫
	会津信用金庫							
茨 城	常陽銀行	茨城県信用組合	関東つくば銀行	土浦農業協同組合	水戸信用金庫	結城信用金庫		
栃 木	栃木銀行	足利銀行	佐野信用金庫	足利小山信用金庫				
群 馬	群馬銀行	東和銀行	館林信用金庫	しのみめ信用金庫	高崎信用金庫	利根郡信用金庫	アイオー信用金庫	桐生信用金庫
埼 玉	埼玉縣信用金庫	飯能信用金庫	武蔵野銀行	青木信用金庫	東京東信用金庫			
千 葉	千葉興業銀行	京葉銀行	千葉銀行	房総信用組合	君津信用組合	千葉信用金庫		
東 京	東京都民銀行	東京厚生信用組合	東日本銀行	西武信用金庫	八千代銀行	三菱東京UFJ信託銀行	東京スター銀行	多摩信用金庫
	青梅信用金庫	西京信用金庫	青和信用組合	龜有信用金庫				
神奈川	横浜銀行	湘南信用金庫	さがみ信用金庫	横浜信用金庫	さがみ農業協同組合	川崎信用金庫	平塚信用金庫	三浦藤沢信用金庫
新 潟	北越銀行	第四銀行	大光銀行	三条信用金庫	新潟縣信用組合	協栄信用組合	加茂信用金庫	新潟信用金庫
富 山	北陸銀行	富山第一銀行	富山県信用組合	富山銀行	富山信用金庫	高岡信用金庫		
石 川	金沢信用金庫	北國銀行	のと共栄信用金庫	興能信用金庫				
福 井	福井銀行	福邦銀行	福井信用金庫	福井市南部農業協同組合				
山 梨	山梨中央銀行	山梨信用金庫	山梨県信用協同組合					
長 野	八十二銀行	長野銀行	長野信用金庫	飯田信用金庫				
岐 阜	大垣共立銀行	十六銀行	岐阜信用金庫	西濃信用金庫	東濃信用金庫			
静 岡	静岡銀行	清水銀行	静岡中央銀行	しずおか信用金庫	掛川信用金庫	磐田信用金庫	遠州信用金庫	島田信用金庫
	浜松信用金庫	富士宮信用金庫	三島信用金庫	沼津信用金庫	スルガ銀行	焼津信用金庫	静岡信用金庫	静岡県医師信用組合
愛 知	岡崎信用金庫	蒲郡信用金庫	愛知信用金庫	碧海信用金庫	豊橋信用金庫	豊田信用金庫	愛知銀行	西尾信用金庫
	中京銀行	いちい信用金庫	名古屋銀行	海部東農業協同組合	東春信用金庫	知多信用金庫		
三 重	三重銀行	百五銀行	第三銀行	三重信用金庫				
滋 賀	滋賀銀行	びわこ銀行	長浜信用金庫	湖東信用金庫	滋賀中央信用金庫			
京 都	京都銀行	京都信用金庫	京都北部信用金庫	京都中央信用金庫	京都府信用協同組合			
大 阪	近畿大阪銀行	大阪市信用金庫	泉州銀行	近畿労働金庫	大阪信用金庫	摂津水都信用金庫		
兵 庫	中兵庫信用金庫	但馬銀行	みなと銀行	播州信用金庫	西兵庫信用金庫	姫路信用金庫	但馬信用金庫	神戸信用金庫
	兵庫県信用組合	兵庫六甲農業協同組合	但陽信用金庫					
奈 良	南都銀行	大和信用金庫	奈良中央信用金庫	奈良信用金庫				
和歌山	紀陽銀行	きのくに信用金庫						
鳥 取	鳥取銀行	米子信用金庫						
島 根	山陰合同銀行	島根中央信用金庫	いずも農業協同組合	島根銀行				
岡 山	中国銀行	トマト銀行	吉備信用金庫	笠岡信用組合	玉島信用金庫	おかやま信用金庫	備前信用金庫	
広 島	広島銀行	広島みどり信用金庫	ちみじ銀行					
山 口	山口銀行	西京銀行	しまなみ信用金庫					
徳 島	阿波銀行	徳島銀行						
香 川	百十四銀行	香川銀行	高松信用金庫					
愛 媛	伊予銀行	愛媛銀行	愛媛信用金庫					
高 知	四国銀行	高知銀行	幡多信用金庫					
福 岡	福岡銀行	西日本シティ銀行	福岡ひびき信用金庫	筑邦銀行	遠賀信用金庫			
佐 賀	佐賀銀行	佐賀共栄銀行						
長 崎	十八銀行	親和銀行						
熊 本	肥後銀行	熊本ファミリー銀行	熊本県信用組合	熊本第一信用金庫				
大 分	大分銀行	大分県信用組合	大分みらい信用金庫					
宮 崎	宮崎銀行	宮崎太陽銀行						
鹿 児 島	鹿児島銀行	奄美大島信用金庫	奄美信用組合	南日本銀行	鹿児島相互信用金庫			
沖 縄	琉球銀行	沖縄銀行	沖縄海邦銀行					
その他	信金中央金庫	商工組合中央金庫						
合 計								

社会福祉施設職員等退職手当共済事業

○ 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金

(21年度予算額)	(22年度予算額(案))
25,922,887千円	→ 25,617,137千円
	(△305,750千円【△1.2%】)

【要旨】

社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和36年法律第155号)に基づき、民間社会福祉施設の職員及び特定社会福祉事業(児童自立生活援助事業等)に従事する職員等が退職した場合の当該退職職員に対する退職手当金の支給を行うものである。

【事業の概要】

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|--------------|---|--------------|--------------|-----------|--------------|---|-----------|-------|--------------|--------------|---|--------------|---|-----------|--------|-----------|--------------|---|--------------|---|-----------|--------|------------|---------|---|---------|---|------|--------|------------|---------|---|---------|---|------|-------|
| 1 | 実施主体 | 独立行政法人福祉医療機構 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 事業開始 | 昭和36年10月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 対象者 | 社会福祉法人が経営する社会福祉施設又は特定社会福祉事業(児童自立生活援助事業等)に従事する職員及び当該社会福祉法人が経営する社会福祉施設等以外の施設・事業(以下、「申出施設等」という。)に従事する職員。
※18年度より、介護保険制度対象の高齢者関係の施設・事業の職員について「特定介護保険施設等」として定義。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 財政方式 | 賦課方式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 支給財源 | 共済契約者と国、都道府県の三者均等負担
(共済契約者1/3、国1/3、都道府県1/3)
※ただし、特定介護保険施設等、申出施設等については共済契約者3/3負担 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 退職手当金 | $\text{計算基礎額} \times \text{被共済職員期間} \times \text{支給率}$ <p style="text-align: center;">↓</p> 退職前6か月間の本俸月額平均額を基準として定める
62,000円から360,000円までの20段階の区分した額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 平成22年度予算案 | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">(1) 給付総額</td> <td style="width: 10%;">89,910,261千円</td> <td style="width: 10%;">→</td> <td style="width: 10%;">90,853,890千円</td> <td style="width: 10%;">(</td> <td style="width: 10%;">943,629千円</td> <td style="width: 10%;">1.0%)</td> </tr> <tr> <td>(2) 補助金算定対象額</td> <td>77,768,661千円</td> <td>→</td> <td>76,851,411千円</td> <td>(</td> <td>917,250千円</td> <td>△1.2%)</td> </tr> <tr> <td>(3) 国庫補助額</td> <td>25,922,887千円</td> <td>→</td> <td>25,617,137千円</td> <td>(</td> <td>305,750千円</td> <td>△1.2%)</td> </tr> <tr> <td>(4) 給付予定人員</td> <td>75,120人</td> <td>→</td> <td>74,480人</td> <td>(</td> <td>640人</td> <td>△0.9%)</td> </tr> <tr> <td>(5) 給付平均単価</td> <td>1,197千円</td> <td>→</td> <td>1,220千円</td> <td>(</td> <td>23千円</td> <td>1.9%)</td> </tr> </table> | (1) 給付総額 | 89,910,261千円 | → | 90,853,890千円 | (| 943,629千円 | 1.0%) | (2) 補助金算定対象額 | 77,768,661千円 | → | 76,851,411千円 | (| 917,250千円 | △1.2%) | (3) 国庫補助額 | 25,922,887千円 | → | 25,617,137千円 | (| 305,750千円 | △1.2%) | (4) 給付予定人員 | 75,120人 | → | 74,480人 | (| 640人 | △0.9%) | (5) 給付平均単価 | 1,197千円 | → | 1,220千円 | (| 23千円 | 1.9%) |
| (1) 給付総額 | 89,910,261千円 | → | 90,853,890千円 | (| 943,629千円 | 1.0%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 補助金算定対象額 | 77,768,661千円 | → | 76,851,411千円 | (| 917,250千円 | △1.2%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 国庫補助額 | 25,922,887千円 | → | 25,617,137千円 | (| 305,750千円 | △1.2%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (4) 給付予定人員 | 75,120人 | → | 74,480人 | (| 640人 | △0.9%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (5) 給付平均単価 | 1,197千円 | → | 1,220千円 | (| 23千円 | 1.9%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(参考資料6)

都道府県における福祉人材センター・バンク担当課一覧(平成21年度)

	部局	電話	FAX
北海道	保健福祉部福祉局福祉援護課	011-231-4111(内25-617)	011-232-4070
青森県	健康福祉部健康福祉政策課	017-734-9281(直通)	017-734-8085
岩手県	保健福祉企画室企画担当	019-629-5412	019-629-5419
宮城県	保健福祉部社会福祉課	022-211-2519	022-211-2594
秋田県	健康福祉部福祉政策課	018-860-1316	018-860-3841
山形県	健康福祉部健康福祉企画課	023-630-2256	023-630-2256
福島県	保健福祉部福祉監査課	024-521-7324	024-521-7917
茨城県	保健福祉部福祉指導課	029-301-3157(直通)	029-301-3179
栃木県	保健福祉部保健福祉課	028-623-3087	028-623-3131
群馬県	健康福祉部健康福祉課	027-226-2518	027-221-1121
埼玉県	福祉部社会福祉課	048(830)3221	048(830)4782
千葉県	健康福祉部健康福祉指導課	043-223-2606	043-222-6294
東京都	福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課	03-5320-4049(直通)	03-5388-1403
神奈川県	神奈川県地域保健福祉課	045-210-4755	045-210-4755
新潟県	福祉保健部福祉保健課	025-285-5511(内線2628) 直通:025-280-5178	025-283-3466
富山県	厚生部厚生企画課	076-444-3197(直通)	076-444-3491
石川県	健康福祉部厚生政策課	076-225-1414	076-225-1409
福井県	健康福祉部地域福祉課	0776-20-0326	0776-20-0637
山梨県	福祉保健部福祉保健総務課	055-223-1443	055-223-1447
長野県	社会部地域福祉課	026-235-7114	026-235-7485
岐阜県	健康福祉部地域福祉国保課	058-272-1111(内線2522) 058-272-8261(直通)	058-278-2651
静岡県	厚生部福祉こども局地域福祉室	054-221-3525	054-221-3279
愛知県	健康福祉部地域福祉課	052-954-6262(直通)	052-954-6945
三重県	健康福祉部社会福祉室	059-224-2256	059-224-3085
滋賀県	健康福祉部健康福祉政策課	077-528-3512	077-528-4850
京都府	健康福祉部 介護・福祉事業課	075-414-4559	075-414-4572
大阪府	健康福祉部 地域福祉推進室地域福祉課	06-6941-0351(内線4506)	06-6944-6681
兵庫県	健康福祉部社会福祉局福祉法人課	078-362-4086(直通)	078-362-4086(直通)
奈良県	福祉部福祉政策課	0742-22-1101(内線2817) 0742-27-8503(直通)	0742-22-5709
和歌山県	和歌山県福祉保健部福祉保健総務課	073-441-2472(直通)	073-425-6560
鳥取県	福祉保健部福祉保健課	0857-26-7158	0857-26-8116
島根県	健康福祉部地域福祉課	0852-22-6822	0852-22-5448
岡山県	保健福祉部施設指導課	086-226-7321(直通)	086-224-2313
広島県	健康福祉部社会福祉部地域福祉課	082-513-3144(直通)	082-223-3572
山口県	健康福祉部 厚政課	083-933-2724	083-933-2739
徳島県	保健福祉政策課地域福祉支援室	088-621-2171	088-621-2839
香川県	香川県健康福祉部健康福祉総務課	087-832-3259	087-806-0209
愛媛県	保健福祉部管理局保健福祉課	089-912-2386	089-921-8004
高知県	健康福祉部保健福祉課	088-823-9625	088-823-9207
福岡県	福祉労働部福祉総務課	092-643-3243	092-643-3245
佐賀県	健康福祉部本地域福祉課	0952-25-7053	0952-25-7264
長崎県	福祉保健部福祉保健課	095(895)2416	095-895-2570
熊本県	健康福祉政策課福祉のまちづくり室	096-383-1111(内線7027) 096-333-2201(直通)	096-387-5992
大分県	福祉保健部地域福祉推進室	097-506-2622	097-506-1732
宮崎県	福祉保健課	0985-26-7075	0985-26-7326
鹿児島県	保健福祉部社会福祉課	099-286-2111(内2825)	099-286-5568
沖縄県	福祉保健部福祉・援護課	098-866-2177	098-866-2758

○都道府県福祉人材センター・バンク一覧

(参考資料7)

都道府県福祉人材センター一覧(平成21年12月1日現在)

北海道	北海道福祉人材センター	〒060-0002	札幌市中央区北2条西7-1 道立社会福祉総合センター内	011-272-6662
青森	青森県福祉人材センター	〒030-0822	青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ2F	017-777-0012
岩手	岩手県福祉人材センター	〒020-0831	岩手県盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-637-4522
宮城	宮城県福祉人材センター	〒980-0014	仙台市青葉区本町3-7-4 宮城県社会福祉会館1F	022-262-9777
秋田	秋田県福祉保健人材センター	〒010-0922	秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館内	018-864-2880
山形	山形県福祉人材センター	〒990-0021	山形市小白川町2-3-30 山形県小白川庁舎内	023-633-7739
福島	福島県福祉人材センター	〒960-8141	福島市渡利字七社宮111 福島県総合社会福祉センター内	024-521-5662
茨城	茨城県福祉人材センター	〒310-8586	水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館内	029-244-3727
栃木	栃木県福祉人材・研修センター	〒320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-643-5622
群馬	群馬県福祉マンパワーセンター	〒371-8525	前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター6F	027-255-6600
埼玉	埼玉県福祉研修・人材センター	〒330-8529	さいたま市針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ1F	048-833-8033
千葉	千葉県福祉人材・研修センター	〒260-8508	千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター内	043-248-1294
東京	東京都福祉人材センター	〒102-0072	千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7F	03-5211-2860
神奈川	かながわ福祉人材研修センター	〒221-0835	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター内	045-312-1121
新潟	新潟県福祉人材センター	〒950-8575	新潟市上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3F	025-281-5523
富山	富山県健康・福祉人材センター	〒930-0094	富山市安住町5-21 富山県総合福祉会館(サンシップとやま)2F	076-432-6156
石川	石川県福祉人材センター	〒920-0964	金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館2F	076-234-1151
福井	福井県福祉人材センター	〒910-8516	福井市光陽2-3-22 福井県社会福祉センター内	0776-21-2294
山梨	山梨県福祉人材センター	〒400-0005	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ4F	055-254-8654
長野	長野県福祉人材研修センター	〒380-0928	長野市若里7-1-7 長野県社会福祉総合センター4F	026-226-7330
岐阜	岐阜県福祉人材総合対策センター	〒500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内6F	058-276-2510
静岡	静岡県社会福祉人材センター	〒420-0856	静岡市駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館内	054-271-2110
愛知	愛知県福祉人材センター	〒460-0002	名古屋市中区丸の内2-4-7 愛知県社会福祉会館内	052-223-0408
三重	三重県福祉人材センター	〒514-8552	三重県津市桜橋2-131 三重県社会福祉会館4F	059-224-1082
滋賀	滋賀県福祉人材・研修センター	〒525-0072	草津市笠山7丁目8-138 滋賀県立長寿社会福祉センター内	077-567-3925
京都	京都府福祉人材・研修センター	〒604-0874	京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375 ハートピア京都5F	075-252-6297
大阪	大阪府福祉人材センター	〒542-0065	大阪市中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター内	06-6762-9020
兵庫	兵庫県福祉人材センター	〒651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-18 兵庫県福祉センター内1F	078-271-3881
奈良	奈良県福祉人材センター	〒634-0061	橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター内	0744-29-0160
和歌山	和歌山県福祉保健研修人材セン	〒640-8545	和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛6F	073-435-5211
鳥取	鳥取県福祉人材センター	〒689-0201	鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター	0857-59-6336
島根	島根県福祉人材センター	〒690-0011	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5F	0852-32-5957
岡山	岡山県福祉人材センター	〒700-0807	岡山市南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館内	086-226-3507
広島	広島県社会福祉人材育成センター	〒732-0816	広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内	082-256-4848
山口	山口県福祉人材・研修センター	〒753-0072	山口市大手町9-6 ゆ〜あいプラザ山口県社会福祉会館内	083-922-6200
徳島	徳島県福祉人材センター	〒770-0943	徳島市中昭和町1-2 徳島県立総合福祉センター3F	088-625-2040
香川	香川県福祉人材センター	〒760-0017	高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター4F	087-833-0250
愛媛	愛媛県福祉人材センター	〒790-8553	松山市持田町3-8-15 愛媛県総合社会福祉会館内	089-921-5344
高知	高知県福祉人材センター	〒780-8567	高知市朝倉倉375-1 高知県立ふくし交流プラザ	088-844-3511
福岡	福岡県福祉人材センター	〒816-0804	春日市原町3-1-7 クローバープラザ2F	092-584-3310
佐賀	佐賀県福祉人材・研修センター	〒840-0021	佐賀市鬼丸町7-18 佐賀県社会福祉会館内	0952-28-3406
長崎	長崎県福祉人材研修センター	〒852-8555	長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター内	095-846-8656
熊本	熊本県福祉人材・研修センター	〒860-0842	熊本市南千反畑町3-7 熊本総合福祉センター内	096-322-8077
大分	大分県福祉人材センター	〒870-0161	大分市明野東3-4-1 大分県社会福祉介護研修センター内	097-552-7000
宮崎	宮崎県福祉人材センター	〒880-8515	宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター人材研修館内	0985-32-9740
鹿児島	鹿児島県福祉人材・研修センター	〒890-8517	鹿児島市鴨池新町1-7 鹿児島県社会福祉センター内	099-258-7888
沖縄	沖縄県福祉人材研修センター	〒903-8603	那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター東棟3F	098-882-5703

福祉人材バンク一覧(平成21年12月1日現在)

北海道	函館市福祉人材バンク	〒040-0063	函館市若松町33-6 函館市総合福祉センター	0138-23-8546
	旭川市福祉人材バンク	〒070-0035	旭川市5条通4丁目 旭川市ときわ市民ホール1F	0166-23-0138
	釧路市福祉人材バンク	〒085-0011	釧路市旭町12-3 釧路市総合福祉センター	0154-24-1686
	帯広市福祉人材バンク	〒080-0847	帯広市公園東町3-9-1 帯広市グリーンプラザ	0155-27-2525
	北見市福祉人材バンク	〒090-0065	北見市寿町3-4-1 北見市総合福祉会館1F	0157-22-8046
	苫小牧市福祉人材バンク	〒053-0021	苫小牧市若草町3-3-8 苫小牧市民活動センター1F	0144-32-7111
青森	弘前福祉人材バンク	〒036-8063	弘前市宮園2-8-1	0172-36-1830
	八戸福祉人材バンク	〒039-1166	八戸市根城8-8-115	0178-47-2940
群馬	高崎市福祉人材バンク	〒370-0045	高崎市東町80-1 高崎市労使会館1F	027-324-2761
	太田市福祉人材バンク	〒373-8718	太田市浜町2-35 太田市役所2F	0276-48-9599
神奈川	川崎市福祉人材バンク	〒211-0053	川崎市中原区上小田中6-22-5 川崎市総合福祉センター5階	044-739-8726
福井	嶺南福祉人材バンク	〒914-0047	敦賀市東洋町4-1 敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」	0770-22-3133
静岡	浜松市福祉人材バンク	〒432-8035	浜松市成子町140-8 浜松市福祉交流センター	053-458-9205
	静岡県福祉人材センター東部支所	〒410-0801	沼津市大手町1-1-3 静岡県東部地域交流プラザ(パレット)2F	055-952-2942
愛知	豊橋市福祉人材バンク	〒440-0055	豊橋市前畑町115 新総合福祉センターあイトピア	0532-52-1111
	小牧市福祉人材バンク	〒485-0041	小牧市小牧5-407	0568-77-0123
兵庫	姫路市福祉人材バンク	〒670-0955	姫路市安田3-1	0792-84-9988
和歌山	紀南福祉人材バンク	〒646-0031	田辺市湊1619-8 田辺市民総合センター内	0739-26-4918
鳥根	鳥根県福祉人材センター石見分室	〒697-0016	浜田市野原町1826-1 いわみーる2F	0855-24-9340
高知	安芸福祉人材バンク	〒784-0007	安芸市寿町2-8	0887-34-3540
	幡多福祉人材バンク	〒787-0012	四万十市右山五月町8-3	0880-35-5514
福岡	北九州市福祉人材バンク	〒804-0067	北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた8F	093-881-0901
	筑後地区福祉人材バンク	〒830-0027	久留米市長門石町1-1-34 総合福祉センター内	0942-34-3035
	筑豊地区福祉人材バンク	〒820-0011	飯塚市大字柏の森956-4	0948-23-2210
	京築地区福祉人材バンク	〒824-0063	行橋市大字中津熊501 ウィズゆくはし内	0930-23-8495
長崎	佐世保福祉人材バンク	〒857-0028	佐世保市八幡町6-1 佐世保市社会福祉協議会内	0956-23-3174
大分	日田市福祉人材バンク	〒887-0003	日田市上城内町1-8 日田市総合保健福祉センター3F	0973-24-7590
沖縄	名護市福祉人材バンク	〒905-0014	名護市港2-1-1 名護市民会館内福祉センター	0980-53-4142

○都道府県別社会福祉士会等職能団体名簿

(参考資料8)

都道府県社会福祉士会名簿

都道府県	郵便番号	事務局連絡先		TEL
北海道	001-0010	北海道札幌市北区北十条西4丁目1	在宅サッポロSCビル2F	011-717-6886
青森	030-0822	青森県青森市中央3-20-30	県民福祉プラザ5F	017-723-2560
岩手	020-0134	岩手県盛岡市南青山町13-30	青山和敬荘内	019-648-1411
宮城	981-0935	宮城県仙台市青葉区三条町10-19	PROP三条館内	022-233-0296
秋田	010-0922	秋田県秋田市旭北栄町1-5	秋田県社会福祉会館内	018-896-7881
山形	990-0021	山形県山形市小白川町2-3-31	山形県総合社会福祉センター内	023-615-6565
福島	979-1161	福島県双葉郡富岡町夜の森南5-6-1	渡辺さちお社会福祉士事務所気付	0240-22-7758
茨城	310-0851	茨城県水戸市千波町1918	茨城県総合福祉会館5F	029-244-9030
栃木	320-8508	栃木県宇都宮市若草1-10-6	とちぎ福祉プラザ内 とちぎソーシャルワーク共同事務所	028-600-1725
群馬	371-0854	群馬県前橋市大渡町1-10-7	群馬県公社総合ビル5階	027-212-8388
埼玉	338-0003	埼玉県さいたま市中央区本町東1-2-5	ベルメゾン小島103	048-857-1717
千葉	260-0026	千葉県千葉市中央区千葉港4-3	千葉県社会福祉センター4階	043-238-2866
東京	102-0072	東京都千代田区飯田橋4-7-6	カクエイビル4階	03-5215-7365
神奈川	221-0844	神奈川県横浜市神奈川区沢渡4-2	神奈川県社会福祉会館3階	045-317-2045
新潟	950-8575	新潟県新潟市上所2丁目2-2	新潟ユニソンプラザ3階	025-281-5502
山梨	400-0073	山梨県甲府市湯村2-6-20	ハイツオザワ202	055-254-3531
長野	380-0836	長野県長野市南長野南県町1001-3ロワール丸ビル4階	長野県社会福祉団体合同事務所内	026-229-6621
富山	939-0341	富山県射水市三ヶ579	富山福祉短期大学内	0766-55-5572
石川	920-2144	石川県白山市大竹町口17-1	高齢者専用住宅シニアホーム香林苑内	076-272-2244
福井	910-0026	福井県福井市光陽4-2-26	県浴場会館2階6号室	0776-27-0688
岐阜	500-8261	岐阜県岐阜市茜部大野2-219		058-277-7216
静岡	420-0024	静岡県静岡市葵区中町24-2	若杉ビル3F	054-252-9877
愛知	460-0012	愛知県名古屋市中区千代田5-21-3	サンマンション鶴舞402	052-264-0687
三重	514-0003	三重県津市桜橋2-131	三重県社会福祉会館4階	059-228-6008
滋賀	520-2352	滋賀県野洲市富波乙681-55		077-518-2640
京都	602-8143	京都府京都市上京区猪熊通丸太町下る仲之町519	京都社会福祉会館2F	075-803-1574
大阪	542-0012	大阪府大阪市中央区谷町7-4-15	大阪府社会福祉会館内	06-4304-2772
兵庫	651-0088	兵庫県神戸市中央区小野柄通5-1-5	永原ビル5B	078-265-1330
奈良	630-8253	奈良県奈良市内侍原町8番地	ソメカワビル2階	0742-26-2757
和歌山	640-8323	和歌山県和歌山市太田421-1	駅前東ビル4階F室	073-473-1753
鳥取	689-0201	鳥取県鳥取市伏野1729-5	鳥取県社会福祉協議会内	0857-59-6336
島根	699-1621	島根県仁多郡奥出雲町上阿井424-1	特別養護老人ホームあいサンホーム内	0854-56-0081
岡山	700-0975	岡山県岡山市北区野田屋町2-6-22	福中ビル第1-2階	086-201-5253
広島	732-0816	広島県広島市南区比治山本町12-2	広島県社会福祉会館内	082-254-3019
山口	753-0072	山口県山口市大手町9-6	社会福祉会館内	083-928-6644
徳島	771-1203	徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前155-2		088-693-1370
香川	762-0084	香川県丸亀市飯山町上法軍寺2611		0877-98-0854
愛媛	791-8012	愛媛県松山市姫原2-3-21	NPO法人家族支援フォーラム内	089-922-1937
高知	781-1105	高知県土佐市高岡町丙21-17		088-828-5922
福岡	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前3-9-12	アイビーコートⅢビル601号	092-483-2944
佐賀	849-0935	佐賀県佐賀市八戸溝1丁目15-3	佐賀県社会福祉士会館	0952-36-5833
長崎	852-8104	長崎県長崎市茂里町3-24	長崎県総合福祉センター県棟5階	095-848-8012
熊本	860-0811	熊本県熊本市九品寺4-3-1		096-371-5670
大分	875-0222	大分県臼杵市野津町大字吉田字仮屋3026		0974-24-3340
宮崎	880-0014	宮崎県宮崎市鶴島2-9-6	宮崎NPOハウス301	0985-86-6111
鹿児島	890-8517	鹿児島県鹿児島市鴨池新町1-7	鹿児島県社会福祉センター内	099-213-4055
沖縄	900-0023	沖縄県那覇市楚辺2-24-24	ケイズコート2階	098-836-8201

都道府県介護福祉士会名簿

支部名	郵便番号	事務局所在地		電話
北海道	001-0010	北海道札幌市北区北十条西4-1	SCビル2階	011-707-4700
青森	030-0822	青森市中央3-20-30	県民福祉プラザ5階	017-731-2006
岩手	020-0831	盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手	岩手県社会福祉協議会 福祉人材研修課	019-637-4527
宮城	981-8523	仙台市青葉区国見1-19-1	東北福祉大学ステーションキャンパス3階	022-393-8557
秋田	019-1541	仙北郡美郷町土崎字上野乙102-30	畠山 朋寿 方	090-2027-0294
山形	990-0021	山形市小白川町2-3-31	山形県総合社会福祉センター内	023-615-6565
福島	963-6131	東白川郡棚倉町大字棚倉字館ヶ丘79		090-7065-1740
茨城	312-0022	ひたちなか市金上562-1	ひたちなか市社会福祉協議会内	029-354-5221
栃木	320-6580	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	とちぎソーシャルワーク共同事務所	028-600-1725
群馬	371-8525	前橋市新前橋町13-12	群馬県社会福祉協議会 利用支援グループ内	027-255-6226
埼玉	330-0056	さいたま市浦和区東仲町4-16	バルゾーネK・M 1-D号	048-871-2504
千葉	260-0026	千葉市中央区千葉港4-3	千葉県社会福祉センター3階	043-248-1451
東京	135-0003	江東区猿江1-3-7	パーク・ノヴァ猿江恩賜公園102号	03-5624-2821
神奈川	221-0844	横浜市神奈川区沢渡4-2	神奈川県社会福祉会館内	045-311-8776
新潟	950-0994	新潟市中央区上所2-2-2	新潟ユニソンプラザ3階	025-281-5531
富山	939-8084	富山市西中野1-1-18	オフィス西中野1階	076-422-2442
石川	920-0964	金沢市本多町3-1-10	石川県社会福祉会館内	076-234-1151
福井	910-2178	福井市桐野町10-17	金牧裕美 方	0776-41-2667
山梨	400-0203	南アルプス市徳永175-41	市川 あや子 方	055-285-6488
長野	380-0836	長野市南県町1001-3	陽光丸ビル4階	026-223-6670
岐阜	501-6063	羽島郡笠松町長池396-2	奥村 昇 方	058-387-6347
静岡	420-0024	静岡市葵区中町24-2	若杉ビル2階	054-253-0818
愛知	492-8137	稲沢市国府宮3-4-11	第二児玉荘101号	0587-32-0554
三重	514-8552	津市桜橋2-131	三重県社協 サービス支援部内	059-271-9918
滋賀	525-0014	草津市駒井沢町302		077-568-1758
京都	602-8143	京都市上京区猪熊通丸太町下る仲之町519	京都社会福祉会館 2階	075-801-8060
大阪	542-0012	大阪市中央区谷町7-4-15	大阪府社会福祉会館内	06-6766-3633
兵庫	651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-18	兵庫県福祉センター1階	078-232-4590
奈良	634-0063	橿原市久米町569	ヒロタウエストゲート神宮前405号	0744-35-5286
和歌山	646-0012	田辺市神島台6-1	真寿苑	0739-22-3639
鳥取	689-0201	鳥取市伏野1729-5	鳥取県福祉人材センター内	0857-59-6336
島根	693-0031	出雲市古志町906	有限会社介護の相談 森山内	0854-42-9888
岡山	700-0813	岡山市北区石関町2-1	岡山県総合福祉会館5階	086-222-3125
広島	732-0816	広島市南区比治山本町12-2	広島県社会福祉協議会内	082-254-3016
山口	753-0072	山口市大手町9-6	山口県社会福祉会館内	083-924-2783
徳島	779-3105	徳島市国府町東高輪字天満369-1	徳島健祥会福祉専門学校内	0886-42-9666
香川	762-0044	坂出市本町3-5-26	トマトマンション203号	0877-46-0143
愛媛	790-8553	松山市持田町3-8-15 愛媛県総合社会福祉会館2階	愛媛県社協 福祉振興班内	089-921-8566
高知	780-8567	高知市朝倉戊375-1	高知県社会福祉協議会	088-844-3511
福岡	812-0012	福岡市博多区博多駅中央街7-1	シック博多駅前ビル5階	092-474-7015
佐賀	846-0002	多久市北多久町大字小侍869		0952-75-3292
長崎	852-8104	長崎市茂里町3-24	長崎県総合福祉センター県棟4階	095-842-1237
熊本	862-0950	熊本市水前寺6-41-5	千代田レジデンス県庁東210号	096-384-7125
大分	870-0921	大分市萩原4-8-58	大分県整骨会館3階	097-551-6555
宮崎	880-0014	宮崎市鶴島2-9-6	NPOハウス304号	0985-22-3710
鹿児島	890-8517	鹿児島市鴨池新町1-7	県社会福祉センター4階	099-206-3050
沖縄	903-0804	那覇市首里石嶺町4-373-1	沖縄県総合福祉センター 西棟4階	098-887-3344

都道府県精神保健福祉士協会等名簿

平成21年12月現在

都道府県協会名	郵便番号	事務局所在地	電話番号	FAX番号
北海道精神保健福祉士協会	001-0010	札幌市北区北10条西4-1SCビル2階	011-887-9708	011-717-6887
青森県精神保健福祉士協会	039-3501	青森市大字浅虫字内野27-2浅虫温泉病院	017-752-3004	017-752-3194
岩手県精神保健福祉士協会	025-0033	花巻市諏訪500(独)国立病院機構花巻病院医療相談室	0198-24-0511	0198-24-1721
宮城県精神保健福祉士協会	981-1231	名取市手倉田字山無番地宮城県立精神医療センター 医療福祉相談科	022-384-2236	022-384-9162
秋田県精神保健福祉士協会	018-2413	大仙市協和上淀川五百刈田352秋田県立リハビリテーション・精神医療センター	018-892-3751	018-892-3759
山形県精神保健福祉士協会	999-3103	上市市金谷字金谷神927-5(福)鶴翔会 こまくさの里	023-673-2148	023-673-2172
福島県精神保健福祉士協会	963-0201	郡山市大槻町御前3-1すがのクリニック	024-966-3300	024-966-3800
茨城県精神保健福祉士協会	300-0213	かすみがうら市牛渡5513-1(福)明治会 ほびき園	029-898-3661	029-898-3760
栃木県精神保健福祉士協会	320-8508	宇都宮市若草1-10-6とちぎ福祉プラザ内とちぎソーシャルワーク共同事務所	028-600-1725	028-600-1730
群馬県精神保健福祉士協会	370-3603	北群馬郡吉岡町陣場98田中病院	0279-54-2106	0279-54-0247
埼玉県精神保健福祉士協会	362-0806	北足立郡伊奈町小室818-2埼玉県立精神保健福祉センター	048-723-1111	048-723-1561
千葉県精神保健福祉士協会	260-0801	千葉市中央区仁戸名町666-2千葉県精神保健福祉センター	043-263-3891	043-265-3963
東京都精神保健福祉士協会	180-0013	武蔵野市西久保1-6-25-302就労支援センターMEW	080-5679-8385	050-3712-8426
神奈川県精神保健福祉士協会	233-0006	横浜市港南区芹が谷2-5-2神奈川県精神保健福祉センター	045-821-5354	045-821-5354
新潟県精神保健福祉士協会	940-0015	長岡市寿2丁目4-1新潟県立精神医療センター	0258-24-3930	0258-24-3891
富山県精神保健福祉士協会	930-0103	富山市北代5200和教会生活支援センター	076-434-8100	076-434-8150
石川県精神保健福祉士協会	922-0831	加賀市幸町2-63加賀こころの病院地域ケアセンター	0761-72-0880	0761-72-0875
福井県精神保健福祉士協会	918-8537	福井市下六条町201(医)厚生会 福井厚生病院ストレスケアセンター	0776-41-3377	0776-41-3372
山梨県精神保健福祉士協会	400-0001	甲府市和田町2968(財)花園病院精神科医療総合サービスセンター	055-253-2228	055-253-8257
長野県精神保健福祉士協会	390-0872	松本市北深志1-5-18かとうメンタルクリニック	0263-34-6141	0263-34-7983
岐阜県精神保健福祉士協会	505-0004	美濃加茂市蜂屋町上峰谷3555地域生活支援センターひびき	0574-25-1294	0574-25-1296
静岡県精神保健福祉士協会	410-8575	沼津市中瀬町24-1沼津中央病院 医療相談課	055-931-4100	055-934-1698
愛知県精神保健福祉士協会	444-0104	額田郡幸田町大字坂崎字石ノ塔8ヶ峰岡田病院	0564-62-1421	0564-62-9338
三重県精神保健福祉士協会	515-8575	四日市市日永5039総合心療センターひなが管理棟1F障害者相談支援センターソシオ	059-345-2356	059-346-4643
滋賀県精神保健福祉士協会	526-0045	長浜市寺田町257長浜青樹会病院 セフィロトヘルスケア医療社会事業科	0749-62-1652	0749-65-0870
京都府精神保健福祉士協会	611-0011	宇治市五ヶ庄三番割32-1(医)栄仁会 宇治おうばく病院内	0774-32-8399	0774-32-8399
大阪府精神保健福祉士協会	542-0012	大阪市中央区谷町7-4-15大阪府社会福祉会館内	06-6764-7839	06-6764-7839
兵庫県精神保健福祉士協会	652-0041	神戸市兵庫区湊川町3-13-20湊川病院 医療福祉科	078-521-1387	078-531-7066
奈良県精神科ソーシャルワーカー協会	633-0062	桜井市栗殿1000桜井総合庁舎内奈良県精神保健福祉センター	0744-43-3131	0744-42-1603
和歌山県精神医学ソーシャルワーカー協会	641-0054	和歌山市塩屋3-6-2(医)宮本病院地域活動支援センター櫻	073-444-2468	073-446-6607
鳥取県精神保健福祉士協会	683-0804	米子市米原1460-7(福)養和会 エポック翼	0859-36-2005	0859-36-2007
島根県精神保健福祉士協会	692-0022	安来市南十神町19-9杉原クリニック	0854-22-1222	0854-22-1251
岡山県精神保健福祉士協会	702-8508	岡山市浦安本町100-2(財)慈主会慈主病院 生活福祉支援室	086-262-1191	086-262-4448
広島県精神保健福祉士協会	720-0542	福山市金江町薬江590-1医療法人永和会 下永病院	084-935-8811	084-935-8973
山口県精神保健福祉士協会	753-8502	山口県桜島3-2-1山口県立大学 社会福祉学部	083-928-4752	083-928-4752
徳島県精神保健福祉士協会	771-1342	板野郡上板町佐藤塚字東288(医)あいざと会 豊里病院 相談室	088-694-5151	088-694-5321
香川県精神保健福祉士協会	767-0003	三豊市高瀬町比地中2986-3 三豊市立西香川病院	0875-72-5121	0875-72-2192
愛媛県精神保健福祉士協会	790-8571	松山市二番町4丁目7-2松山市保健福祉部生活福祉課	089-948-6398	089-934-2532
高知県精神保健福祉士協会	780-8535	高知市西町100細木ユニティ病院 在宅部	070-5686-4260	088-825-0915
福岡県精神保健福祉士協会	811-2413	粕屋郡篠栗町大字尾竹94篠栗病院内 相談室	092-947-1042	092-947-1625
佐賀県精神保健福祉士協会	840-0806	佐賀市神園3-18-45神野病院	0952-31-1441	0952-32-3469
長崎県精神保健福祉士協会	851-3423	西海市西彼町八木原郷3453-1(医)栄寿会 真珠園療養所	0959-28-0038	0959-28-1031
熊本県精神保健福祉士協会	865-0048	五名市小野尻5番地域活動支援センター ふれあい	0968-73-1022	0968-73-1023
大分県精神保健福祉士協会	870-1153	大分市大字小野鶴1350生活訓練施設フライハイム	097-588-8616	097-588-8661
宮崎県精神保健福祉士協会	880-0916	宮崎市大字恒久5567番地(財)弘潤会 野崎病院医療福祉相談室	0985-51-3111	0985-59-3271
鹿児島県精神保健福祉士協会	898-0089	枕崎市白沢北町191(医)慈生会 ウェルフェア九州病院医療福祉相談課	0993-72-0055	0993-72-1199
沖縄県精神保健福祉士協会	904-0012	沖縄市安慶田4-10-3(医)卯の会 新垣病院	098-933-2756	098-932-9677

○福利厚生センター関係資料

(参考資料9)

都道府県地方事務局(業務受託団体)一覧

平成21年12月1日

地方事務局名	〒	所在地	TEL	FAX
北海道民間社会福祉事業職員共済会	060-0002	札幌市中央区北2条西7丁目 北海道立道民活動センター4F	011-251-3828	011-251-3848
青森県社会福祉協議会	030-0822	青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ内	0177-23-1391	0177-23-1394
岩手県社会福祉協議会	020-0831	盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-637-4466	019-637-4255
宮城県民間社会福祉振興会	980-0014	仙台市青葉区本町2-9-8 日宝本町ビル2階	022-227-5535	022-227-5151
秋田県民間社会事業福利協会	010-0922	秋田市旭北栄町1-5	018-864-2711	018-864-2701
山形県民間社会福祉事業振興会	990-0021	山形市小白川町2-3-31	023-642-2155	023-642-1493
福島県社会福祉協議会	960-8141	福島市渡利字七社宮111	024-523-1251	024-523-4477
茨城県社会福祉協議会	310-0851	水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館2F	029-241-1133	029-241-1434
栃木県社会福祉協議会	320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-643-5622	028-623-4963
群馬県社会福祉協議会	371-8525	前橋市新前橋町13-12 群馬県福祉マンパワーセンター内	027-255-6600	027-255-6040
埼玉県社会福祉事業共助会	330-0075	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ3F	048-831-7547	048-822-2888
千葉県社会福祉事業共助会	260-0026	千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター内	043-245-1729	043-245-9047
東京都社会福祉協議会	162-8953	新宿区神楽河岸1-1	03-5261-2240	03-3235-5979
神奈川県福祉協会	221-0844	横浜市神奈川区沢渡4-2	045-314-6155	045-316-3801
新潟県社会福祉協議会	950-8575	新潟市上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3F	025-281-5520	045-281-5528
富山県社会福祉協議会	930-0094	富山市安住町5-21	0764-32-2959	0764-42-4884
石川県社会福祉協議会	920-8557	金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館内	076-224-1212	076-222-8900
福井県社会福祉協議会	910-8516	福井市光陽2-3-22	0776-24-2339	0776-24-8941
山梨県社会福祉協議会	400-0005	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ4F	055-254-8610	055-254-8614
長野県社会福祉協議会	380-0923	長野市大字若里1570-1	026-226-4126	026-228-0130
岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉会館内	058-275-5508	058-275-5508
静岡県社会福祉協議会	420-8670	静岡市駿府町1-70 県総合社会福祉会館内	054-254-5248	054-251-7508
愛知県民間社会福祉事業職員共済会	460-0002	名古屋市中区丸の内2-4-7	052-232-1359	052-232-2050
三重県社会福祉事業職員共済会	514-8552	津市桜橋2-131	059-227-5145	059-221-0044
滋賀県民間社会福祉事業職員共済会	520-0044	大津市京町4-3-28 厚生会館1F	077-524-0261	077-524-0441
京都府民間社会福祉施設職員共済会	604-0874	京都市中京区竹屋町通烏丸東入る ハートピア京都内	075-252-5888	075-252-5881
大阪民間社会福祉事業従事者共済会	542-0012	大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館2F	06-6768-8144	06-6768-9362
兵庫県社会福祉協議会	651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-18 兵庫県福祉センター内	078-242-4633	078-242-4153
奈良県社会福祉協議会	634-0061	橿原市大久保町320-11	0744-29-0102	0744-29-0108
和歌山県社会福祉協議会	640-8545	和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ和歌山ビック愛内	073-435-5222	073-435-5226
鳥取県社会福祉協議会	680-0846	鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター	0857-59-6336	0857-59-6341
島根県民間社会福祉事業従事者互助会	690-0011	松江市東津田町1741-3	0852-32-5970	0852-32-5973
岡山県社会福祉協議会	700-0813	岡山市石岡町2-1 岡山県総合福祉会館内	086-226-3511	086-227-3566
広島県民間社会福祉事業従事者互助会	732-0816	広島市南区比治山本町12-2	082-254-3423	082-252-2133
山口県健康福祉財団	753-0811	山口市吉敷3325-1 山口県総合保健会館内	083-925-2404	083-925-2381
徳島県民間福祉施設職員共済会	770-0943	徳島市中昭和町1-2 県立総合福祉センター内	088-622-9199	088-622-9287
香川県社会福祉協議会	760-0017	高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター内	087-861-0545	087-861-5622
愛媛県社会福祉協議会	790-8553	松山市持田町3-8-15	089-921-8344	089-921-8939
高知県社会福祉協議会	780-8567	高知市朝倉5375-1 ふくしプラザ4F	088-844-4600	088-844-9411
福岡県社会福祉協議会	816-0804	春日市原町3-1-7 クローバープラザ2階	092-584-3310	092-584-3319
佐賀県社会福祉協議会	840-0021	佐賀市鬼丸町7-18	0952-28-3406	0952-28-3407
長崎県社会福祉協議会	852-8555	長崎市茂里町3-24	095-846-8600	095-844-5948
熊本県社会福祉協議会	860-0842	熊本市南千反畑町3-7	096-322-8077	096-324-5464
大分県社会福祉協議会	870-0161	大分市明野東3-4-1 大分県社会福祉介護研修センター内	097-552-6888	097-552-6868
宮崎県社会福祉協議会	880-8515	宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター内	0985-22-3145	0985-27-9003
鹿児島県社会福祉協議会	890-8517	鹿児島市鴨池新町1-7	099-258-7888	099-250-9363
沖縄県社会福祉協議会	903-0804	那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター内	098-882-5703	098-886-8474

【福利厚生センターのサービスメニュー一覧】

(平成21年度)

区分	サービスメニュー	助成・特典等	サービス内容
健康 管理 事業	生活習慣病予防健診費用助成	検査項目に応じて、1人当たり 2,830円～4,120円 (乳・子宮がん検診を受診した場合820円(限度) (前立腺がん検診は3,000円を限度に生活習慣病健診助成額と選択)	・30歳以上の会員が生活習慣病予防健診を受診した場合に助成 ・30歳以上の女性会員が乳・子宮がん検診のいずれかまたは両方を受診した場合に助成 ・30歳以上の男性会員が前立腺がん検診を受診した場合に生活習慣病健診と選択で助成
	電話健康相談	無料	・365日、いつでも、どこからでも電話で健康などの相談ができる
	健康生活用品給付	全会員に毎年度配付	・健康に関わる30品目の中から希望する品を給付
	スポーツクラブ	法人会員料金で利用	・セントラルスポーツ、コナミ、ルネサンス、NASの各施設
共 済 事 業	弔慰金・見舞金		
	・会員の死亡	600,000円	
	・ " "	1,800,000円 (就業中・通勤時の事故の場合)	
	・会員の配偶者の死亡	100,000円	
	・会員の入院	1日につき 1,000円	・就業中、通勤時の事故による場合。手術を行った場合には5万円～20万円加算
	・災害(法人)	1法人当たり 200,000円	
	・ " (会員)	1人当たり 10,000円	・災害救助法適用地域内で一定規模以上の損害を被った場合
	任意加入の保険		・任意に加入できる割安な保険
	・ソウエル団体生命保険	優良割引を適用し、掛金は個人で加入するより約50%割引	・最高契約金額 2,000万円。65歳まで加入可。医師の診断書は不要 (配偶者も1,000万円まで加入できる)
	・ソウエル積立保険	3つの保障(死亡・医療・年金)を1つにセット	・掛金は1口月々5,000円最高7口まで
・ソウエル傷害保険	日常生活・交通事故のケガを保障	・団体割引・優良割引が適用され23.5%割引	
・ソウエル入院保険	ケガ・病気で入院した場合、入院1日目から保障	・ "	
・ソウエルがん保険	がんと診断された場合の保障	・団体割引が適用され15%割引	
・ソウエル自動車保険	お近くの代理店が、お客様本位のプランを提案	・代理店提携方式を採用(全国約600店)	
・ペット保険	アニコム損保の「どうぶつ健康ふあみり」を提供		
贈 呈 事 業	結婚祝	1人当たり 10,000円の商品券	・会員が結婚した場合に贈呈
	出産祝	1人当たり 10,000円の商品券	・会員または会員の配偶者が出産した場合に贈呈
	入学祝	1人当たり 5,000円の商品券	・会員の子が小学校または中学校に入学した場合に贈呈
	資格取得記念品	記念品の贈呈	・働きながら、対象となる専門資格を取得した場合に贈呈
	永年勤続記念品	記念品の贈呈	・勤続5年から30年まで5年刻みで贈呈
研 修 事 業	海外研修	経費の一部(1/2強)助成 (全行程添乗員同行 ・施設訪問には専門の通訳付 ・全食卓付)	(障害福祉関係) (児童福祉関係) (マネジメント) (老人福祉関係) ※H21年度は新型コロナウイルスの影響により全コース中止
	広報講習会	受講料及び教材費無料	・施設便り作成のノウハウを学ぶ
	レクリエーションリーダー養成講習会		・レクリエーションの企画運営方法を学ぶ
	接客講習会		・施設利用者との接遇方法を学ぶ
	パソコン講習会		・パソコンの主要ソフトについてその使用方法を学ぶ
メンタルヘルス講習会		・管理職を対象にメンタルヘルス不全の早期発見と対処を学ぶ	
ロ ー ン ・ ク レ ジ ット	ローン		
	・住宅ローン	銀行提携住宅ローン 最高 5,000万円(審査あり)	・金利を一般利用者より固定型で0.1%、変動型で0.2%引下げ H18.11月から「金利優遇キャンペーン」(みずほ銀行)実施
	・特別資金ローン (みずほ銀行)	担保・保証人なし 最高 300万円(審査あり)	・教育資金、結婚資金、車購入資金などが、一般利用者より割安な金利(固定型3%、変動型3%)で利用が可能。
	クレジット機能付会員証	年会費1,750円を初年度無料、2年度目以降1,000円引の750円	・2,000万円の海外旅行傷害保険の自動付帯など
余 暇 活 用 事 業	指定保養所		
	・厚生年金宿泊施設	被保険者香料金適用に加え	・厚生年金宿泊施設
	・国民年金健康保養センター		・国民年金健康保養センター
	・KKR宿泊施設 (国家公務員共済組合連合会)	準組合員料金適用に加え	・KKR宿泊施設
	・休暇村	標準宿泊料金の10%割引に加え	・休暇村
	・グリーンピア	標準宿泊料金の5%～10%割引に加え	・グリーンピア
	・ダイワロイヤルホテル	室料が特別優待料金に加え	・会員制リゾートホテル
	・泉郷	会員、同行者とも室料が一般料金の約50%割引	・会員制リゾートホテル・別荘
	・ライフサポート倶楽部	会員、同行者とも会員料金の適用	・会員制リゾートホテル・別荘
	・ラフォーレ倶楽部	会員、同行者とも会員料金の適用	・会員制リゾートホテル
テーマパーク	会員割引 7～25%割引	・東京ディズニーリゾート、USJ、ハウステンボス、スペースワールドなど	
海外リフレッシュツアー	低料金のオリジナルツアー	・内容の充実した低料金の短期海外ツアー	
国内・海外旅行(パッケージツアー)	会員割引 3～10%割引	・JTB、近畿日本ツーリスト、日本旅行、トップツアー、名鉄観光など	
ホテル・旅館・ペンション	会員割引 特別料金・5～30%割引	・提携宿泊施設の割引利用	
レンタカー	会員割引 最高51%割引	・ニッポン、日産、マツダ、トヨタ、オリックス各社	
クラブ・サークル活動支援	会員1人当り 1,000円	・スポーツや教養・文化サークル活動等へ助成	
会員交流	会員1人当り1,600円を地方事務局へ助成	・宿泊を伴う交流事業については1人1泊2万円、2泊以上4万円を限度に助成 ・日帰りの交流事業、親睦、スポーツ観戦については1人1万円を限度に助成	
ス ポ ー ツ ・ カ ル チ ャ ー	スポーツ・カルチャー	学天ソウエル 会員割引	・インターネットを使った通信講座。会員は無料で利用可。 ・ゴルフ、テニス、乗馬、スキー、英会話、クッキングなど
	ショッピングなど	ソウエルw a b書店 会員割引 5～60%割引	・一般書籍、CD・DVDが10%～15%割引、1,500円以上の購入で送料無料(一部地域を除く) ・デパート、結婚式場、葬祭、カー用品、家庭用品、エステ、住宅建築など
	ホームページ	ホームページ	http://www.sowel.or.jp
	情報提供など	「ソウエルクラブニュース」の発行 情報誌「ソウエルクラブ」の発行 手帳、ハンドブックの発行 カレンダー、事務マニュアルの発行	毎月1回、全事業所に配付 年4回(4月、7月、10月、1月)、全会員に配付 手帳は希望者全員に配布。ハンドブックは全会員に配布。 全事業所に配付

福利厚生センター加入状況

都道府県別加入状況（平成21年10月1日現在）

都道府県	加入団体数A	会員数	（参考）	
			社会福祉法人数B	A/B
北海道	747	33,209	830	90.0%
青森	72	2,583	502	14.3%
岩手	65	3,243	295	22.0%
宮城	42	2,827	212	19.8%
秋田	78	3,768	199	39.2%
山形	98	4,371	210	46.7%
福島	93	4,872	254	36.6%
茨城	112	4,459	454	24.7%
栃木	92	2,617	306	30.1%
群馬	98	3,222	460	21.3%
埼玉	138	5,367	675	20.4%
千葉	67	2,415	531	12.6%
東京	274	19,200	898	30.5%
神奈川	44	1,372	676	6.5%
新潟	50	3,915	380	13.2%
富山	94	5,273	187	50.3%
石川	64	2,788	275	23.3%
福井	46	1,945	207	22.2%
山梨	34	1,043	217	15.7%
長野	65	2,425	320	20.3%
岐阜	87	3,942	267	32.6%
静岡	129	4,708	415	31.1%
愛知	90	5,844	580	15.5%
三重	137	5,483	272	50.4%
滋賀	64	2,113	237	27.0%
京都	80	3,540	418	19.1%
大阪	83	5,352	1,050	7.9%
兵庫	81	3,054	716	11.3%
奈良	42	1,855	195	21.5%
和歌山	44	1,445	204	21.6%
鳥取	21	1,076	108	19.4%
島根	25	689	241	10.4%
岡山	71	4,491	328	21.6%
広島	128	9,105	410	31.2%
山口	66	3,427	291	22.7%
徳島	84	2,958	156	53.8%
香川	81	3,552	175	46.3%
愛媛	56	3,538	201	27.9%
高知	39	990	158	24.7%
福岡	153	6,526	1,037	14.8%
佐賀	33	1,508	223	14.8%
長崎	84	3,480	482	17.4%
熊本	94	3,125	606	15.5%
大分	71	3,122	294	24.1%
宮崎	53	2,334	364	14.6%
鹿児島	58	2,165	554	10.5%
沖縄	110	2,773	342	32.2%
合計	4,437	203,109	18,412	24.1%

(注)

1. 社会福祉法人数は、厚生労働省調べ（平成19年3月末現在）による法人数。

平成22年度 社会福祉研修実施計画(案) 【全国社会福祉協議会中央福祉学院において実施する研修】

課程名	目的	対象者	実施回数	受講定員	開催日数	
国の委託研修	1 社会福祉主事 資格認定通信課程	社会福祉主事として必要な基礎的知識及び技術について通信教育の方法により教授し、社会福祉法に定める社会福祉主事の任用資格を取得させる。	都道府県又は市町村の職員で、社会福祉事業に従事している者	1回	2,000人	1年 〔面接授業4日〕
	2 社会福祉施設長 資格認定講習課程	社会福祉施設の長として必要な要件を満たしていない者に対して、施設長として必要な知識及び技術について通信教育の方法により教授し、資格を取得させる。	公立施設の施設長に就任予定の者又は施設長に就任している者であって、施設長としての具体的要件を満たしていない者	1回	300人	1年 〔面接授業5日〕
	3 社会福祉法人 経営者研修課程	社会福祉法人の経営者として必要な法人・施設運営に関する専門的知識及び技術を修得させる。	社会福祉法人の役員及び法人の経営に携わる者	3回	各200人	3日
	4 介護福祉士 実習指導者講習課程	介護福祉士養成カリキュラムの「介護実習Ⅱ」を指導する社会福祉施設等の実習指導者に対して必要な専門的知識及び教育方法を修得させる。	介護福祉士資格を有し、実習施設における実習指導者になろうとする者および実習施設における実習指導者	2回	各40人	4日
	5 社会福祉士 実習指導者講習課程	社会福祉士養成カリキュラムの「相談援助実習」を指導する社会福祉施設等の実習指導者に対して必要な専門的知識及び教育方法を修得させる。	社会福祉士資格を有し、実習施設における実習指導者になろうとする者および実習施設における実習指導者	2回	各40人	3日
国の補助研修	1 児童福祉司 資格認定通信課程	児童福祉司として必要な基礎的知識及び技術について、通信教育により教授し、児童福祉法に定める児童福祉司の任用資格を取得させる。	都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市の職員及び児童福祉法第10条第1項に規定する業務に携わる市町村の職員で、学校教育法第87条による4年制大学を卒業した者又は平成21年3月卒業見込みの者	1回	200人	1年 〔面接授業5日〕
	2 社会福祉施設 指導職員特別研修課程	福祉サービスに従事する指導的職員(主任等)に対して専門的観点から指導・助言を行うスーパーバイザーとしての能力の向上を図る。	社会福祉施設における主任相談職員、主任介護職員等指導的職員 (1) 介護職員コース (2) 相談職員コース	1回 1回	120人 120人	3日 3日
	3 「福祉職員 生涯研修課程」 指導者養成研修課程	中央福祉学院が開発した「福祉職員生涯研修課程・標準研修プログラム」に基づいた研修会を、各県研修実施機関が実施する際に必要な指導者を養成する。	各県研修実施機関が推薦する「福祉職員生涯研修課程」による研修指導講師予定者及び研修指導経験者	1回	50人	4日

○都道府県別社会福祉士等会員数

(参考資料 1 1)

社団法人日本社会福祉士会 都道府県別会員数一覧

(単位：人)

都道府県	会員数
北海道	1,432
青森県	409
岩手県	407
宮城県	440
秋田県	226
山形県	384
福島県	465
茨城県	459
栃木県	376
群馬県	504
埼玉県	1,147
千葉県	1,131
東京都	3,058
神奈川県	2,109
新潟県	897
富山県	342
石川県	388
福井県	321
山梨県	220
長野県	700
岐阜県	476
静岡県	979
愛知県	1,203
三重県	514
滋賀県	375
京都府	721
大阪府	1,651
兵庫県	1,220
奈良県	270
和歌山県	214
鳥取県	230
島根県	294
岡山県	527
広島県	793
山口県	520
徳島県	217
香川県	310
愛媛県	412
高知県	199
福岡県	1,222
佐賀県	148
長崎県	413
熊本県	560
大分県	400
宮崎県	290
鹿児島県	577
沖縄県	320
全国計	30,470

(参考)
平成21年11月末現在
登録者数 122,258人

※ (社)日本社会福祉士会調べ(平成21年11月末現在)

社団法人日本介護福祉士会 都道府県別会員数一覧

平成21年11月末現在

都道府県	会員数(人)
北海道	1,438
青森県	603
岩手県	483
宮城県	567
秋田県	484
山形県	393
福島県	362
茨城県	595
栃木県	553
群馬県	690
埼玉県	605
千葉県	957
東京都	1,699
神奈川県	1,215
新潟県	1,541
富山県	1,660
石川県	1,194
福井県	371
山梨県	620
長野県	2,950
岐阜県	281
静岡県	1,299
愛知県	996
三重県	514
滋賀県	486
京都府	902
大阪府	2,875
兵庫県	1,594
奈良県	362
和歌山県	361
鳥取県	464
島根県	302
岡山県	1,664
広島県	1,135
山口県	1,709
徳島県	215
香川県	996
愛媛県	878
高知県	323
福岡県	3,064
佐賀県	440
長崎県	810
熊本県	487
大分県	1,428
宮崎県	1,419
鹿児島県	874
沖縄県	314
合計	45,172

(参考)

平成21年11月末現在
登録者数 811,779人

平成21年12月現在の状況を記載した資料であり、未確定事項も含まれる。

社会福祉法人の新会計基準(素案)について

平成21年12月25日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局、社会・援護局、障害保健福祉部、老健局

目次

1. 新基準(素案)を作成する背景と目的	P 1
2. 新基準(素案)の基本的な考え方	P2
3. 新基準(素案)の構成	P2
4. 新基準(素案)における主な改正点	P3
(1)適用範囲の一元化	P3
(2)計算書の簡素化	P4
(3)区分方法の変更	P5
(4)財務諸表等の作成	P7
(5)その他の主な変更点	P8
5. 移行期間について	P9
参考1. 附属明細書の考え方	P10
参考2. 財務諸表注記の充実	P11
参考3. 「区分方法の変更」の事例による説明	P12
参考4. 主な変更内容	P14
参考5. 既存通知の取扱いの方向性	P19

1. 新基準(素案)を作成する背景と目的

◆会計ルール併存の解消による事務簡素化

社会福祉法人の会計処理については、平成12年度以降、「社会福祉法人会計基準」のほか、「指導指針」(略称)や「老健準則」(略称)等、様々な会計ルールが併存しており、事務処理が煩雑、計算処理結果が異なる等の問題が指摘されている。

◆社会経済状況の変化

民間非営利法人の健全な発展は社会の要請であり、社会福祉法人は、その取り巻く社会経済状況の変化を受け、一層効率的な法人経営が求められること、また、公的資金・寄附金等を受け入れていることから、経営実態をより正確に反映した形で国民と寄附者に説明する責任があるため、事業の効率性に関する情報の充実や事業活動状況の透明化が求められる。

◆分かりやすい会計基準の作成

これらのことから、簡素で国民に分かりやすい新たな社会福祉法人会計基準(素案)(以下、「新基準(素案)」という。)を作成し、会計処理基準の一元化を図るものである。

新基準(素案)の作成に際しては、日本公認会計士協会に委員派遣を依頼し、現行の関係基準の他に、公益法人会計基準(平成20年4月)に採用されている会計手法を導入するとともに、企業会計原則等も参考に作成を行ったものである。

(参考)社会福祉法人会計基準検討委員会(H20. 4~H21. 11 全14回)

委員:公認会計士、オブザーバー:厚労省、事務局:明治安田生活福祉研究所

2. 新基準(素案)の基本的な考え方

- ◆ 社会福祉法人が行う全ての事業(社会福祉事業、公益事業、収益事業)を適用対象とする。
- ◆ 法人全体の財務状況を明らかにし、経営分析が可能なものとするとともに、外部への情報公開も勘案した作りとする。
- ◆ 新基準(素案)の作成に際しては、既存の社会福祉法人会計基準、指導指針、就労支援会計基準、及びその他会計に係る関係通知、公益法人会計基準(平成20年4月)、企業会計原則等を参考とする。

3. 新基準(素案)の構成

- (1) 基準と注解 : 会計ルールの基本的な考え方とその解説、財務諸表の様式例
- (2) 運用指針 : 会計基準の適用に当たっての留意事項、基準に盛り込まない様式例、勘定科目とその解説を示したものの。

※ その他、「運用指針」の中で、従来の会計ルールから新会計基準へ移行するに当たっての「移行措置」を示す予定。

4. 新基準(素案)における主な改正点

(1) 適用範囲の一元化

○社会福祉法人が行う全事業(社会福祉事業、公益事業、収益事業)を適用範囲とする。

◆ 現行基準

	事業	原則	運用実態
社会福祉事業	障害福祉関係施設(授産施設、就労支援事業を除く) 保育所 その他児童福祉施設 保護施設	全ての社会福祉法人に会計基準を適用する	社会福祉法人会計基準による (措置施設(保育所)のみを運営している法人は、当分の間「経理規程準則」によることができる)
	養護老人ホーム 軽費老人ホーム		社会福祉法人会計基準による (指定特定施設の場合は、指導指針が望ましい)
	特養等介護保険施設		指導指針が望ましい (会計基準によることができる)
	就労支援事業		就労支援会計処理基準による
	授産施設		授産施設会計基準による
	重症心身障害児施設		病院会計準則による
	訪問看護ステーション		訪問看護会計・経理準則による
	介護老人保健施設		介護老人保健施設会計・経理準則による
	病院・診療所		病院会計準則による
	公益事業		社会福祉法人会計基準に準じて行うことが可
収益事業	一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を適用		

◆ 新基準(素案)

	事業	適用範囲
社会福祉事業	障害福祉関係施設 保育所 その他児童福祉施設 保護施設 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 特養等介護保険施設 重症心身障害児施設 訪問看護ステーション 介護老人保健施設 病院・診療所	全ての社会福祉法人に新基準(素案)を適用する
公益事業		
収益事業		

(2) 計算書の簡素化

- 現行基準の「計算書類」を「財務諸表」に名称変更
- 資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表、財産目録は従来通り作成
なお、事業活動計算書、貸借対照表を補足する書類として、現行の多岐にわたる別表、明細表を統一して、必要最小限の「附属明細書」として新たに整理する。

◆ 現行基準

【計算書類(4種類)】

- ① 資金収支計算書
- ② 事業活動収支計算書
- ③ 貸借対照表
- ④ 財産目録

+

- ⑤ その他の明細書等

(注) 適用する各会計ルールにより、多種多様の別表、明細表を作成する必要あり

◆ 新基準(素案)

【財務諸表】(P7参照)

- ① 資金収支計算書
- ② 事業活動計算書
- ③ 貸借対照表

+

- ④ 財産目録
- ⑤ 附属明細書(※) (P11参照)

(※) 附属明細書

- ・当該会計年度における貸借対照表等の変動額や内容を補足する重要な事項を表示する書類のため、公益法人会計基準(平成20年4月)でも作成することが定められている。
- ・財務諸表を補完する役割を持つ。

(3) 区分方法の変更 ～拠点区分の考え方の導入～

- 法人全体の計算を以下の3つに分類。
- 法人全体、事業区分別、拠点区分別に、資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表を作成する。

①事業区分

- ・法人全体を社会福祉事業、公益事業、収益事業に区分

②拠点区分

- ・事業区分を拠点(施設・事業所)別に区分

(注)ただし、特養に通所介護、短期入所生活介護が併設されている場合は、1つの拠点区分とする等、現行の指導指針における「会計区分」に準じた区分とする。

③サービス区分

- ・その拠点で実施する事業別(例えば、特養、通所介護、短期入所生活介護)に区分

(注)現行の指導指針における「セグメント」に準じた扱いと区分とする。

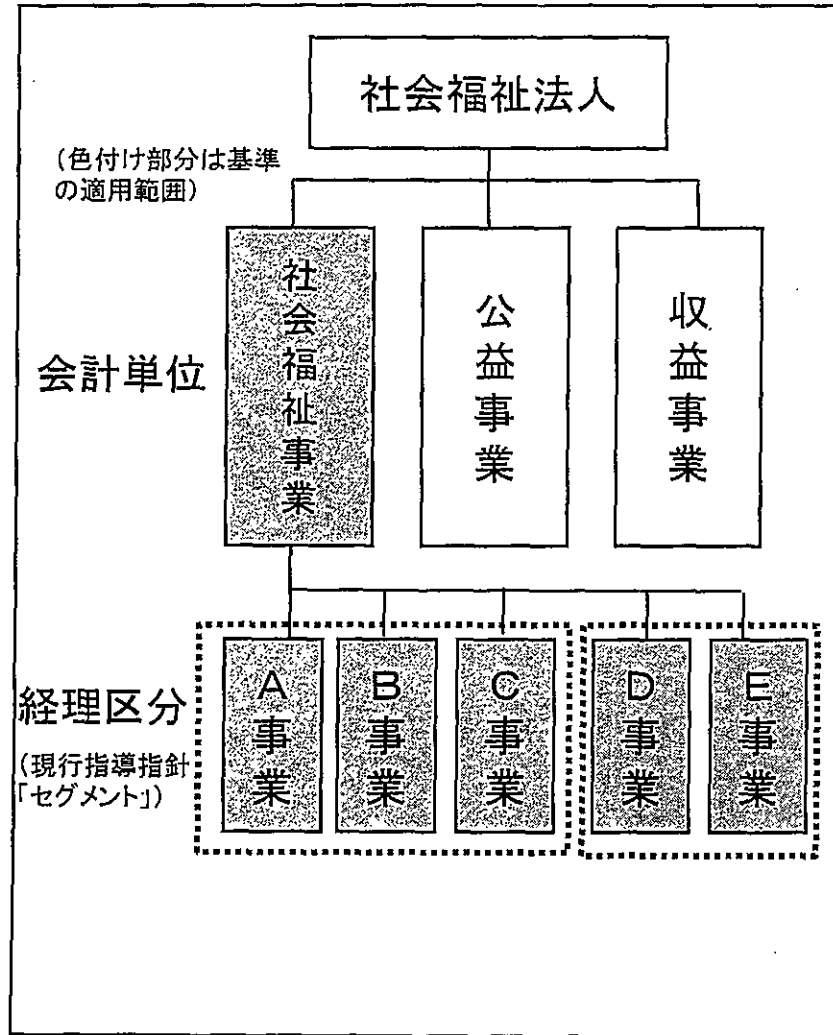
- ・サービス区分別に作成する拠点区分資金収支内訳表、拠点区分事業活動内訳表については、その拠点で実施する事業の必要に応じていずれか一つを作成

(注1)拠点区分事業活動内訳表は経常増減差額までの表示で可。

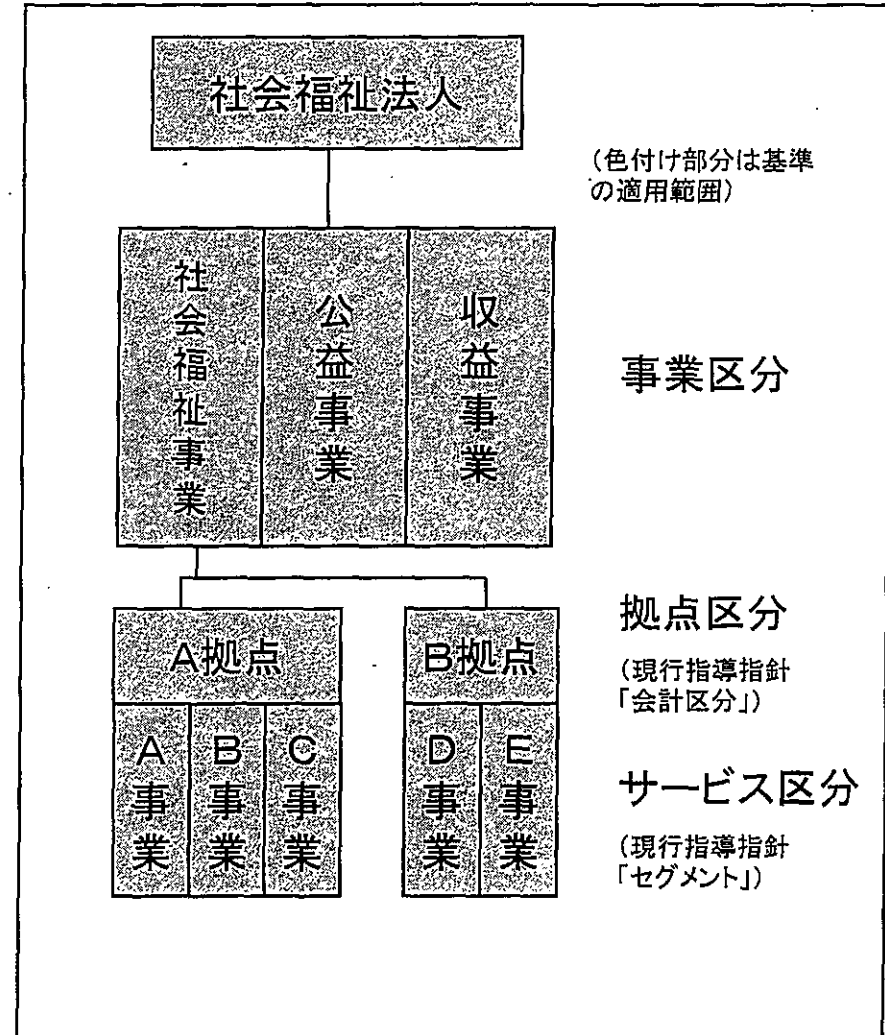
(注2)例えば、上記の例では拠点区分事業活動内訳表のみを作成(保育所、措置施設は拠点区分資金収支内訳表のみを作成)。

(「区分方法の変更」イメージ)

◆ 現行基準



◆ 新基準(素案)



(4) 財務諸表等の作成

	資金収支計算書	事業活動計算書	貸借対照表	財務諸表の注記	備考
法人全体	第1号の1様式	第2号の1様式	第3号の1様式	全項目	
事業区分別 (法人全体の会計を事業別に区分表示)	◎◎第1号の2様式	◎◎第2号の2様式	◎◎第3号の2様式		左記様式では事業区分間の内部取引消去を行う
拠点区分別 (事業区分の会計を拠点別に区分表示)	◎第1号の3様式	◎第2号の3様式	◎第3号の3様式		左記様式では拠点区分間の内部取引消去を行う
拠点区分別 (一つの拠点を表示)	第1号の4様式	第2号の4様式	第3号の4様式	一部項目は記載不要	
サービス区分別 (拠点区分の会計をサービス別に区分表示)	☆基準別紙3	☆基準別紙4			基準別紙3ではサービス区分間の内部取引消去を行う

(注1) 法人の事務負担軽減のため、以下の場合には財務諸表及び基準別紙の作成を省略できるものとする。

1. ○印の様式は、事業区分が社会福祉事業のみの法人の場合省略できる。
2. ◎印の様式は、拠点が1つの法人の場合省略できる。
3. ☆印の様式は、附属明細書として作成するが、その拠点で実施する事業の必要に応じていずれか1つを省略できる。

(注2) 第1号から第3号の1から4様式は、社会福祉法施行規則第9条第3項に定める書類とし、毎年度所轄庁へ提出をする。

(5) その他の主な変更点

- ① 基本金・国庫補助金等特別積立金の取扱い
 - 基本金は、法人の設立及び施設整備等、法人が事業活動を維持するための基盤として収受した寄付金に限定。
 - 国庫補助金等特別積立金は、実態に即した計算・表示となるよう一部取扱いを変更。
- ② 引当金の範囲
 - ①徴収不能引当金、②賞与引当金、③退職給付引当金の3種類とする。
- ③ 公益法人会計基準(平成20年4月)に採用されている会計手法の導入
 - 財務情報の透明性を向上させるため、資産と負債に係る流動・固定の区分、資産価値の変動等をより正確に財務諸表に反映するよう、公益法人会計基準(平成20年4月)を参考に、1年基準の見直し、金融商品の時価会計、リース会計などの会計手法を導入する。
- ④ 退職共済制度の取扱いの明確化
 - 福祉医療機構、都道府県等が実施する制度を利用した場合の会計処理方法を明確化。また、法人が採用する退職給付制度を財務諸表に注記。
- ⑤ 共同募金配分金等の取扱い
 - 会計処理方法を明確化。

3. 移行期間について

<移行期間に関する方針>

- ・ 大規模法人については、移行期限を新基準施行後2年(平成24年度予算から)とする。(原則的な移行期限)
- ・ 小規模法人については、移行期限を3年(平成25年度予算から)とする。



<理由>

- ・ 新会計基準を理解し、移行手続きの準備を行うために、相当の期間が必要となる。
- ・ 大規模な法人が先行的に移行することで、小規模な法人にそのノウハウが伝わりやすい環境となる。
- ・ 例えば、都道府県等が社会福祉法人会計に係る研修会を開催する場合に、先行的に移行した大規模な法人の実務者が実例を講義・周知することにより、小規模法人への過度な負担が軽減され、より円滑な移行が期待できる。

- 現行基準に基づいて作成が求められている各種の別表・附属明細表などを共通フォームに統一し、社会福祉法人に必要な内容に整理する。
- 就労支援事業を行っている法人は、上記の他、適正な工賃算定のために製造原価などの必要最小限の事項を明細書として作成する。

◆ 現行基準(一部のみ)

現行基準	別表・明細表など
会計基準	借入金明細表 寄附金収入明細表 経理区分間及び会計単位間資金異動明細表 補助金収入明細表 基本金明細表 国庫補助金等特別積立金明細表 固定資産管理台帳、固定資産増減明細表 固定資産集計表
病院準則	純資産明細表 固定資産明細表 貸付金明細表 等
就労支援会計基準	就労支援事業活動収支内訳表 就労支援事業製造原価明細表 その他の積立金明細表 等

◆ 新基準

- (1) 全事業に係る附属明細書
 - 基本財産およびその他の固定資産の明細書
 - 引当金明細書
 - 拠点区分資金収支内訳表
 - 拠点区分事業活動内訳表
 - 借入金明細書
 - 受取寄附金明細書
 - 受取補助金明細書
 - 事業区分間及び拠点区分間資金異動明細書
 - 基本金明細書
 - 国庫補助金等特別積立金明細書
 - 積立金・積立預金明細書
- (2) 就労支援事業に係る附属明細書
 - 就労支援事業製造原価明細書
 - 販売費及び一般管理費明細書

○ 現行の会計基準で、計算書類の注記事項として記載していた7項目に加え、経営内容をより正確に説明する趣旨から、「法人で採用する退職給付制度」、「関連当事者との取引内容」等、9項目を追加し、16項目に拡充。

また、法人全体その他、拠点区分でも財務諸表の注記をするものとする。
(下記☆印の項目は拠点区分では記載不要)。

◆ 現行基準で規定する注記事項

- ①重要な会計方針
- ②重要な会計方針変更、その理由及び影響額
- ③基本財産の増減内容及び金額
- ④基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し、その理由及び金額
- ⑤担保に供されている資産の種類・金額及び担保する債務の種類・金額
- ⑥重要な後発事象の内容及び影響額
- ⑦その他必要な事項

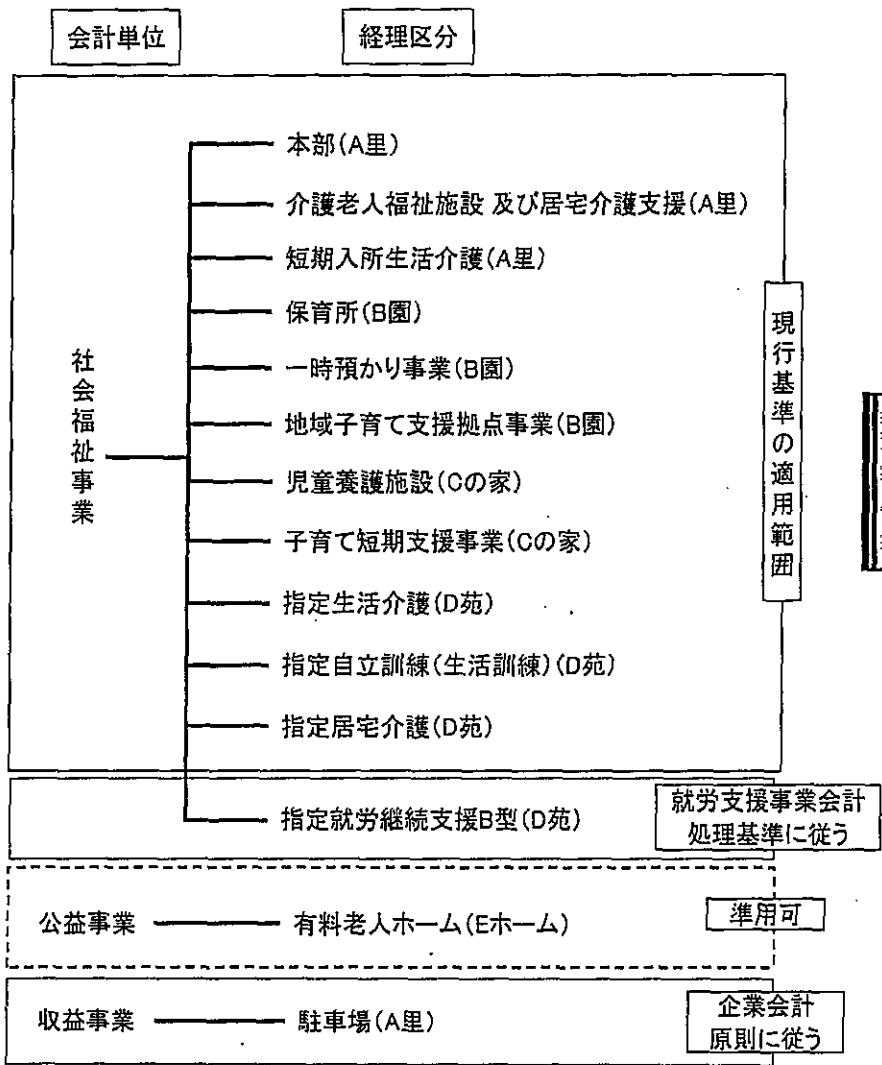


◆ 新基準(素案)で新たに加えた注記事項

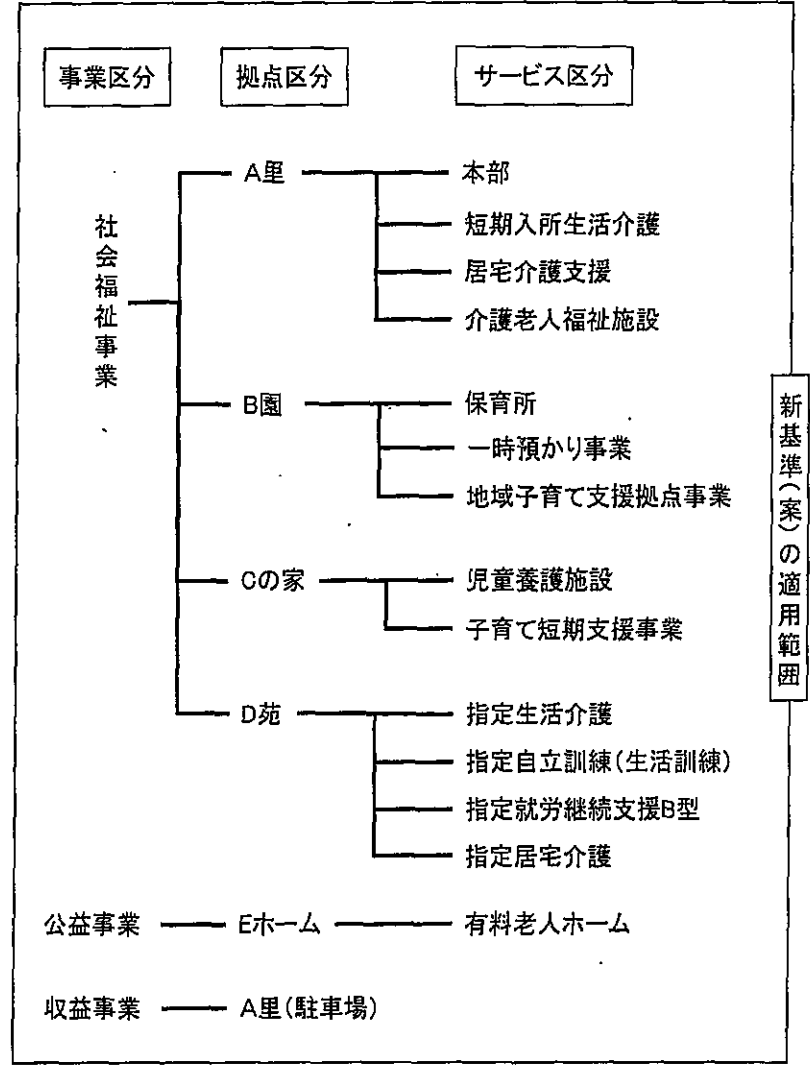
- ☆①継続事業の前提に関する注記
- ②法人で採用する退職給付制度
- ③拠点区分・サービス区分の設定方法等
- ④減価償却累計額を直接控除した場合は、取得金額、減価償却累計額、当期末残高
- ⑤徴収不能引当金を直接控除した場合は、債権金額、徴収不能引当金当期末残高、債権当期末残高
- ☆⑥保証債務等の偶発債務
- ⑦満期保有債券の帳簿価額、評価損益等
- ⑧国庫補助金等の内訳、増減額、残高等
- ☆⑨関連当事者との取引内容

参考3-① 「区分方法の変更」の事例による説明①

現行基準



新基準 (素案)



複数の基準適用から、一つの基準での処理へ

参考3-② 「区分方法の変更」の事例による説明②

拠点	各拠点で運営している事業
A里	<p>介護保険法上の「介護老人福祉施設」であり、「短期入所生活介護」、「居宅介護支援」も実施。「居宅介護支援」は公益事業に該当するが、3つの事業は一体的に実施され、かつ「居宅介護支援」の占める割合はわずかであるため、3つの事業すべてをA里の社会福祉事業に区分する。</p> <p>また、法人全体を管理する「本部」機能もA里にある。</p> <p>さらに、敷地の一部を有料月極駐車場として活用しているため、これを収益事業に区分する。</p>
B園	<p>「保育所」。「一時預かり事業」及び「地域子育て支援拠点事業」も実施。</p>
Cの家	<p>「児童養護施設」。「子育て短期支援事業」も実施。</p>
D苑	<p>障害者自立支援法に基づく「指定生活介護」、「指定自立訓練(生活訓練)」及び「指定就労継続支援B型」の事業を一体的に行う多機能型事業所。</p> <p>また、同一建物で「指定居宅介護」も行っている。</p>
Eホーム	<p>「有料老人ホーム」。公益事業に該当するため、事業区分を分ける。</p>

参考4-① 基本金・国庫補助金等特別積立金の取扱い

(ア) 1号基本金及び国庫補助金等特別積立金における「固定資産限定」を変更

→現行の会計基準においては、10万円未満の初期調度物品等を1号基本金及び国庫補助金等特別積立金から除外している一方、指導指針では含めているなど、取扱いが異なっていた。そこで、実態に即した計算・表示とするため、基本金及び国庫補助金等特別積立金の設定時において固定資産以外も計上できるように変更するものとする。

(イ) 4号基本金の廃止

→基本金を法人の設立及び施設整備等、法人が事業活動を維持するための基盤として收受した寄付金に限定し、事業活動の結果として収支差額を振り替える現行基準の4号基本金は、他の基本金と性格が異なるため、基本金として取り扱わないものとする。

(ウ) 国庫補助金等特別積立金に「施設・設備整備資金借入金の償還補助金」を追加

→施設・設備整備費の国庫補助金等については、一旦国庫補助金等特別積立金に積立て補助対象資産の償却期間にわたって取崩すことにより、損益の平準化を図るものとする。

(注) 現行の会計基準において、国庫補助金等特別積立金には、施設・設備整備資金借入金の償還補助金が含まれていなかった(一方で指導指針には含めていた)が、これは実質的に施設・設備整備補助に相当するため、追加するもの。

参考4-② 引当金の範囲

- 引当金については、現行の会計基準では、①徴収不能引当金、②賞与引当金、③退職給与引当金のほかに、④その他引当金が認められていた。
- しかし、上記④その他引当金の実質的な内容は積立金の性格が強い点、開示内容の透明化を図る点から、当面の間、引当金は①徴収不能引当金、②賞与引当金、③退職給付引当金の3種類とする。

◆ 現行基準

【引当金の種類】

- ①徴収不能引当金
- ②賞与引当金
- ③退職給与引当金
- ④その他引当金

◆ 新基準(素案)

【引当金の種類】

- ①徴収不能引当金
- ②賞与引当金
- ③退職給付引当金

参考4-③ 公益法人会計基準(平成20年4月)に採用されている会計手法の導入

○ 資産と負債に係る流動・固定の区分、資産の価値の変動等をより正確に財務諸表に反映し、財務情報の透明性を向上させるため、公益法人会計基準(平成20年4月)にならび、たとえば以下の会計手法を導入する。

(ア)1年基準(ワン・イヤー・ルール)

→ 貸付金、借入金等の債権債務は、決算日翌日から1年以内に入金・支払の期限が来るものを流動資産・負債とし、1年を超えるものを固定資産・負債とする基準

(イ)金融商品の時価会計

→ 金融商品を期末の時価で再評価し、財務諸表に計上する手法

(ウ)リース会計

→ 耐用年数の大半の期間をリース契約で使用する機械など、リース物件を資産として、リース債務を負債として財務諸表に計上する手法

(エ)退職給付会計

→ 将来発生する退職給付額と積み立てた年金資産の差額等を財務諸表に計上する手法

(オ)減損会計

→ 固定資産の価値の下落を財務諸表に計上する手法

(カ)税効果会計

→ 収益事業を実施する法人において、税負担の額を適切に期間配分して財務諸表に計上する手法

(注)簡便な取扱い方法を可能とすることにより、事務負担の軽減を図る

参考4-④ 退職共済制度の取扱いの明確化

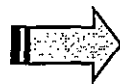
- 福祉医療機構の実施する退職共済制度については、従前と同様、掛金を費用処理する。
- 都道府県等の実施する退職共済制度は、退職共済預け金と同額を退職給付引当金に計上する処理方法に統一する。
- 法人が利用する退職給付制度は、様々な制度が活用されているため、財務諸表利用者の理解に役立つよう、財務諸表の注記に法人で採用している退職給付制度の内容を明示する。

◆ 現行会計処理方法

①福祉医療機構の退職共済制度
掛金を費用処理。

②都道府県等の実施する制度
退職給与引当金の計上額は、退職共済預け金(掛金額)と同額とする方法と、要支給額を計上する方法がある。

③採用している退職手当制度
従来、注記なし。



◆ 新基準(素案)

①福祉医療機構の退職共済制度
掛金を費用処理(変更なし)。

②都道府県等の実施する制度
掛金額を退職共済預け金として資産計上し、同額を退職給付引当金に計上する(処理方法を統一)。

③採用している退職給付制度
財務諸表の注記に明示。

参考4-⑤ 共同募金配分金等の取扱い

- 共同募金会から社会福祉法人への配分金(一般配分金、特別配分金)は、民間助成金に近い性格を持つものであることから、民間団体からの助成金と同様の処理を行うものとする。
- 受配者指定寄附金は、寄付者が共同募金会を通じて社会福祉法人に寄附するものであることから、従前と同じく寄附金として処理を行うものとする。

(注) 共同募金配分金等については、現行会計基準では取扱いが明示されておらず、指導指針では①一般配分金は寄附金収入として受け入れるものとし、②受配者指定寄附金は役員等からの寄附金と同様の処理を行うものとしていた。

◆ 現行指導指針

【共同募金配分金等の取扱い】

- ①一般配分金: 寄附金として処理
- ②特別配分金: 明記なし
- ③受配者指定寄附金: 寄附金として処理

◆ 新基準(素案)

【共同募金配分金等の取扱い】

- ①一般配分金: 民間団体からの助成金と同様の処理
- ②特別配分金: 民間団体からの助成金と同様の処理
- ③受配者指定寄附金: 寄附金として処理



(1) 移行期間終了をもって廃止の方向

- 1 「社会福祉法人会計基準の制定について」
(平成12年2月17日付け社援第310号 大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)
- 2 「社会福祉法人会計基準の制定について」
(平成12年2月17日付け社援施第6号 大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、児童家庭局企画課長連名通知)
- 3 「社会福祉施設を運営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について」
(昭和51年3月31日付け社施第25号、社会・援護局長、児童家庭局長連名通知)
- 4 「社会福祉法人会計基準」及び「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等取扱指導指針」等の当面の運用について
(平成12年12月19日付け社援施第49号・老計第55号 社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長連名通知)
- 5 「授産施設会計基準の制定について」(平成13年3月29日付け社援発第555号 社会・援護局長通知)
- 6 「授産施設会計基準に係る取扱いについて」
(平成13年3月29日付け社援保発第23号・障障発第12号・障精発第18号 社会・援護局保護課長、障害保健福祉部障害福祉課長、障害保健福祉部精神保健福祉課長連名通知)
- 7 「社会福祉法人会計基準への移行に関する留意点について」
(平成12年2月17日付け社援施第8号 社会・援護局施設人材課長通知)

(2) 社会福祉法人以外の事業者にも適用されるものとして存続する方向

- 8 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」
(平成12年3月10日付け老計第8号 老人保健福祉局老人福祉計画課長通知)
- 9 「介護老人保健施設会計・経理準則の制定について」(平成12年3月31日付け老発第378号 老人保健福祉局長通知)
- 10 「指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会計・経理準則の制定について」
(平成7年6月1日付け老健第122号・保発第57号 老人保健福祉局長、保険局長連名通知)
- 11 「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」
(平成18年10月2日付け社援発第1002001号 社会・援護局長通知)
- 12 「社会福祉法人会計基準における減価償却の見直しに伴う「就労支援事業会計処理基準」の取扱いについて」
(平成19年7月31日付け障障発第0731002号 障害保健福祉部障害福祉課長通知)

(参考資料13)

○第三者評価の受審件数(都道府県別)

平成21年12月25日

No.	都道府県	17年度 実績	18年度 実績	19年度 実績	20年度 実績	都道府県別 4年間合計数
1	北海道	0	1	9	20	30
2	青森県	5	19	34	12	70
3	岩手県	9	15	21	29	74
4	宮城県	0	0	0	3	3
5	秋田県	0	0	4	1	5
6	山形県	0	2	2	1	5
7	福島県	0	0	3	8	11
8	茨城県	1	2	6	3	12
9	栃木県	1	8	6	6	21
10	群馬県	16	11	8	11	46
11	埼玉県	8	22	26	25	81
12	千葉県	0	3	81	28	112
13	東京都	1,352	1,308	1,827	1,817	6,304
14	神奈川県	37	100	131	163	431
15	新潟県	0	0	0	7	7
16	富山県	9	18	7	4	38
17	石川県	0	42	38	32	112
18	福井県	0	3	2	4	9
19	山梨県	1	10	4	7	22
20	長野県	2	15	9	29	55
21	岐阜県	7	19	10	4	40
22	静岡県	47	38	45	40	170
23	愛知県	3	25	39	55	122
24	三重県	19	7	13	13	52
25	滋賀県	0	0	3	4	7
26	京都府	80	115	254	185	634
27	大阪府	9	31	80	60	180
28	兵庫県	20	25	51	52	148
29	奈良県	0	0	0	4	4
30	和歌山県	0	0	2	10	12
31	鳥取県	0	15	18	20	53
32	島根県	0	1	4	1	6
33	岡山県	0	0	0	3	3
34	広島県	0	0	0	1	1
35	山口県	41	39	25	14	119
36	徳島県	0	0	0	6	6
37	香川県	0	0	8	2	10
38	愛媛県	0	0	4	8	12
39	高知県	0	2	1	3	6
40	福岡県	0	0	0	5	5
41	佐賀県	0	4	1	2	7
42	長崎県	0	3	12	6	21
43	熊本県	0	21	22	27	70
44	大分県	11	14	18	14	57
45	宮崎県	0	0	0	0	0
46	鹿児島県	0	9	5	4	18
47	沖縄県	0	0	2	4	6
全国合計受審数		1,678	1,947	2,835	2,757	9,217

※全国施設数 出典:

平成17～19年「社会福祉施設等調査報告」および「介護サービス施設・事業所調査」
(厚生労働省大臣官房統計情報部)

※平成17～19年度の実績数については、一部の県で外部評価等が含まれていたためその数を除外した。

(参考資料14)

平成21年度災害救助法適用状況

(平成21年12月末現在)

災害名	都道府県	適用日	適用市町村
○平成21年中国・九州北部豪雨	山口県	7月21日	(4号)防府市、山口市
	福岡県	7月24日	(1号)飯塚市
○平成21年台風第9号	兵庫県	8月9日	(1号)佐用郡佐用町 (4号)宍粟市、朝来市
	岡山県	8月9日	(1号)美作市
計(延べ数)	4県		7市町

※カッコ内の数字は災害救助法の適用号数

福祉避難所の指定状況について（平成21年3月31日現在）

○都道府県別福祉避難所指定状況

都道府県名	市町村数	指定の有無		都道府県名	市町村数	指定の有無	
		指定済自治体	指定済割合			指定済自治体	指定済割合
1 北海道	180	6	3.3%	25 滋賀	26	8	30.8%
2 青森	40	3	7.5%	26 京都	26	7	26.9%
3 岩手	35	2	5.7%	27 大阪	43	19	44.2%
4 宮城	36	11	30.6%	28 兵庫	41	16	39.0%
5 秋田	25	1	4.0%	29 奈良	39	5	12.8%
6 山形	35	4	11.4%	30 和歌山	30	3	10.0%
7 福島	59	4	6.8%	31 鳥取	19	3	15.8%
8 茨城	44	9	20.5%	32 島根	21	2	9.5%
9 栃木	30	7	23.3%	33 岡山	27	0	0.0%
10 群馬	38	0	0.0%	34 広島	23	4	17.4%
11 埼玉	70	27	38.6%	35 山口	20	5	25.0%
12 千葉	56	7	12.5%	36 徳島	24	8	33.3%
13 東京	62	39	62.9%	37 香川	17	5	29.4%
14 神奈川	33	23	69.7%	38 愛媛	20	7	35.0%
15 新潟	31	10	32.3%	39 高知	34	2	5.9%
16 富山	15	1	6.7%	40 福岡	66	12	18.2%
17 石川	19	7	36.8%	41 佐賀	20	4	20.0%
18 福井	17	7	41.2%	42 長崎	23	4	17.4%
19 山梨	28	18	64.3%	43 熊本	47	3	6.4%
20 長野	80	20	25.0%	44 大分	18	8	44.4%
21 岐阜	42	11	26.2%	45 宮崎	28	2	7.1%
22 静岡	37	33	89.2%	46 鹿児島	45	8	17.8%
23 愛知	61	26	42.6%	47 沖縄	41	7	17.1%
24 三重	29	11	37.9%	全国合計	1,800	429	23.8%

※福祉避難所を1カ所以上指定・協定締結済みの自治体数

II 援護關係

予 算 概 要

項 事 絡 連

(連絡事項 1)

戦後65周年に向けた取組

(1) 全国戦没者追悼式にかかる国費参列遺族数の拡大について

全国戦没者追悼式に参列する遺族代表の旅費については、これまで各都道府県45名、合計2,115名分を国費により負担しているところである。参列遺族の高齢化が進んでいること等の状況を踏まえ、遺族の参列希望を円滑に反映させるべきとの観点から、平成22年度においては、戦後65年を迎えこれまでの各都道府県45名を各都道府県50名、合計2,350名に拡大することを予定している。

【参考】

【現行】

【平成22年度予算案】

国費参列者 2,115名 1都道府県当り 45名	→	国費参列者 2,350名 1都道府県当り 50名
-----------------------------	---	-----------------------------

(2) 戦没者遺児による慰霊友好親善事業

ア 概要

戦没者遺児による慰霊友好親善事業は、先の大戦で父を亡くした戦没者の遺児を対象として、父の戦没した旧戦域を訪れ慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善を図るものである。

イ 洋上慰霊の実施について

平成22年度は、戦後65周年及び本事業開始から20周年であることから、その記念事業の一環として、遺族から要望の多い、日本から船舶を借り上げての洋上慰霊を初めて実施するものである。

【参考】

○平成22年度予算額(案) 154百万円

○参加予定人員 300名程度

○洋上慰霊実施予定地域

大和沈没地点 → 沖縄高雄間 → バシー海峡 → フィリピン上陸 → レイテ島
→ マリアナ沖 → 硫黄島沖 → 小笠原近海

(連絡事項 2)

遺骨収集等慰霊事業

(1) 遺骨収集

ア 南方地域等における戦没者の遺骨収集

平成22年度においては、寄せられた遺骨情報に基づき、民間団体の協力を得ながら、9地域（フィリピン、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、インドネシア、パラオ、インド、モンゴル、アッツ島、沖縄・硫黄島）において実施するほか、確度の高い情報等が得られた場合には、緊急的な派遣を行うこととしている。

◎ 海外未送還遺骨の情報収集事業

戦後60数年を経過し、遺骨情報も減少し、遺骨収集が困難な状況になりつつあるため、平成18年度から未送還遺骨の情報収集事業を実施している。

平成22年度においては、これまでの実施地域（フィリピン、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島）にインドネシアを加え、4地域で実施するなど事業の充実を図ることとしている。

◎ フィリピンにおける状況

フィリピンにおける遺骨収集については、一部、新聞報道に取り上げられるなど、遺骨収集事業の実施環境の変化が生じているところであるが、今後の円滑な実施に向けて、フィリピン外務省をはじめ各種関係機関と協議中。

イ ソ連抑留中死亡者の遺骨収集

平成3年度から実施。平成21年12月までに17,074柱の遺骨を収集したところである。

平成22年度においては、ハバロフスク地方、沿海地方において実施することとしている。

ウ 都道府県に遺族、団体、協力者等から埋葬地など遺骨に関する情報が寄せられた

場合には、援護企画課外事室に、随時、御連絡願いたい。

(2) 慰霊巡拝

ア 南方地域等

旧主要戦域となった地域における遺族を対象として実施しているところであり、平成22年度においては、8地域（フィリピン、東部ニューギニア、ギルバート諸島、マリアナ諸島、インドネシア、ミャンマー、中国、硫黄島）について実施することとしている。

イ 旧ソ連地域

これまで、埋葬場所が特定されている地域を中心に実施してきたが、平成15年度からは埋葬場所の特定の有無にかかわらず各地方・州毎に広く遺族の参加を募っており、平成22年度においては、ロシア連邦4地域（ハバロフスク地方、イルクーツク州、ザバイカル地方、アムール州）について実施することとしている。

ウ 参加遺族の募集

同事業の実施にあたり、都道府県においては、参加遺族の推薦方よろしく願いたい。

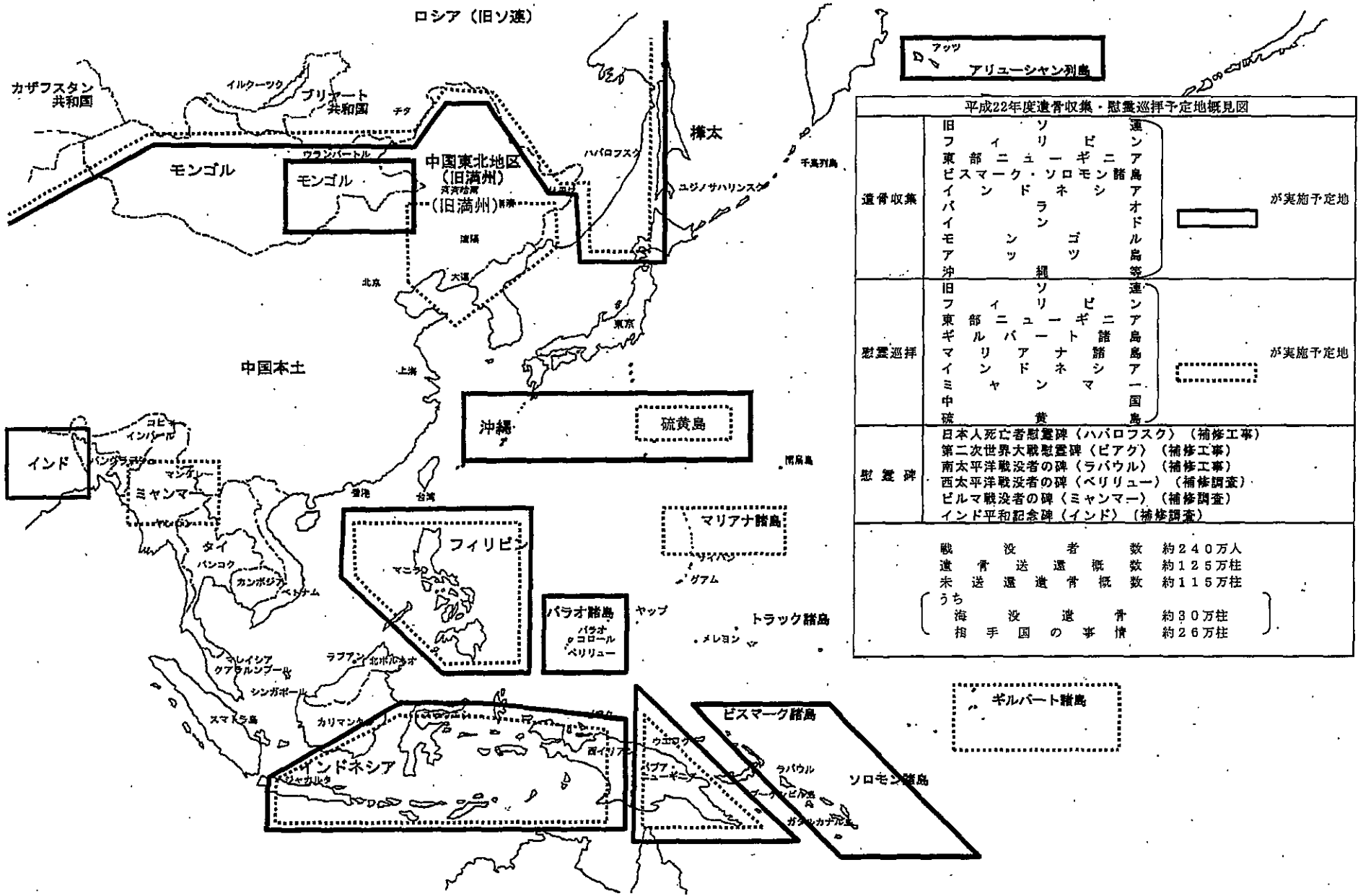
なお、参加遺族の募集にあたっては、都道府県及び市区町村の広報誌等へ早期に掲載できるように、2月中をメドに、各都道府県援護主管課宛の事務連絡により、実施予定地域毎の実施時期、派遣予定人員をお知らせすることとしている。

(3) 慰霊碑の建立

硫黄島及び海外旧主要戦域14か所に建立している戦没者慰霊碑については、現地の関係機関等と委託契約を締結し、維持管理が適切に行われるよう努めている。

なお、経年により劣化が見受けられる慰霊碑については、順次、補修を行っており、平成22年度においては、ロシア連邦ハバロフスク地方の「日本人死亡者慰霊碑」等3ヶ所の補修を行うこととしている。

平成22年度遺骨収集・慰霊巡拝等予定地域概見図

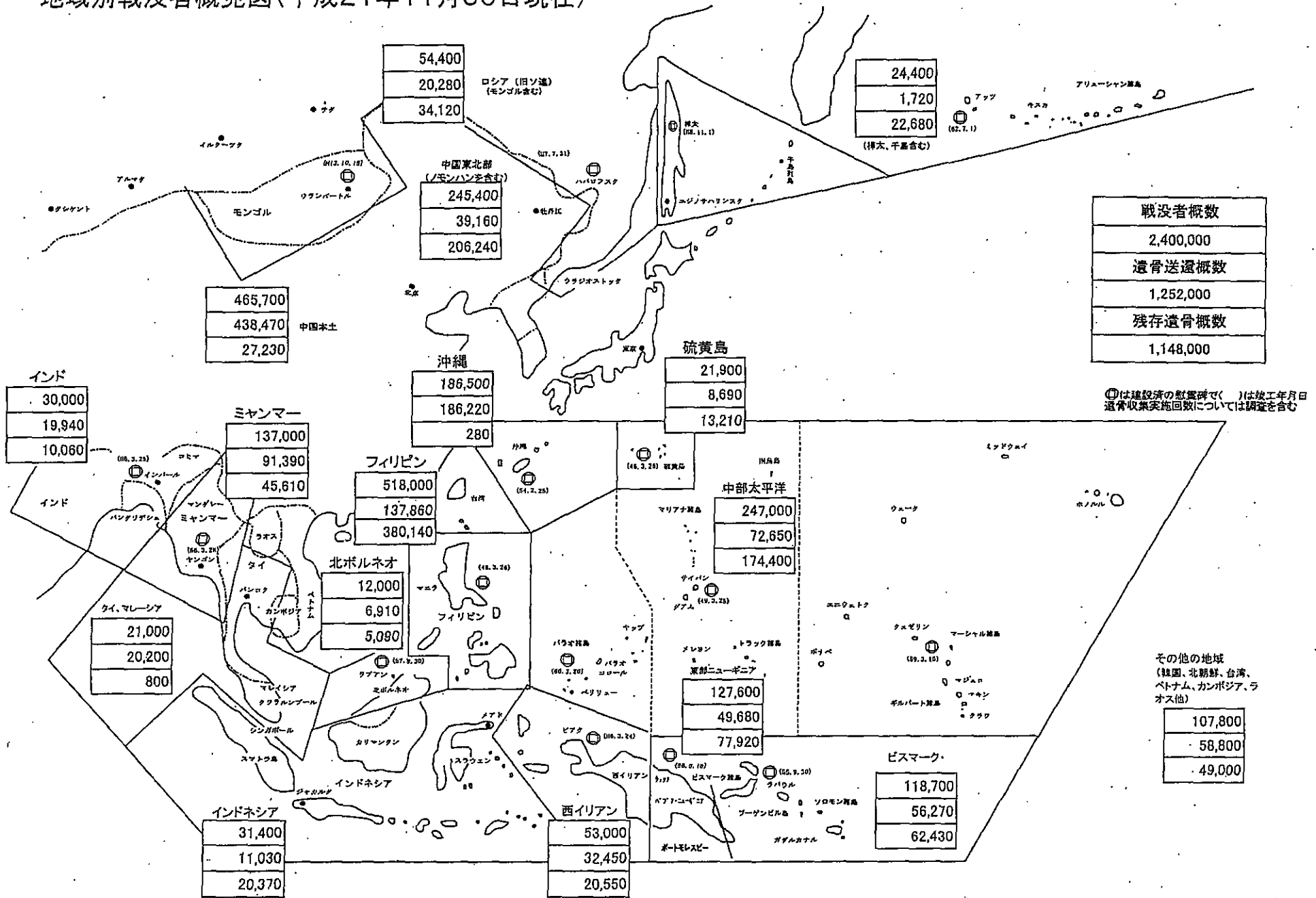


アッツ
アリューシアン列島

平成22年度遺骨収集・慰霊巡拝予定地概見図

遺骨収集	旧ソ連 東部ニューギニア諸島 ビスマーク・ソロモン諸島 イバンドラン マイモア 沖繩 紐ギン アオドル島等	運ニア島 アオドル島等 が実施予定地
慰霊巡拝	旧ソ連 東部ニューギニア諸島 ギルバート諸島 マイドナマ ミヤンマー 中破黄	運ニア島 アオドル島等 が実施予定地
慰霊碑	日本人死亡者慰霊碑(ハバロフスク)(補修工事) 第二次世界大戦慰霊碑(ビアグ)(補修工事) 南太平洋戦没者の碑(ラバウル)(補修工事) 西太平洋戦没者の碑(ペリリュー)(補修調査) ビルマ戦没者の碑(ミャンマー)(補修調査) インド平和記念碑(インド)(補修調査)	
戦没者数 約240万人 遺骨送還概数 約125万柱 未送還遺骨概数 約115万柱 うち海没遺骨 約90万柱 相手国の事情 約26万柱		

地域別戦没者概見図(平成21年11月30日現在)



(連絡事項3)

戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達

(1) DNA鑑定

平成11年度から同20年度までに旧ソ連地域等から遺骨を送還し、当局保管の死亡者名簿等から推定できる関係遺族約8,200人に対して、「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」を案内し、約1,500人から申請があり、平成21年11月末までに身元が判明した遺骨730柱を順次遺族に返還している。

なお、平成21年度に収集した遺骨に係る関係遺族への「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」は平成22年度内に送付する予定である。

【参考】

平成15年3月にとりまとめられた「戦没者遺骨のDNA鑑定に関する検討会報告書」を踏まえ、平成15年度から、遺骨から有効なDNAを抽出できること、埋葬者資料等が残っていることなど一定の条件を満たす場合に、希望する遺族に対して国費によりDNA鑑定を実施している。

(2) 遺骨及び遺留品の伝達

遺骨及び遺留品については、平成3年度以降のソ連抑留中死亡者の遺骨収集及びDNA鑑定の進展に伴い、遺族が居住する都道府県から伝達していただいている。

都道府県職員が厚生労働省において遺骨等を受領できるように地方自治法附則第10条の規定に基づき各都道府県に対して旧軍関係調査事務等委託費で予算措置を行っているが、伝達数が複数あること及び日程調整が可能な場合、厚生労働省職員が都道府県までお持ちするなど、弾力的に対応するので、随時ご相談願いたい。

なお、都道府県庁において記者発表される場合は、その旨当方でも記者発表を行うので、遺族への伝達7日前までに事前に連絡願いたい。

都道府県別DNA鑑定結果

平成21年11月末日現在

県コード	都道府県名	申請数	判明者数	否定数	鑑定待者数	備考
1	北海道	79	34	37	8	
2	青森県	37	22	8	7	
3	岩手県	51	21	16	14	
4	宮城県	19	10	6	3	
5	秋田県	21	6	9	6	
6	山形県	34	12	9	13	
7	福島県	31	14	12	5	
8	茨城県	31	12	16	3	
9	栃木県	17	10	5	2	
10	群馬県	19	13	6	0	
11	埼玉県	76	37	28	11	
12	千葉県	75	34	32	9	
13	東京都	108	44	51	13	
14	神奈川県	71	24	43	4	
15	新潟県	32	11	16	5	
16	富山県	15	6	5	4	
17	石川県	12	6	3	3	
18	福井県	6	4	1	1	
19	山梨県	14	9	4	1	
20	長野県	39	19	16	4	
21	岐阜県	34	10	17	7	
22	静岡県	44	24	14	6	
23	愛知県	43	25	13	5	
24	三重県	21	13	7	1	
25	滋賀県	14	6	6	2	
26	京都府	21	8	11	2	
27	大阪府	54	33	16	5	
28	兵庫県	50	24	19	7	
29	奈良県	16	12	2	2	
30	和歌山県	18	12	3	3	
31	鳥取県	8	2	5	1	
32	島根県	22	12	6	4	
33	岡山県	33	15	15	3	
34	広島県	96	45	36	15	
35	山口県	30	23	6	1	
36	徳島県	9	3	4	2	
37	香川県	7	3	3	1	
38	愛媛県	21	11	9	1	
39	高知県	23	9	11	3	
40	福岡県	54	32	19	3	
41	佐賀県	7	3	4	0	
42	長崎県	12	6	6	0	
43	熊本県	20	12	5	3	
44	大分県	17	3	8	6	
45	宮崎県	20	13	4	3	
46	鹿児島県	35	21	10	4	
47	沖縄県	7	2	4	1	
99	日本国外	1	0	0	1	
計		1,524	730	586	208	

注:上記の件数はいずれも申請者の居住地都道府県別の数である。(判明数も遺骨の伝達件数ではない。) 申請数は平成11~20年収集分に対して申請があった件数である。

戦没者遺骨の伝達実績(都道府県別過去5カ年)

平成21年11月末日現在

県コード	都道府県名	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計
1	北海道	12	8	6	4	1	31
2	青森	5	9	1	2	1	18
3	岩手	2	8	6	3	1	20
4	宮城	1	4	1	1	1	8
5	秋田	1	2	1	2		6
6	山形	2	4	3	2	1	12
7	福島	2	6	1	1	1	11
8	茨城	3	2	4	2		11
9	栃木	3	3		1	1	8
10	群馬		3	4	4		11
11	埼玉	9	10	4	8	2	33
12	千葉	2	12	11	4	2	31
13	東京	5	11	15	11	2	44
14	神奈川	3	9	5	6	1	24
15	新潟	3	1		3	3	10
16	富山	1	1	2	1	1	6
17	石川	1	1	1	2	1	6
18	福井		1		3		4
19	山梨	1	5	2	1	1	10
20	長野	2	3	3	10		18
21	岐阜	1	1	3	2	1	8
22	静岡	1	6	5	10	1	23
23	愛知	7	4	8	1	2	22
24	三重	3	4	4	2		13
25	滋賀		3	1	1		5
26	京都		3		2	1	6
27	大阪	6	8	7	8	3	32
28	兵庫	5	8	4	3	1	21
29	奈良	2	6	2			10
30	和歌山		4	3	1		8
31	鳥取		1	1			2
32	島根	1	3	4	1	1	10
33	岡山	3	5		5		13
34	広島	6	7	17	14	2	46
35	山口	4	8	2	7		21
36	徳島	1	1	1			3
37	香川	3				1	4
38	愛媛	1	3		3	2	9
39	高知		4	1	3		8
40	福岡	5	10	8	4	2	29
41	佐賀		1	1	1		3
42	長崎			2	1	1	4
43	熊本	3	1	1	7		12
44	大分		1		2	1	4
45	宮崎	3		5	2	2	12
46	鹿児島	6	3	4	7	1	21
47	沖縄				1	1	2
99	日本国外						0
計		119	198	154	159	43	673

注:上記の件数はいずれも受領遺族の居住地都道府県別の数である。

(連絡事項 4)

中国残留邦人等に対する支援給策の実施

(1) 中国残留邦人等に対する支援策の実施

中国残留邦人等に対しては、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」（以下「支援法」という。）の一部改正により、平成20年4月から、満額の老齢基礎年金等の支給、支援給付の実施及び地域における生活支援等を柱とする新たな支援策を開始したところである。

日本語での会話が不自由など、中国残留邦人等の特別な事情を踏まえ、支援・相談員の配置や需要に応じた地域での生活支援など、今後とも、きめ細かな運用が図られるようご協力をお願いしたい。

特に、一部の中国残留邦人から不満があがっている窓口での対応や中国語による各種施策の周知等について、懇切丁寧な対応をお願いしたい。

また、地域生活支援事業の未実施や支援・相談員が未配置の自治体においては、事業の実施や支援・相談員の配置を改めてお願いしたい。

(2) 支援給付事務の監査

「支援法」第14条の規定により、その規定の例によるものとされた「生活保護法」第23条の規定の例により、平成21年度より支援給付事務の監査を都道府県・指定都市のご協力を得て実施しているところである。

平成22年度以降も、引き続きご協力をお願いしたい。

なお、平成21年度に厚生労働省が実施した監査については、問題の多かった事項など全般的な状況を取りまとめた上で、平成22年度早々にお示ししたいと考えている。

(連絡事項 5)

旧ソ連抑留中死亡者資料の入手と遺族調査

旧ソ連抑留中死亡者の資料調査については、平成3年以降、ロシア側より、これまでに約4万1千人の死亡者名簿を入手、日本側資料との照合調査を行い、うち約3万2千人の死亡者を特定している。特定できた者については、本籍都道府県の協力を得て遺族調査を行い、遺族に記載内容をお知らせしてきている。

しかしながら、抑留中死亡者約5万3千人のうち、未だ名簿が提供されていない約1万2千人とロシア側資料では情報不足であった約9千人については特定されておらず、この約2万1千人の名簿をロシア政府に提供し、更なる調査・資料提供を要請しているところである。

今般、ロシア国立軍事古文書館より約70万枚の抑留者登録カード（同カードの一部に抑留中死亡者の未提供情報が含まれていることが判明）を順次入手することとしたところであり、現在、平成21年12月に入手したカードから順に、翻訳、データベース化を行っているところである。

データベース化後は、日本側資料との照合調査を行い、死亡者が特定できた場合は、これまでと同様に、本籍都道府県の協力を得て遺族調査を行い、遺族に記載内容をお知らせすることとしているので、引き続き協力方よろしく願います。

【参考】

「旧ソ連抑留中死亡者名簿の調査進捗状況」（平成22年1月）

・日本側資料による旧ソ連抑留中死亡者数	約 53,000人
うち 死亡者が特定できた者	約 32,000人
資料が未提供等の者	約 21,000人
・ロシア政府等から提供された死亡者名簿の登載数	約 41,000人

(連絡事項 6) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の時効失権防止

平成21年4月1日から受付を開始した戦没者等の遺族に対する特別弔慰金については、請求期間は3年間となっている。

厚生労働省としては、受給権者と思われる遺族から漏れなく請求をしていただくことが重要であると考えており、平成21年7月には厚生労働省から恩給等の失権者の遺族に対して、個別案内を実施したところである。

今後は、各都道府県において、既に厚生労働省から送付している恩給公務扶助料等失権者リストと都道府県の援護（国債）システムから出力される特別弔慰金既請求者とを突合するなどし、受給権者と思われる遺族で未請求の者に対し、制度案内を行って頂くようお願いしたい。

厚生労働省としても、今後ともあらゆる政府広報の機会を捉えて全国に制度案内を行う予定であるが、都道府県及び市区町村におかれても、自治体の広報紙等を活用した広報活動について、なお一層努力されるようお願いしたい。

(連絡事項 7)

昭和館・しょうけい館の入館促進

昭和館は、国民が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代の人々に伝えていくために、厚生労働省が平成11年3月に開設した国立の施設であり、常設展示室における実物資料の展示等を行うとともに、特別企画展を毎年開催し、また、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等についても併せて行っている。

しょうけい館は、戦傷病者及びその妻等が体験した戦中・戦後の労苦に係る資料及び情報を収集し、保存し、展示することにより、後世代にその労苦を伝えることを目的として、厚生労働省が平成18年3月に開設した国立の施設であり、昭和館と同様に常設展示室における展示や、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等を行っている。

厚生労働省としては、両館の情報を厚生労働省ホームページへ掲載するとともに、ユーチューブの厚生労働省チャンネルへの掲載を行い、両館の来館者の促進につとめているところであり、今後ともあらゆる機会を捉えて全国に広報を行う予定であるが、都道府県及び市区町村におかれても、小中学生等の来館が促進されるよう、教育部門との連携等についてご配慮いただきたい。

參 考 資 料

1 平成22年度予算案事項別内訳

厚生労働省社会・援護局(援護関係)

事 項	平成21年度 予 算 額	平成22年度 予 算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
社会・援護局(援護)計上分	40,570,836	36,829,556	▲ 3,741,280	
(項) 厚生労働本省共通費	4,568	4,321	▲ 247	
厚生労働本省一般行政に必要な経費	4,568	4,321	▲ 247	
(項) 遺族及留守家族等援護費	37,292,538	32,991,682	▲ 4,300,856	
遺族及留守家族等の援護に必要な経費	37,292,538	32,991,682	▲ 4,300,856	
援護審査会経費	1,671	1,578	▲ 93	
戦傷病者戦没者遺族等援護法施行経費	35,148,568	31,256,637	▲ 3,891,931	援護年金の支給 35,021百万円 → 31,132百万円
戦傷病者特別援護経費	1,013,977	842,975	▲ 171,002	1 戦傷病者等の労苦継承事業の実施 (しょうけい館の運営費) 189百万円 → 166百万円 2 医療費の支給 655百万円 → 515百万円 3 特別援護費関係 ・療養手当 月額 29,400円 → 29,400円 ・葬祭費 単価 199,000円 → 201,000円 葬祭料 単価 199,000円 → 201,000円
未帰還者留守家族等援護経費	47,958	49,743	1,785	葬祭料 単価 199,000円 → 201,000円
未帰還者に関する特別措置経費	528	643	115	
戦没者等の遺族等に対する特別給付金等の支給事務に必要な経費	511,850	384,083	▲ 127,767	
昭和館等に係る経費	567,986	456,023	▲ 111,963	昭和館運営費 554百万円 → 443百万円
(項) 戦没者慰霊事業費	1,039,483	1,402,206	362,723	
戦没者の遺骨収集事業等に必要な経費	1,039,483	1,402,206	362,723	
戦没者遺骨処理等諸費	586,981	873,656	286,675	1 遺骨収集関連事業 ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマルク・ソロモン諸島 ④インドネシア ⑤アッツ島 ⑥パラオ ⑦インド ⑧沖縄、硫黄島 ⑨ハバロフスク地方 ⑩沿海地方⑪モンゴル 2 慰霊巡拝 ①フィリピン ②インドネシア ③マリアナ諸島 ④東部ニューギニア ⑤ギルバート諸島 ⑥ミャンマー ⑦中国 ⑧硫黄島 ⑨ハバロフスク地方 ⑩イルクーソク州 ⑪ザバイカル地方 ⑫アムール州 3 慰霊碑の補修等 4 遺骨・遺留品の伝達 5 戦没者遺骨に係るDNA鑑定
戦没者追悼式挙行等に必要な経費	452,502	528,550	76,048	1 戦没者遺児による慰霊友好親善事業 308百万円 → 334百万円 (14地域) (14地域) うち、祥上慰霊経費 0百万円 → 154百万円 2 追悼式団費参列者数 2,115人 → 2,350人 3 千島ヶ瀬戦没者墓苑納骨経費 18百万円 → 58百万円

事 項	平成21年度 予 算 額	平成22年度 予 算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
(項) 中国残留邦人等支援事業費	1,944,046	2,066,952	122,906	
中国残留邦人等の支援事業に必要な経費	1,933,815	2,060,013	126,198	
中国残留邦人等に対する生活支援	771,287	966,168	194,881	・年齢基礎年金満額支給のための保険料の追納 192百万円 → 410百万円 ・「支援・相談員」の配置 502百万円 → 502百万円
定着自立援護	478,601	479,353	752	・地域生活支援推進事業(仮称)の実施 0 → 25百万円
帰国受入援護	625,413	562,539	▲ 62,874	・永住帰国見込世帯人員 29世帯101人 → 26世帯99人 ・一時帰国見込世帯人員 137世帯235人 → 137世帯235人
身元調査等	58,514	51,953	▲ 6,561	・訪中調査対象孤児数 34人 → 34人 ・訪日調査対象者数 5人 → 5人
北朝鮮在住日本人配偶者の故郷訪問事業に必要な経費	10,231	6,939	▲ 3,292	・故郷訪問団受入人員 12人 → 4人
(項) 恩給進達等実施費	290,201	364,395	74,194	
恩給進達及び人事資料の保管等に必要な経費	290,201	364,395	74,194	
資料整備諸費	223,275	298,977	75,702	画像情報検索システム改修経費 0百万円 → 104百万円
援護関係人事等資料の保存・継承に関する検討経費	595	1,152	557	
戦没者叙勲等の進達等に必要な経費	4,259	4,268	9	
旧軍人遺族等恩給の事務処理に必要な経費	62,072	59,998	▲ 2,074	

社会・援護局(社会)計上分	9,179,017	9,310,936	131,919	
(項) 生活保護費	8,617,490	8,749,409	131,919	
中国残留邦人等に対する生活支援	8,617,490	8,749,409	131,919	・中国残留邦人等に対する支援給付の実施
(項) 地域福祉推進費	561,527	561,527	0	
中国残留邦人等に対する生活支援	561,527	561,527	0	・中国残留邦人等地域生活支援事業の実施

事 項	平成21年度 予 算 額	平成22年度 予 算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
援護関係合計	49,749,853	46,140,492	▲ 3,609,361	
社会・援護局(援護)計上分	40,570,836	36,829,556	▲ 3,741,280	
社会・援護局(社会)計上分	9,179,017	9,310,936	131,919	

(参考) 平成22年度予算(案) 地方公共団体等予算事項別内訳

事 項	平成21年度 予 算 額	平成22年度 予 算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
社会・援護局(援護)計上分	1,268,488	1,184,203	▲ 84,285	
(項) 遺族及留守家族等援護費	548,305	448,103	▲ 100,202	
(目)遺族及留守家族等援護事務委託費	543,441	443,239	▲ 100,202	
(目細)戦傷病者戦没者遺族等援護事務委託費	72,276	71,627	▲ 649	
(目細)留守家族等援護事務委託費	33,452	32,959	▲ 493	1 留守家族等援護 134千円 2 未帰還者特別措置 205千円 3 戦傷病者特別援護 32,620千円
(目細)特別給付金等支給事務委託費	437,713	338,653	▲ 99,060	
(目)遺族及留守家族等援護活動費補助金	4,864	4,864	0	沖縄県
(項) 戦没者慰霊事業費	12,268	12,354	86	
(目)旧軍関係等調査事務等委託費	6,144	6,230	86	
(目細)旧軍関係調査事務等委託費	6,144	6,230	86	
(目)遺骨収集等委託費	6,124	6,124	0	沖縄県
(項) 中国残留邦人等支援事業費	662,845	678,844	15,999	
(目)遺族及留守家族等援護事務委託費	662,845	678,844	15,999	
(目細)特別給付金等支給事務委託費	477	439	▲ 38	
(目細)引揚者等援護事務委託費	662,368	678,405	16,037	「支援・相談員」の配置、 501,988千円
(項) 恩給進達等実施費	45,070	44,902	▲ 168	
(目)旧軍関係調査事務等委託費	45,070	44,902	▲ 168	
(目細)旧軍関係調査事務等委託費	8,990	9,069	79	
(目細)旧軍人遺族等恩給進達事務等委託費	36,080	35,833	▲ 247	1 旧軍人遺族等恩給進達関係 31,678千円 2 戦没者叙勲等進達関係 4,155千円

事 項	平成21年度 予 算 額	平成22年度 予 算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
社会・援護局(社会)計上分	9,179,017	9,310,936	131,919	
(項) 生活保護費	9,179,017	9,310,936	131,919	
(目)生活保護費等負担金	8,617,490	8,749,409	131,919	
(小事項)中国残留邦人生活支援給付金	8,617,490	8,749,409	131,919	中国残留邦人等に対する支援給付の実施
(項) 地域福祉推進費	561,527	561,527	0	
(目)セーフティネット支援対策等事業費補助金	561,527	561,527	0	中国残留邦人等地域生活支援事業の実施

事 項	平成21年度 予 算 額	平成22年度 予 算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
援護関係合計	10,447,505	10,495,139	47,634	
社会・援護局(援護)計上分	1,268,488	1,184,203	▲ 84,285	
社会・援護局(社会)計上分	9,179,017	9,310,936	131,919	

2 援護年金について

(1) 障害年金（年額）については、現行どおり。

(2) 遺族年金・遺族給与金（年額）

区 分	先順位者		後順位者	
	現行	H22.10～	現行	H22.10～
遺族年金・給与金	1,966,800円	現行どおり	72,000円	現行どおり
特例遺族年金・給与金	1,573,500円	現行どおり	56,400円	現行どおり
平病死遺族年金・給与金				
障害者遺族特例年金・給与金 ・公務傷病第2款症以下 ・勤務関連傷病第1款症以上	541,450円	557,600円	—	—
・勤務関連傷病第2款症以下	440,250円	456,400円	—	—
特設年金・給与金 ・公務傷病併発死亡	440,250円	456,400円	—	—
・勤務関連傷病併発死亡	318,850円	335,000円	—	—

※ 障害者遺族特例年金・給与金、特設年金・給与金の引上げ（政令で規定予定）
恩給の傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の引上げ(16,150円)に準拠
(5年計画を4年計画に前倒しした4年目)

3 援護年金等受給者数

- (1) 援護年金受給者数 18,985人 (平成21年3月末)
- ① 障害年金 2,201人
- ② 遺族年金、遺族給与金 16,784人

区 分	遺 族 年 金	遺 族 給 与 金
	人	人
公 務 死 亡	9,581	3,683
勤 務 関 連 死 亡	372	257
平 病 死 亡	1,143	857
併 発 死 亡	884	7
合 計	11,980	4,804

(2) 各種特別給付金等 (平成21年12月末)

- ① 第二十二回特別給付金 (200万円) 国債発行請求件数
(戦没者等の妻に対する特別給付金) 159,195件
- ② 第二十三回特別給付金 (100万円～15万円) 国債発行請求件数
(戦傷病者等の妻に対する特別給付金) 21,605件
- ③ 第二十四回特別給付金 (100万円) 国債発行請求件数
(戦没者の父母等に対する特別給付金) 97件
- ④ 第八回特別弔慰金 (40万円) 国債発行請求件数
(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金) 1,271,235件
- ⑤ 第九回特別弔慰金 (24万円) 国債発行請求件数
(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金) 15,122件

4 恩給関係経費について

1 恩給制度の歴史及び性格

明治8年の制度発足以来、134年を有する年金制度。国家補償たる性格を基本とし、一般財源を原資。

2 恩給の種類

本人に対する給付と遺族に対する給付、年功恩給と傷病恩給により大別

種 類		対 象 者	
本人給付	普通恩給	一定年限以上在職して退職した者（旧軍人(兵・下士官以下)12年、文官等17年)	
	傷病恩給	増加恩給	公務に起因する傷病により重度の障害を有する者
		傷病年金	公務に起因する傷病により比較的軽度の障害を有する者
		特例傷病恩給	本邦等で職務に関連する傷病により障害を有する旧軍人等
遺族給付	普通扶助料	普通恩給受給者の遺族	
	公務関係扶助料	公務扶助料	公務傷病により死亡した者の遺族
		増加非公死扶助料	公務以外の事由により死亡した増加恩給受給者の遺族
		特例扶助料	本邦等で職務に関連する傷病により死亡した旧軍人等の遺族
傷病者遺族特別年金	公務以外の事由により死亡した傷病年金又は特例傷病恩給受給者の遺族		

3 平成22年度の恩給年額

(1) 普通扶助料（实在職年6年未満）の最低保障額及び傷病者遺族特別年金の遺族加算の引上げ実施計画の4年目（最終）の措置として以下を実施。（10月実施）

① 普通扶助料（实在職年6年未満）の最低保障額を1,400円引き上げる。

平成21年10月～ 平成22年10月～
403,400円 → 404,800円

② 傷病者遺族特別年金の遺族加算を16,150円引き上げる。

平成21年10月～ 平成22年10月～
136,650円 → 152,800円

※ 所要経費 2億円（対象者34万人）

(2) 恩給年額水準については、平成19年改正恩給法に基づき、過去の据え置き分につき調整措置を講じた後、公的年金の引上率に基づき改定を行う。（平成22年度の恩給年額については、据置きとなる見込み。）

※平成22年度恩給予算額：6,761億円（△682億円）、恩給受給者数：84万人（△7万人）

4 恩給受給者に対するサービスの向上

高齢化の顕著な受給者の負担軽減等、受給者等に対するサービスの向上を図るため、一層の業務の見直しを推進。

5 所要経費

	平成22年度予算額	平成21年度当初予算額
一般会計（(項) 恩給費）	678,344,418千円	747,029,134千円

5 昭和館について

昭和館は戦没者遺族に対する援護施策の一環として、戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代に伝えるための国立の施設です。(平成11年3月開設)

7階 常設展示室(戦中の人々の暮らし)

昭和10年頃から昭和20年(終戦)までの戦中における国民生活を伝える実物資料を展示

6階 常設展示室(戦後の人々の暮らし)

昭和20年(終戦)から昭和30年頃までの戦後における国民生活を伝える実物資料を展示

5階 映像・音響室

当時の記録写真、映像、ニュース映画、SPLレコード等を収集コンピュータで検索して視聴できる。

4階 図書室

当時の国民生活を中心とした図書・雑誌を収集様々な目的に応じて、検索、閲覧ができる

3階 会議室

特別企画展などを開催

2階 広場

憩いの場

1階 懐かしのニュースシアター

戦中・戦後の国民生活を再現する当時のニュース映画を毎日上映(番組は毎週変更)

特別企画展(平成11年から毎年開催)

平成21年4月～5月	映像と写真・雑誌にみる戦前から戦後の日本
平成21年7月～8月	記された想い～手紙と日記にみる戦中・戦後～
平成22年3月～5月(予定)	館蔵名品展～版画に描かれた昭和の風景～

巡回特別企画展(平成13年から毎年開催)

平成21年 9月	語り伝えたい戦中・戦後の暮らし(青森県)
平成21年11月	語り伝えたい戦中・戦後の暮らし(静岡県)
平成22年10月(予定) 11月(予定)	三重県 山形県

場 所	〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-1
開館時間	10:00～17:30 (入館17:00まで)
休館日	月曜日(祝日、振替休日のときはその翌日) 年末年始
アクセス	地下鉄「九段下駅」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)
ホームページ	http://www.showakan.go.jp

6 しょうけい館 について

●設置目的

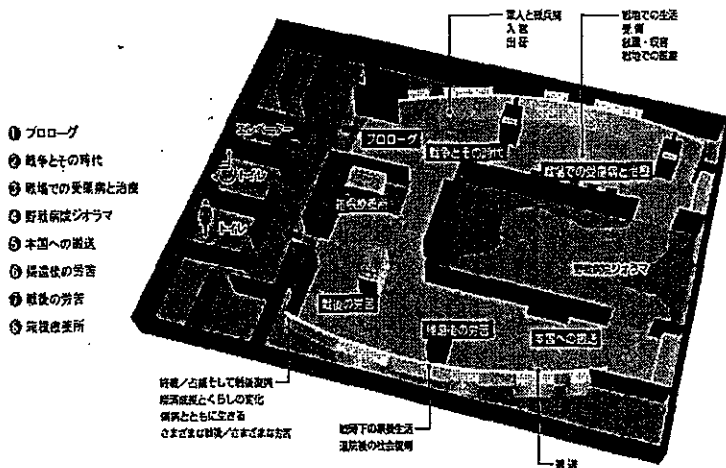
しょうけい館は、戦傷病者とそのご家族等の戦中・戦後に体験したさまざまな労苦についての証言・歴史的資料・書籍・情報を収集、保存、展示し、後世代の人々にその労苦を知る機会を提供する国立の施設です。(平成18年3月開設)

●事業の概要

- 1 展示事業 2 図書映像資料等閲覧事業 3 関連情報提供事業

《常設展示について》

体験者の証言を基に戦場で負傷したある兵士の足跡を辿る形で戦傷病者とその家族の労苦をお伝えします。



戦場スケッチ

《企画展について》

常設展示とは違った視点や内容等により、夏と春には企画展を開催し、それ以外の期間にはしょうけい館にて新規に制作した証言映像を中心とした企画上映会を開催しています。

企画展	
平成21年3月～5月	短歌展「いたみ」を綴る～短歌にこめた戦傷病者の労苦～
平成21年7月～9月	療養所の戦後～箱根療養所でくらしした戦傷病者の労苦～
平成22年3月～5月(予定)	あふれる想い、伝える言葉～戦傷病者とその家族等が綴る体験記展～

企画上映会	
平成21年6月～7月	戦傷病者の夫婦が語る戦中・戦後一夫婦で、ともに生きてゆく強さ
平成21年10月～11月	それぞれの絆～戦傷病者とその家族が語る労苦の日々～

場 所	〒102-0074 東京都千代田区九段南1-5-13共同ビル
開館時間	10:00～17:30(入館は午後17:00まで)
休 館 日	月曜日(祝日、振替休日)のときはその翌日、年末年始
ア ク セ ス	地下鉄「九段下」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.shokeikan.go.jp

